宮古市都市計画マスタープラン

平成 30 年 9 月

宮　古　市

はじめに

本市では、都市計画に関する基本的な方針である、宮古市都市計画マスタープランを平成１５年に策定し、まちづくりを進めてきましたが、その後の市町村合併による市域の拡大や東日本大震災からの復興事業に伴う都市構造の急激な変化、人口減少・少子高齢化の進行などにより、本市を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、現在、東日本大震災からの復興計画は、各３か年の復旧期、再生期を経て、震災前よりも活力があり、魅力あふれるまちとして発展するための取り組みを行う発展期の中間年を迎え、復興は総仕上げの段階に入っています。

このような社会環境の変化に対応するとともに、本市における長期的なまちづくりの方向性を示すものとして、都市計画マスタープランを全面的に見直し、この度、策定しました。

本計画では、“「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち”を都市の将来像に掲げ、各地域における歴史や文化、暮らしなど、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めていくとともに、各地域に拠点を位置づけたうえで、交通ネットワークにより、相互に連携する都市構造の実現を目指すものです。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、ご審議いただきました宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会並びに都市計画審議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成３０年９月

宮古市長　　山 本 正 徳

宮古市都市計画マスタープラン
〔 目 次 〕

第１章　計画の位置づけ …… 1
第１　計画の目的・役割 …… 1
第２　計画見直しの背景 …… 1
第３　計画の位置づけ …… 2
第４　計画期間 …… 4
第５　対象区域 …… 4
第６　計画の構成 …… 5

第２章　宮古市の現況と課題 …… 6
第１　宮古市の現況 …… 6
第２　市民の意向 …… 34
第３　社会環境の変化 …… 38
第４　都市づくりの課題 …… 40

第３章　都市づくりの目標 …… 47
第１　まちづくりの基本方針 …… 47
第２　将来人口 …… 47
第３　都市づくりの目標 …… 48
第４　将来都市構造 …… 50

第４章　都市づくりの方針（全体構想） …… 52
第１　土地利用の方針 …… 53
第２　市街地の整備方針 …… 61
第３　交通ネットワーク施設等の整備方針 …… 64
第４　産業振興の方針 …… 76
第５　居住環境の整備方針 …… 80
第６　生活関連施設の整備方針 …… 84
第７　防災対策の方針 …… 86
第８　福祉のまちづくり方針 …… 89
第９　歴史・文化・観光振興の方針 …… 90
第10　景観形成の方針 …… 93
第11　環境保全の方針 …… 99

第５章　地域別まちづくりの方針（地域別構想） …… 102
第１　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の位置づけ …… 102
第２　地域区分 …… 102
第３　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成 …… 103
第４　中心地域（東部地域を除く旧宮古市地域） …… 104
第５　東部地域（津軽石地域・重茂地域） …… 111
第６　北部地域（田老地域） …… 115
第７　西部地域（新里地域・川井地域） …… 119

第６章　計画の推進 …… 123
第１　計画的な進行管理 …… 123
第２　市民参画と協働によるまちづくりの推進方策 …… 124

資料編 …… 125

第１章　計画の位置づけ

第１　計画の目的・役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村での策定が義務づけられています。

上位計画である総合計画が、市政全般の総合的な指針であるのに対して、土地利用、市街地や都市施設の整備、自然環境等の保全と活用など、まちづくりに関する基本方針としての役割を担うとともに、市が定め実施する都市計画の指針となるものです。

都市計画マスタープランの３つの役割

○目指すべき都市の将来像を示します

良好なまちづくりを実現していくためには、まちづくりに関わる関係者が、自然・歴史・文化・産業などの地域特性を踏まえつつ、将来のまちの課題やビジョンを共有することが重要であり、そのための「都市の将来像（都市づくりの目標、都市構造など）」を示します。

○将来像の実現に必要な施策の方向性を体系的に示します

都市計画を中心として、将来像の実現に必要な施策の方向性について、体系的に示すとともに、市民協働の取り組みや、ハード・ソフト両面からの施策の方向性を示します。

○今後の個別の都市計画の決定・変更の指針となります

今後の都市計画の指針としての役割を担うものであり、個別の都市計画（決定・変更や都市計画事業の実施等）の方針を示します。

「都市づくり」と「まちづくり」

本都市計画マスタープランにおいて「都市づくり」は、都市の将来像を実現するため、土地利用や道路及び施設など、都市施設整備の施策を示すとともに、これらの施策によって取り組んでいく都市の形成を示すものとします。

また、各種の施策に市民参画と協働により取り組んでいくことを「まちづくり」と表現しています。

第２　計画見直しの背景

現行の計画は、平成 15 年 3 月に策定されました。

その後の市町村合併による市域の拡大や東日本大震災からの復興事業に伴う田老地区の都市計画区域編入及び都市構造の急激な変化、人口減少・少子高齢化の進行などにより、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから計画を見直し、長期的な視点で策定します。

第３　計画の位置づけ

本計画は、「宮古市総合計画」や市町村を超える広域的な観点で都市づくりの方向性を示す「宮古都市計画区域マスタープラン」、適切な県土の管理及び利用の基本方針を定めた「国土利用計画岩手県計画（第５次）」に即したものとするとともに、本市の各種分野別計画と連携・調整しながら策定します。

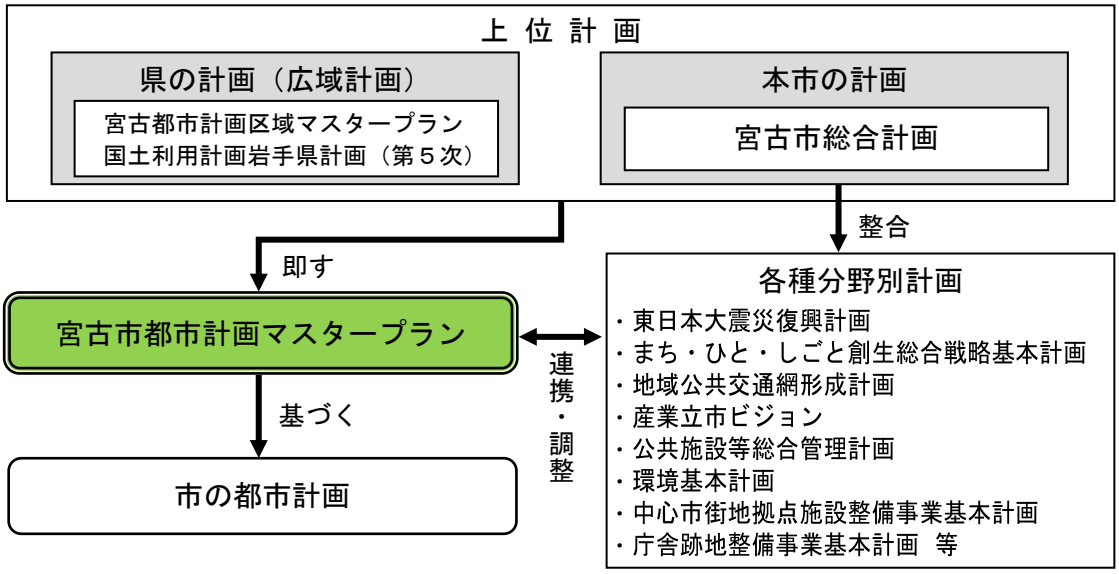

１　宮古市総合計画

宮古市総合計画では、都市の将来像として『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』を掲げ、「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かなひとを育むまちづくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」をまちづくりの基本的な方向とし、７つの基本施策が示されています。

【将来像・基本的な方向・基本施策の体系図】

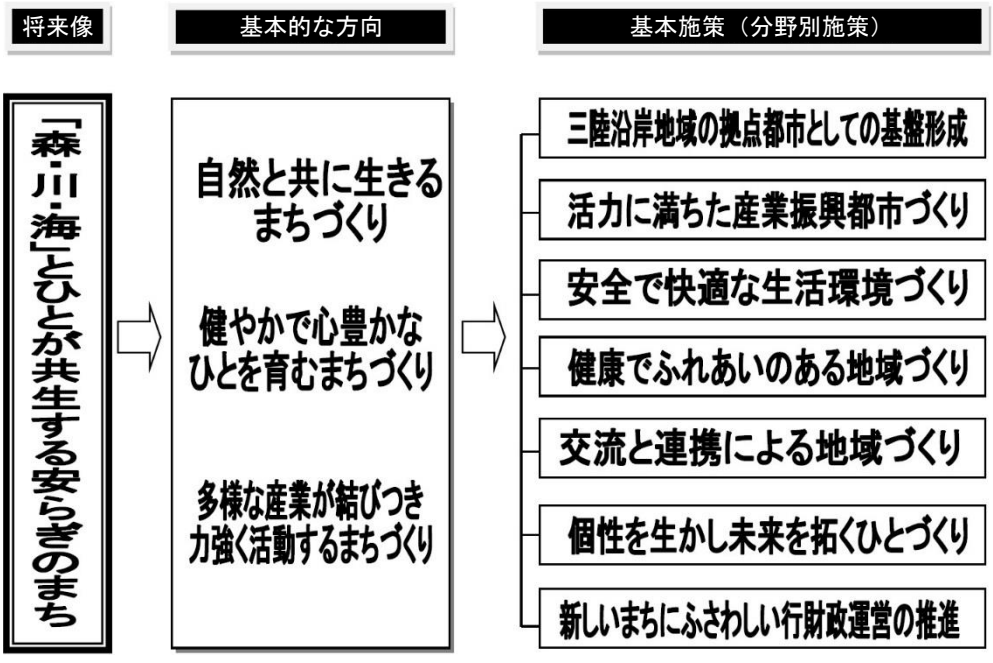

2　県の計画（広域計画）

(1)　宮古都市計画区域マスタープラン

宮古都市計画区域マスタープランでは、都市づくりの基本理念として「森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市」を掲げて、次に示す基本方針が示されています。

都市づくりの基本理念**「森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市」**

〇周辺を取り巻く三陸の海と広大な山地及び閉伊川をはじめとする流域の自然と調和した人にやさしい都市空間づくりを進め、快適な暮らしを支える居住環境を形成するとともに、森と川と海の恵みが豊富な地域の特性を活かした産業の展開により活力に満ちた拠点の形成を図ります。
〇三陸沿岸の各地や内陸部を機能的に結ぶ道路等の交通ネットワークを整備し、交流の拠点となる都市の形成を図ります。
〇津波災害に備えたまちづくりを進めるため、「減災」の考え方に基づく「多重防災型」のまちづくりを目指すとともに、これまで蓄積してきた社会資本を貴重な財産として維持管理に努め、人口減少や高齢社会に備えたエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築を目指します。

都市計画区域の基本方針

〇森・川・海の自然と共生する環境の形成
〇快適な暮らしを支える居住環境の形成
〇都市機能の集積による活力に満ちた魅力ある都市拠点の形成
〇交通ネットワークの整備による交流拠点都市の形成
〇「多重防災型」のまちづくりによる安全で安心な防災都市の形成

(2)　国土利用計画岩手県計画（第５次）

国土利用計画岩手県計画（第５次）では、適切な県土管理と県土利用の質的向上をねらいとして、「県民の暮らしを支える県土利用」「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」「安全・安心を実現する県土利用」の３つの基本方針により、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すことが示されています。

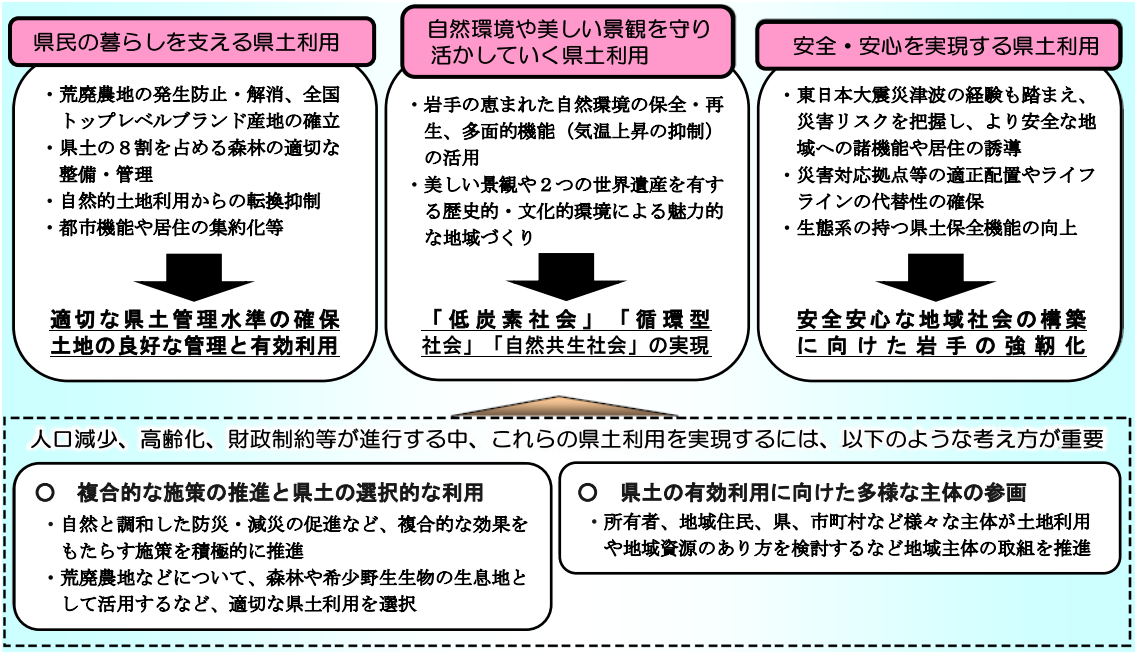

第４　計画期間

本計画は、見直しの基準年度である平成 30 年度から平成 50 年度までの、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、まちづくりの方向性を示すものとします。

ただし、上位計画との整合を図る観点や、社会経済情勢の変化を踏まえ、適時・適切に見直すものとします。

20 年後の都市の姿を展望した“まちづくり”の方向性を示します

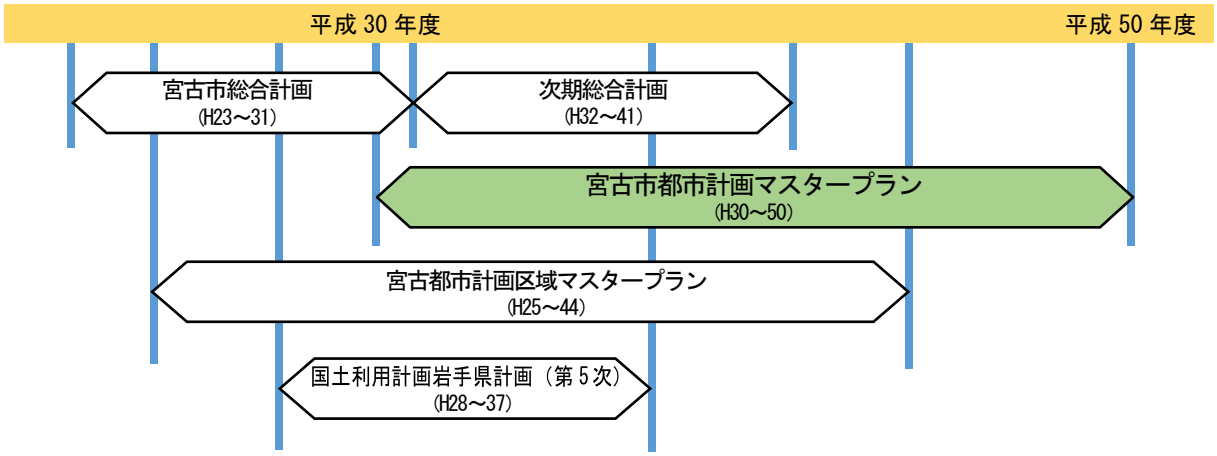

第５　対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域を基本としつつ、全市的なまちづくりを進める観点や関連計画との整合を図るため、市域全体を対象とします。

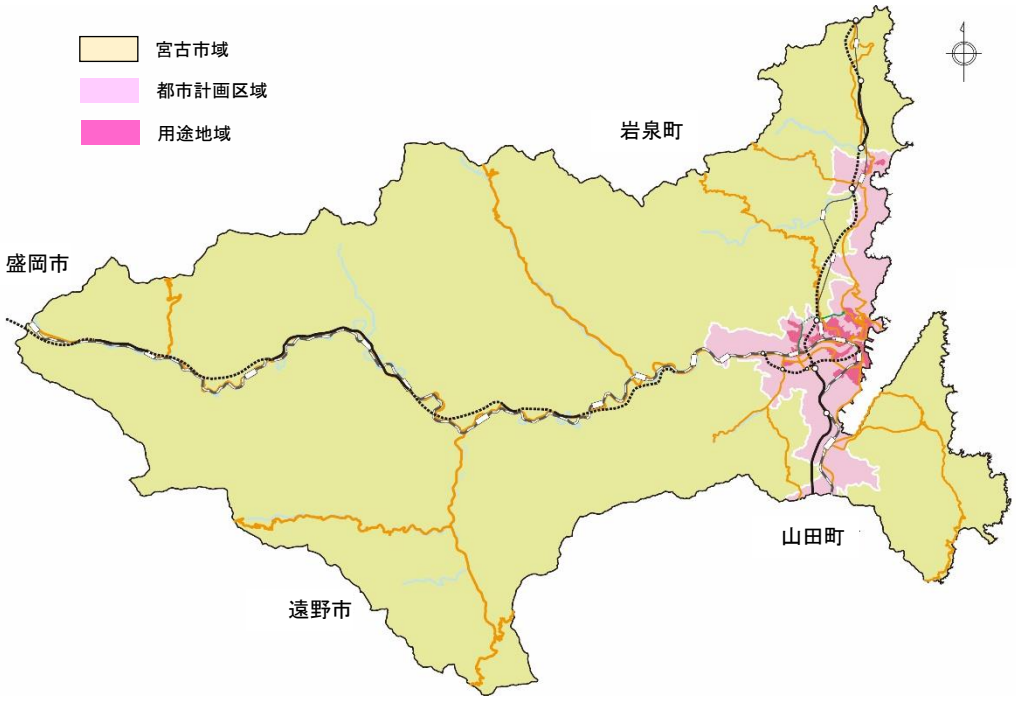

第６　計画の構成

本計画は、計画の位置づけ、現況と課題、都市づくりの目標、都市づくりの方針（全体構想）、地域別まちづくりの方針（地域別構想）、計画の推進で構成されます。

１　計画の位置づけ

マスタープランの前提条件を定めます

- 計画の目的・役割
- 計画見直しの背景
- 計画の位置づけ
- 計画期間
- 対象区域
- 計画の構成

２　現況と課題

現況等を踏まえ都市づくりの課題を整理します

- 宮古市の現況
- 市民の意向
- 社会環境の変化
- 都市づくりの課題

３　都市づくりの目標

目標や都市構造等の将来の都市像を定めます

- まちづくりの基本方針
- 将来人口
- 都市づくりの目標
- 将来都市構造

４　都市づくりの方針（全体構想）

目標実現のための各種都市づくりの方針を定めます

- 都市づくりの各方針
  （土地利用、市街地整備、交通ネットワーク施設等、産業振興、居住環境、生活関連施設、防災対策、福祉のまちづくり、歴史・文化・観光振興、景観形成、環境保全）

５　地域別まちづくりの方針（地域別構想）

全体構想を踏まえて地域別にまちづくりの方針を定めます

- 地域別まちづくり方針の位置づけ
- 地域区分
- 地域別まちづくり方針の構成
- 地域別まちづくりの各方針
  （中心地域、東部地域、北部地域、西部地域）

６　計画の推進

計画の推進・実現に向けた取り組みを示します

- 計画的な進行管理
- 市民参画と協働によるまちづくりの推進方策

第２章　現況と課題

第１　宮古市の現況

１　位置・面積・広域的位置づけ

本市は岩手県の沿岸部、三陸海岸のほぼ中央に位置し、西側は盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接しています。

総面積は 1,259.15ｋ㎡で、岩手県の総面積の約 8%を占め、県内最大の面積を有しています。

国道 106 号及びＪＲ山田線により盛岡市と連絡し、東北自動車道、国道 4 号、ＪＲ東北新幹線、東北本線により内陸各都市とつながり、また、国道 45 号や三陸沿岸道路により沿岸各都市と広域的な連携が形成されています。

また、平成 30 年 6 月には、岩手県初となるフェリーが本市と北海道室蘭市を結ぶ「宮蘭フェリー航路」として就航し、新たな物流・観光ネットワークの創出が期待されます。

今後は、産業・経済・文化の基盤である交通ネットワークの一層の強化を図り、都市間到達時間の短縮による物流機能の向上や交流人口の拡大、港湾機能の充実など、三陸沿岸地域の拠点都市としての発展が期待されます。

図 2-1　宮古市の位置及び広域的な位置づけ

2　沿革・地勢・気候

(1)　沿革

本市は、古来、自然の恵み豊かな地域として古代人がムラを形成してきました。地域内で発見された遺跡や遺物から、縄文時代には、すでに人間が生活を営んでいたことが明らかになっています。

中世の鎌倉時代には、源氏ゆかりの閉伊頼基が閉伊郡を拝領したと言われ、戦国時代まで山や川などの自然地形を利用した要塞である城館跡が 50 余り存在します。

近世、江戸時代は、盛岡藩となって代官所が置かれ、宮古湾周辺の豊富な海産物を宮古港から江戸へと送る交易により、領内屈指の繁華地として賑わいました。

明治維新後は、明治 22 年の「明治の大合併」、昭和 16 年の市制施行、昭和 30 年の「昭和の大合併」により、岩手県沿岸の中核都市へと発展しました。

平成 17 年 6 月 6 日に宮古市・田老町・新里村が合併、平成 22 年 1 月 1 日には川井村を編入という「平成の大合併」を経て現在に至っています。

表 2-1　市域の変遷

年号	市域の変遷
明治 22 年 (1889 年)	市町村制の施行により、 ・宮古村が宮古町に、浦鍬ヶ崎村が鍬ヶ崎町となる。 ・旧制度による村が合併し、それぞれ、山口村・千徳村・磯鶏村・崎山村・津軽石村・重茂村・花輪村となる。 ・田老村・末前村・乙部村・摂待村が合併して田老村となる。 ・茂市村・蟇目村・腹帯村が合併して茂市村に、刈屋村・和井内村が合併して刈屋村となる。 ・小国村・江繋村が合併して小国村に、川井村・古田村・片巣村・箱石村・鈴久名村・夏屋村・川内村が合併して川井村に、平津戸村・門馬村・田代村が合併して門馬村となる。
大正 13 年 (1924 年)	宮古町と鍬ヶ崎町が合併して宮古町となる。
昭和 16 年 (1941 年)	宮古町・山口村・千徳村・磯鶏村が合併して宮古市となる。
昭和 19 年 (1944 年)	田老村が町制を施行し、田老町となる。
昭和 30 年 (1955 年)	・花輪村・津軽石村・崎山村・重茂村が宮古市に編入される。 ・茂市村と刈屋村が合併して新里村となる。 ・川井村・門馬村・小国村が合併して川井村となる。
平成 17 年 (2005 年)	宮古市・田老町・新里村が合併して宮古市となる。
平成 22 年 (2010 年)	川井村が宮古市に編入される。

(2)　地勢

東は太平洋に面し、その海岸線には三陸復興国立公園の一角を構成するリアス海岸の壮大な景観が広がっています。

北、西、南の三方は、早池峰国定公園をはじめ、北上山地より連なる緑豊かな山々に囲まれ、美しい渓谷の中央を閉伊川が流れる恵まれた自然環境にあります。

一方で、平地が少なく、総面積の約 92%を森林が占めています。このため、海岸沿いや河川に沿った平地に人家が集積してまちが形成されています。

図 2-2　地形図

資料：地理院地図（電子国土 Web）

(3)　気候

東西に広がる地勢から気候は変化に富んでいます。東側の沿岸部は、海洋性の気候であり、夏季に冷涼なヤマセ（冷涼な北東風）の影響を受けやすいものの、冬季は積雪が少なく、県内陸部と比較して温暖で乾燥した気候となっています。

西側の内陸部は、北上山地の中心部にあり、標高が高いことから、夏季は冷涼な高原性気候となっており、冬季は積雪が多い特徴があります。

3 人口等の推移

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、昭和 35 年の 81,093 人をピークに減少を続けており、平成 27 年の国勢調査では 56,676 人とピーク時の約 7 割にまで落ち込んでいます。

世帯数は昭和 55 年までは増加傾向にありましたが、以降はほぼ横ばいに推移しています。

図 2-3 人口・世帯数の推移

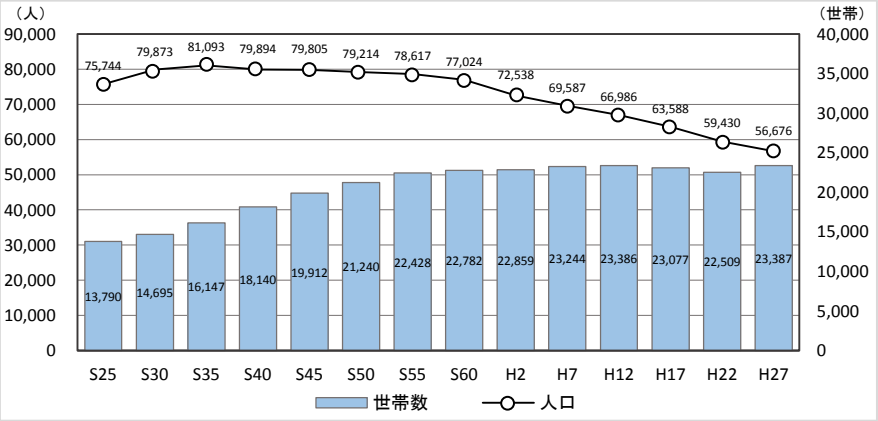

資料：国勢調査

(2) 人口構成

平成 27 年の国勢調査による 3 区分別人口は、15 歳未満が 10.7%、15～64 歳が 55.3%、65 歳以上が 34.0%となっています。15 歳未満の年少人口の割合が県平均 11.9%を下回る一方で、65 歳以上の高齢化率は県平均 30.4%を上回っており、少子高齢化が進行しています。

図 2-4 人口構成の推移と人口ピラミッド

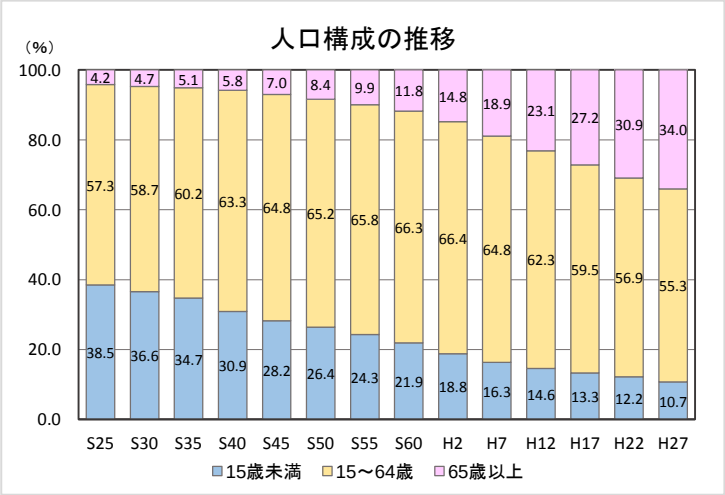

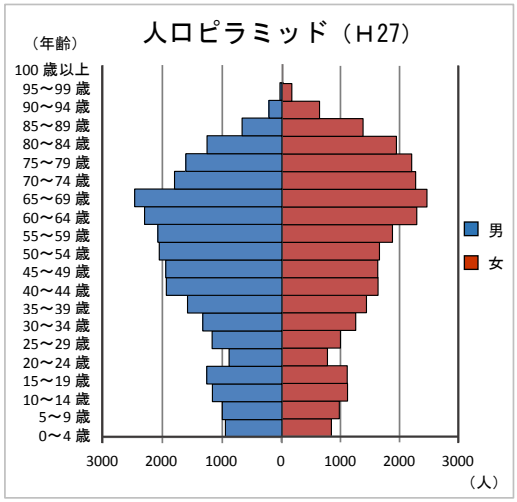

資料：国勢調査

(3)　都市計画区域内における人口密度の分布

平成 27 年の国勢調査によると、宮古駅前から県道宮古岩泉線沿いの末広町、和見町、保久田、五月町、緑ヶ丘、西町 1～4 丁目、田の神 1・2 丁目、山口 3・4 丁目などや、西ヶ丘 4 丁目、太田 1・2 丁目、長根 3 丁目、板屋 1・2・4 丁目、神田沢町などに人口密度の高い地区が分布しています。

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間に人口が 200 人以上増加したのは、近内 4 丁目及び実田 2 丁目、河南などとなっています。

一方、人口が 200 人以上減少したのは、横町、黒田町、新町、本町、大通 1・2 丁目、向町、新川町、南町などの中心市街地と、田老、鍬ヶ崎上町・仲町・下町、蛸の浜町、山根町、港町、愛宕 2 丁目、津軽石第 2 地割・第 5 地割などの沿岸区域となります。これらの沿岸区域は、東日本大震災の津波による被害を受けた区域と概ね一致します。

図 2-5　H27 人口密度分布図

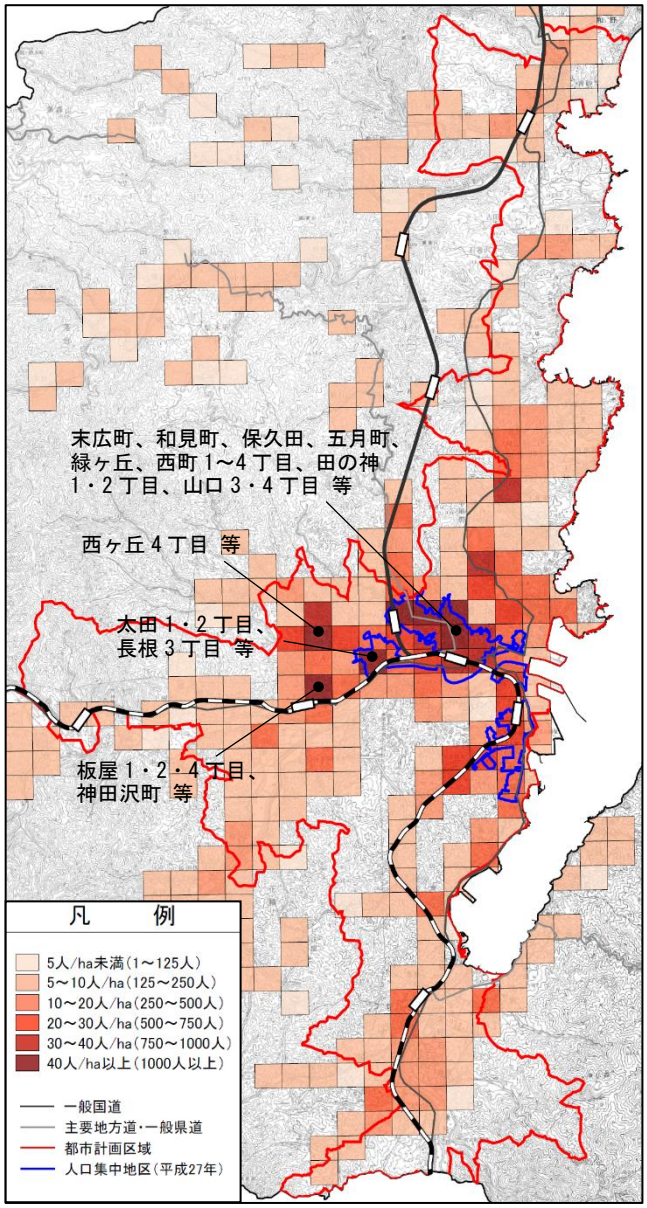

図 2-6　H17 と H27 の人口増減比較

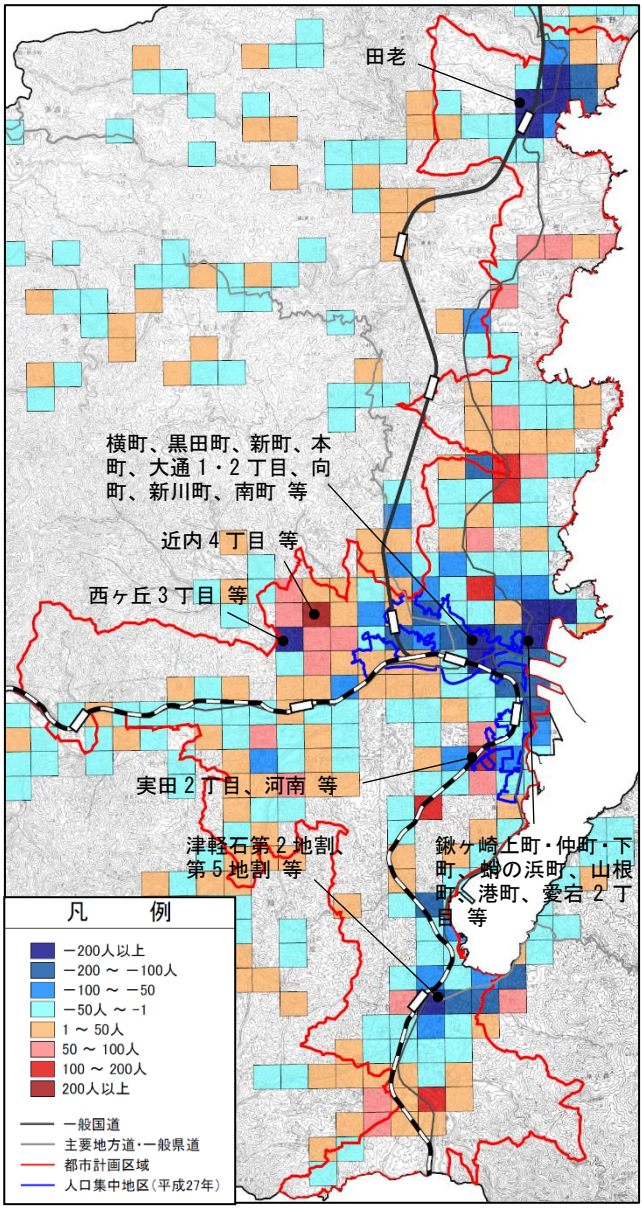

資料：国勢調査 500ｍメッシュ

(4)　人口集中地区※1

人口集中地区の人口は、昭和 55 年をピークに減少傾向が続いています。

一方で、人口集中地区の面積は、平成 2 年をピークに平成 7 年以降は横ばいに推移しており、人口密度が低下した市街地が広がっています。

図 2-7　人口集中地区における人口と面積の推移

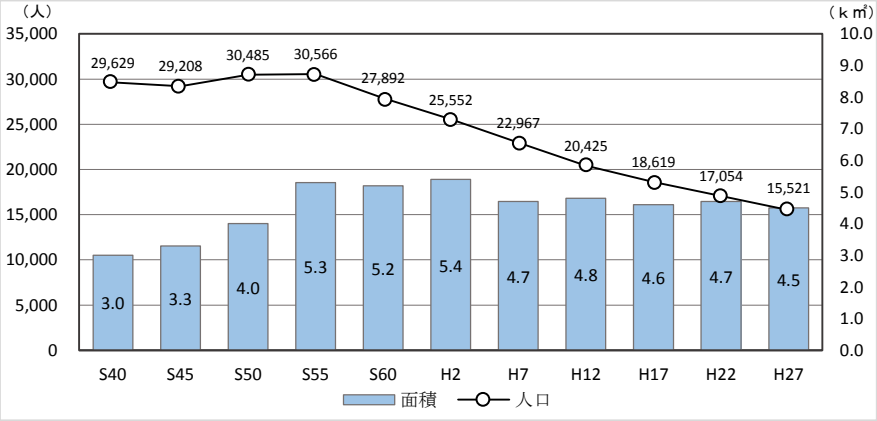

資料：国勢調査

図 2-8　人口集中地区の変遷

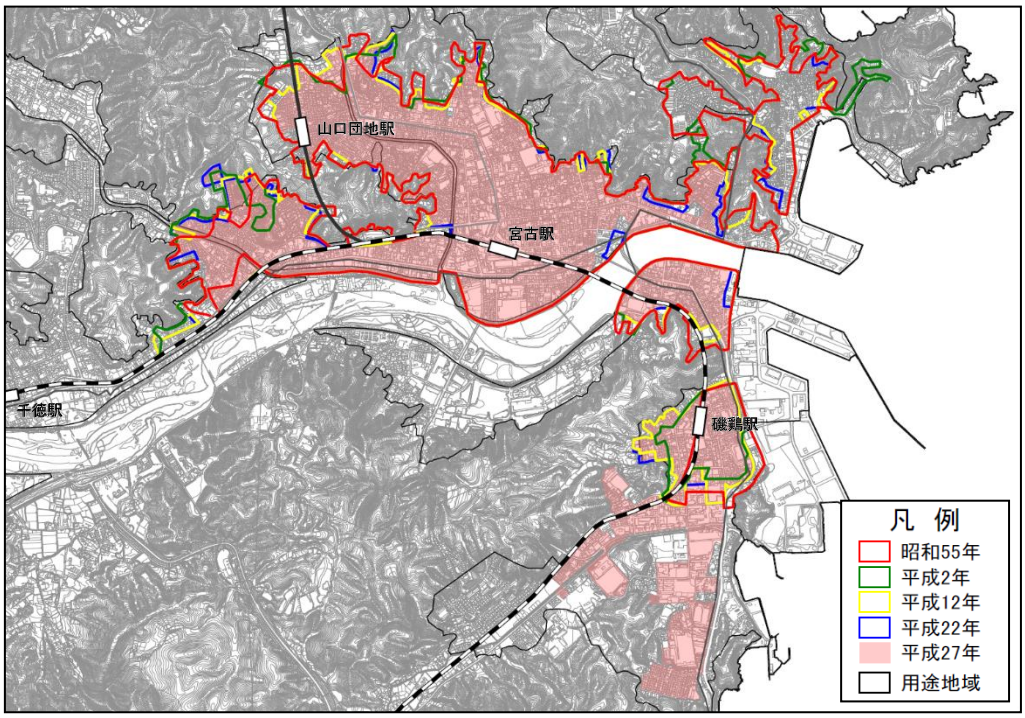

資料：国勢調査

※1　人口集中地区：国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が 4,000 人/k ㎡の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。DID（Densely Inhabited District）とも呼ばれる。

図 2-9 人口集中地区の推移

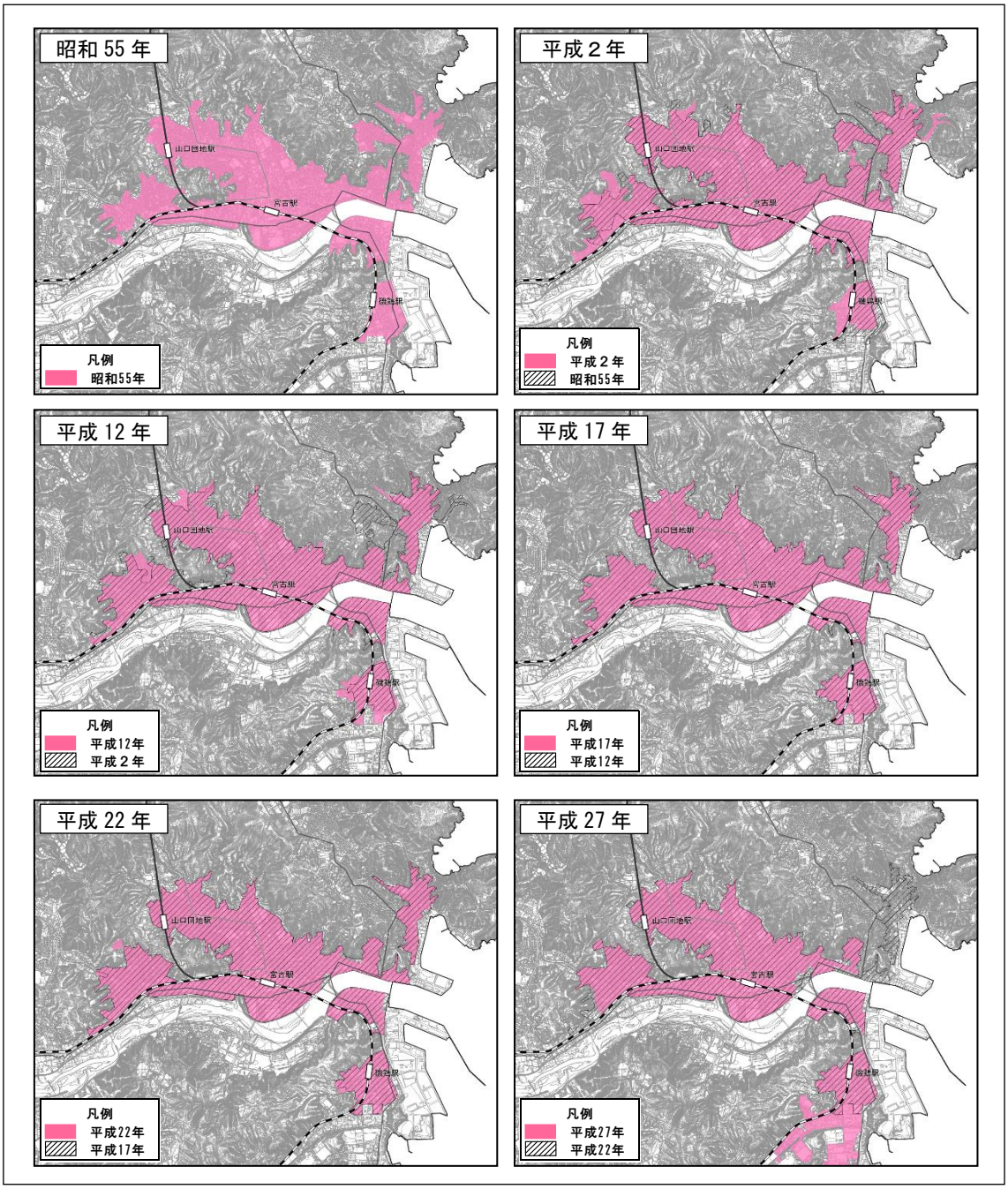

資料：国勢調査

4 産業

(1) 農業

本市はそれぞれの地域の特性に合わせ、水稲・野菜・果樹・花き・畜産あるいは林業や漁業などを組み合わせた複合経営と多品目栽培が行われています。

平成 27 年までの農業の状況をみると、農家数、農家人口ともに減少傾向にあります。

図 2-10 農家数・農家人口の推移

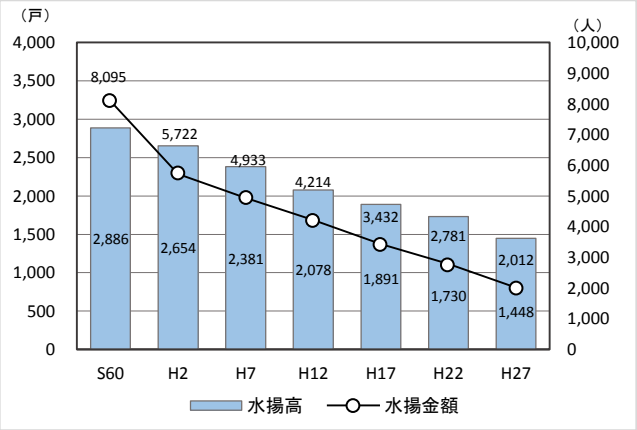

資料：農林業センサス

(2) 林業

本市の森林面積は約 11.5 万 ha と市の総土地面積の約 92%を占め、県内市町村で最も広い森林面積となっています。

近年は、木材価格の低迷により、森林所有者の投資意欲が低下し、伐採しても再造林が行われない山林が増加しています。

図 2-11 伐採面積・造林面積の推移

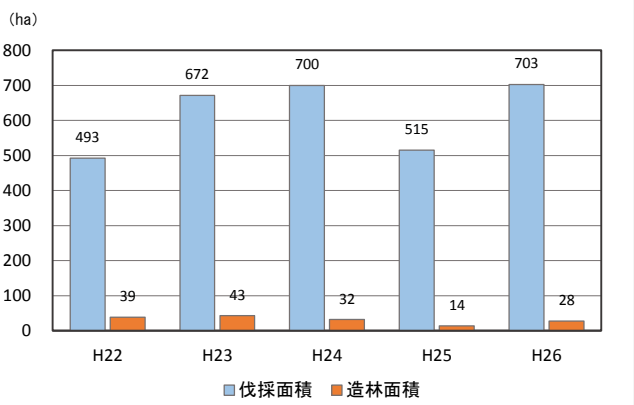

資料：伐採面積 農林課調べ
造林面積 平成 27 年版 岩手県林業の指標

(3) 水産業

宮古沖はサケ・サンマ・アワビ・ワカメ・コンブなどの海産物が多く水揚げされる好漁場となっていますが、国際的な漁業規制の強化や水産資源の減少により水揚高の低下、漁業就業者の減少及び高齢化が進行しています。

図 2-12 漁協組合員数、水揚高・水揚金額の推移

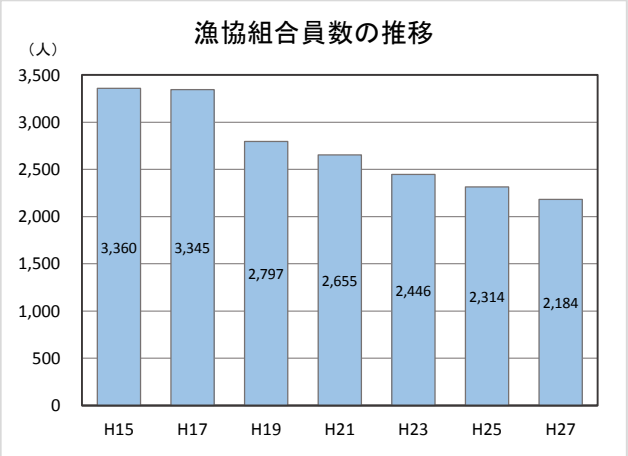

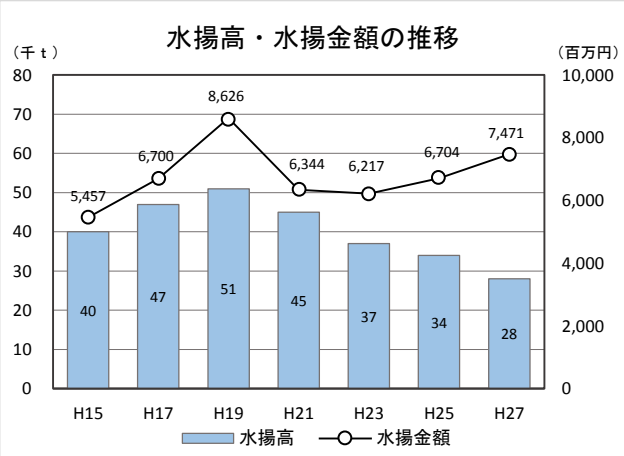

資料：水産統計

(4)　工業

本市の工業は、金型・コネクター産業、木材・木製品製造業、食料品製造業などが中心となっています。

平成 26 年時点で 110 事業所、従業者数 2,816 人となっています。製造品出荷額は全体で 748 億円となっています。

製造品出荷額、事業所数、従業員数は、平成 20 年以降、減少傾向にありました。平成 24 年から、製品出荷額は増加していますが、事業所数及び従業者数は、横ばいで推移しています。

図 2-13　従業者数・事業所数、製造品出荷額の推移

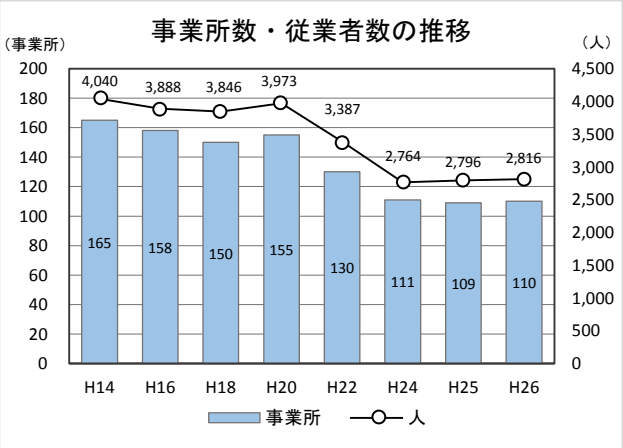

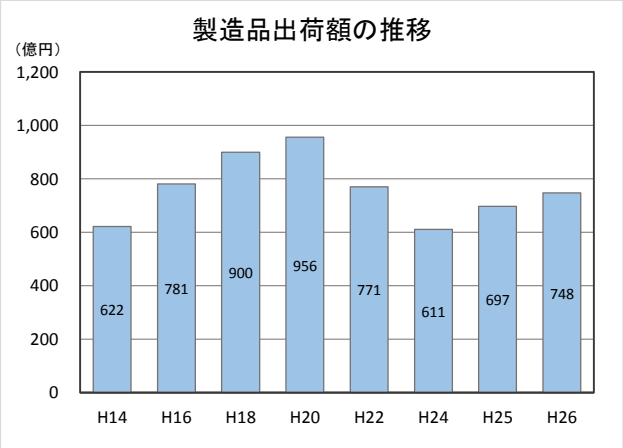

資料：工業統計

図 2-14　製造品出荷額の割合（平成 26 年）

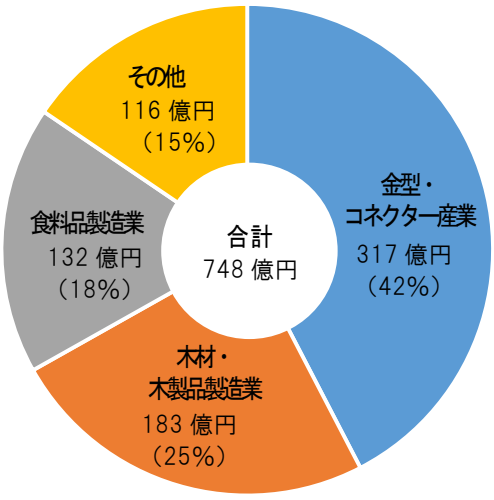

資料：工業統計

(5) 商業

本市の商業は、主に中心市街地の商業地と郊外型の大規模小売店舗によって構成されています。

平成 26 年時点で 678 事業所、従業者数 4,064 人、年間商品販売額 1,147 億円となっています。

事業所数、従業者数、年間商品販売額は、年々減少傾向にありましたが、平成 26 年には増加しています。

また、店舗面積 1,000 ㎡以上の大規模小売店舗は、市の小売店舗面積の約 45%を占めており、すべて宮古地区に立地しています。

図 2-15 卸・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

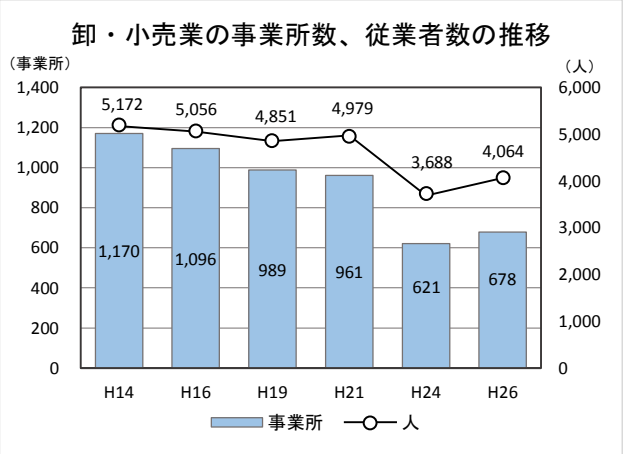

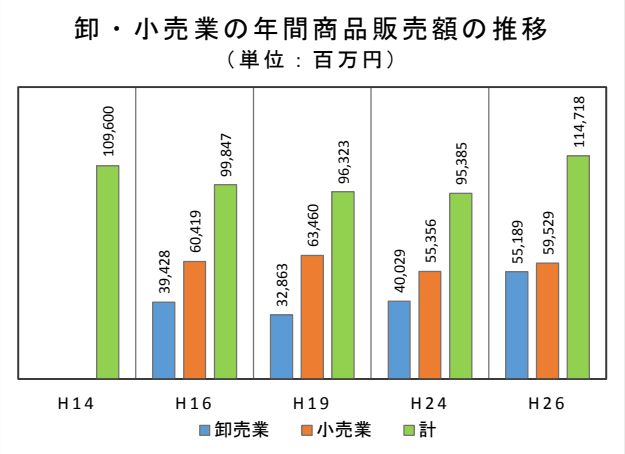

資料：宮古市商業振興ビジョン（平成 28 年 3 月）、宮古市の統計

図 2-16 大規模小売店舗位置図

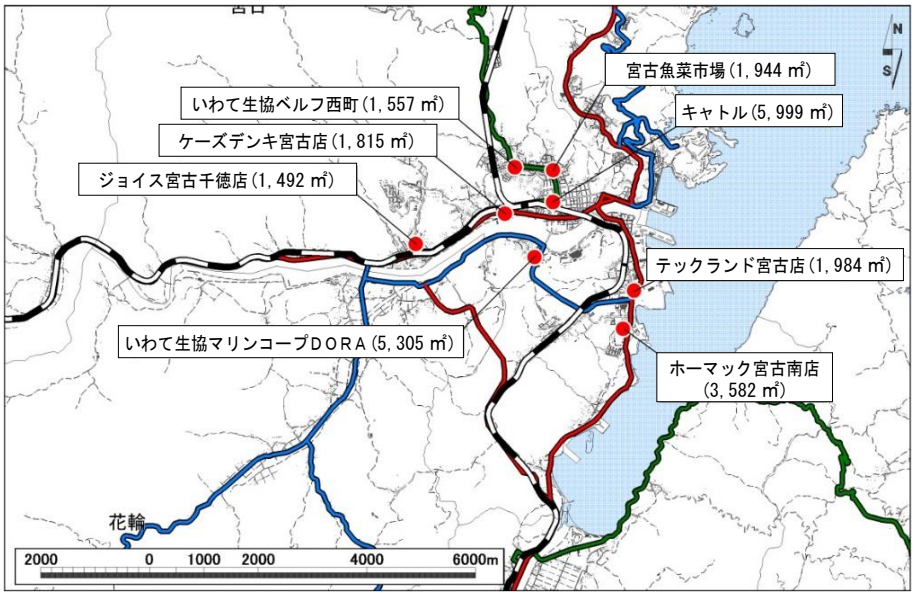

資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

(6) 観光

本市の観光客入込数は、平成４年度の 275 万人を最高に、以降は年々減少傾向にあります。

特に、平成 23 年度は、震災の影響により大幅に減少しましたが、現在は震災前のレベルまで回復しています。

「三陸復興国立公園」は、青森県南部から宮城県北部までの海岸部陸域を範囲とする区域 28,537ha が指定されています。

図 2-17　年度別観光客入込数の推移

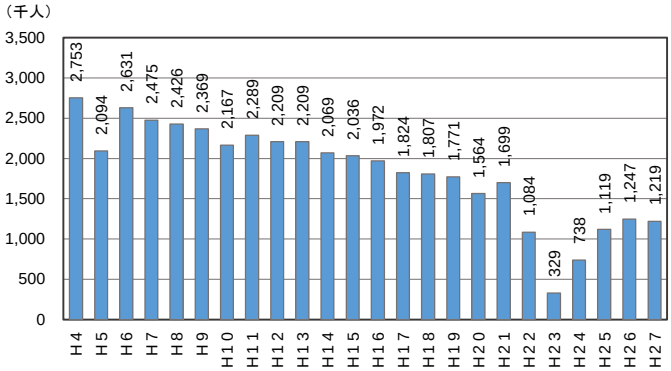

資料：宮古市観光振興ビジョン
平成 28 年版岩手県観光統計概要

宮古の代表的な景勝地である浄土ヶ浜は、その中央に位置します。

また、「みちのく潮風トレイル」は、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイルとして、新たな魅力を発信しています。

日本ジオパーク委員会から認定された「三陸ジオパーク」は、美しく壮大な景観や大地の歴史に触れ合うため、多くの観光客が訪れています。

国定公園に指定されている「早池峰山」は、その山麓には宿泊施設やキャンプ場が整備されており、登山や渓流釣りなどに利用されています。

図 2-18　三陸復興国立公園関連プロジェクト・みちのく潮風トレイル

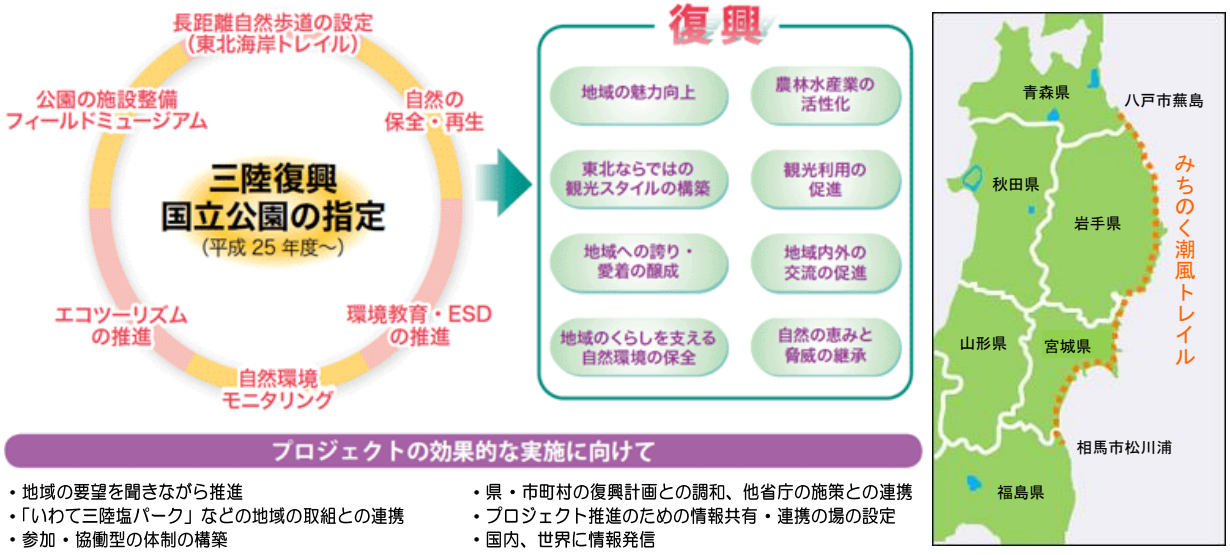

資料：環境省ホームページ

５　公共交通

本市の公共交通は、ＪＲ山田線、三陸鉄道北リアス線及び路線バスによって構成されています。その他に、スクールバスや患者輸送バスなどにより公共交通が補完されています。

鉄道と路線バスによる公共交通カバー圏人口は、平成 25 年 10 月時点で 40,133 人、カバー圏人口の割合は約 70%となっています。

残りの約 30%は、鉄道や路線バスが利用しにくい地域に住んでおり、自動車などの交通手段を持たない人は、日常の移動に制約がかかる状況にあります。

図 2-19　鉄道・バス路線図

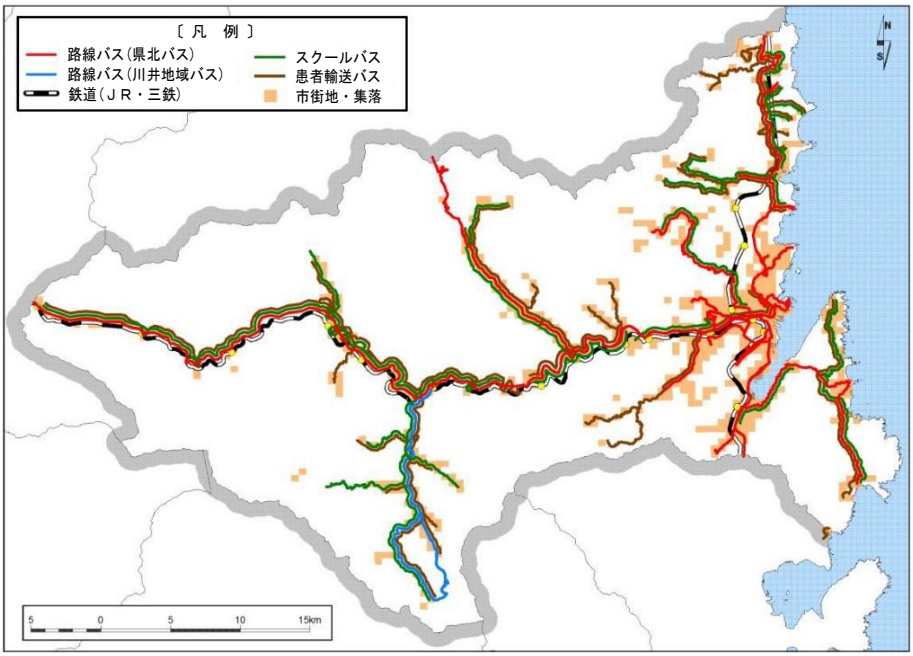

資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

図 2-20　鉄道と路線バスによる公共交通カバー圏に含まれる地域

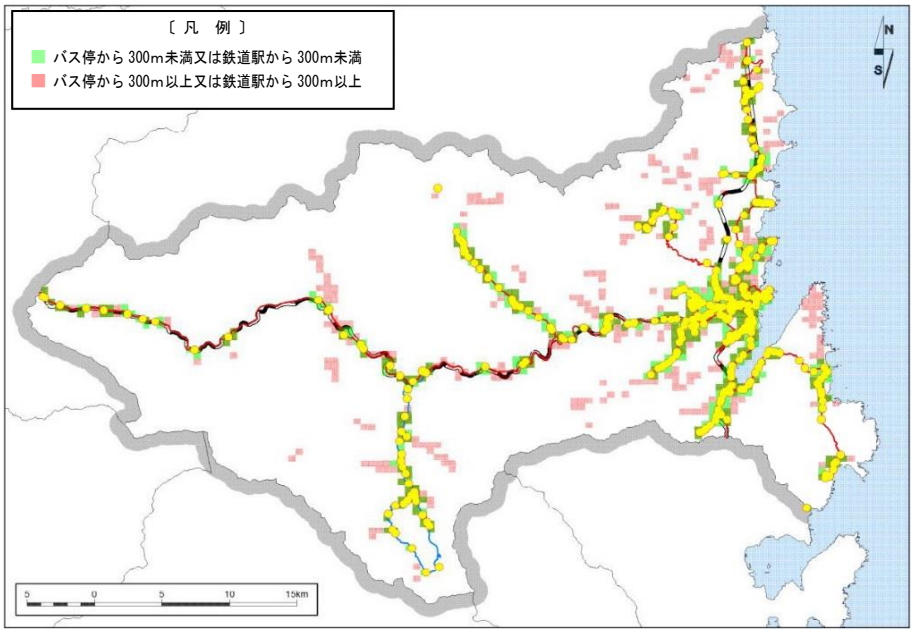

資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

(1) 鉄道

鉄道は、ＪＲ山田線と三陸鉄道北リアス線があり、本市と近隣市町村をつなぐ根幹的な交通を担っています。

ＪＲ山田線は、宮古～盛岡間で1日4往復運行されています。宮古～釜石間は、東日本大震災により被災したことから、路線バスによる振替輸送が行われており、1 日 11 往復運行されています。現在、復旧整備が進められていますが、平成 31 年 3 月に株式会社三陸鉄道へ経営が移管される予定です。

三陸鉄道北リアス線は、宮古～久慈間で、1 日 11 往復運行されています。

（※運行本数は、平成 30 年 4 月現在）

(2) バス

① 都市間バス

県北バスによる宮古～盛岡間の 106 急行バスが 1 日 18 往復運行されており、新里地区、川井地区と市の中心部をつなぐ生活交通としての役割も担っています。

また、宮古～東京・横浜間の BEAM-1 は、1 日 1 往復運行されています。

茂市～岩泉間は、鉄道廃止に伴う代替交通として、東日本交通により、1 日 4 往復運行されています。

② 市内路線バス

市内の路線バスは、県北バスにより、34 系統で運行されています。震災後、仮設住宅団地や新たに整備された団地に対応した系統も運行されています。

川井地域では、川井地域バスが 5 系統で運行され、小国地区からＪＲ山田線や国道 106 号の幹線交通へ接続する役割を担っています。

（※運行本数及び運行路線系統は、平成 30 年 4 月現在）

６　道路

市内の都市計画道路は、24 路線、総延長 46.45ｋｍが都市計画決定されています。このうち整備済延長が約 22.73km で整備率は 48.9%となっており、整備中を含めると延長約 43.09km、92.8%となっています。（平成 30 年 3 月末現在）

宮古盛岡横断道路宮古線、津軽石音部線は整備が進められていますが、宮古駅前線、本町高浜線、宮古港線、向町中通り線、築地千徳線、宮古山口線、八幡沖保久田線、本町八幡前線、小山田インター線の 9 路線の一部は未着手となっています。

また、都市計画道路以外では、平成 23 年より市内を南北に縦貫する三陸沿岸道路の整備が進められており、一部区間で供用が始まっています。

図 2-21　道路ネットワーク

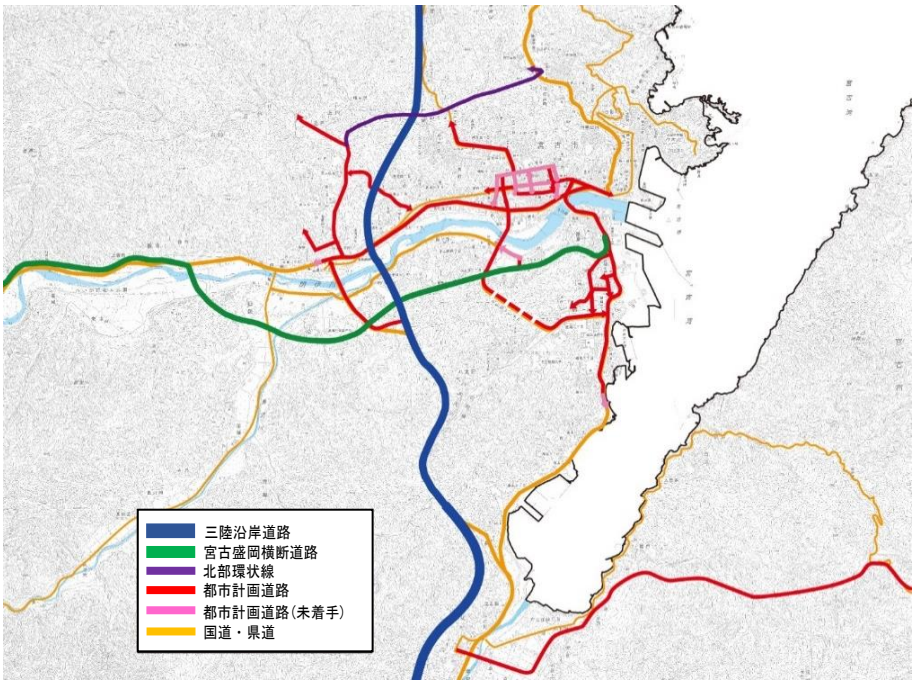

資料：国土交通省東北地方整備局道路部ホームページ、市作成資料

7　土地利用規制

(1)　都市計画区域の変遷

本市の都市計画区域は、平成 25 年に田老地域の一部を編入し、現在 8,797ha となっています。これは、行政区域の約 7%にあたります。

表 2-2　都市計画区域の変遷(平成 30 年 3 月現在)

昭和 14 年 3 月 31 日	旧宮古町、旧山口村、旧磯鶏村、旧千徳村の行政区域を都市計画区域に指定	12,736ha
昭和 44 年 5 月 26 日	新都市計画法の制定により都市計画区域を変更	7,952ha
昭和 57 年 7 月 16 日	都市計画区域から赤前国有林を除外	7,542ha
平成 25 年 3 月 15 日	田老地区を都市計画区域に編入	8,797ha

図 2-22　都市計画区域(平成 30 年 3 月現在)

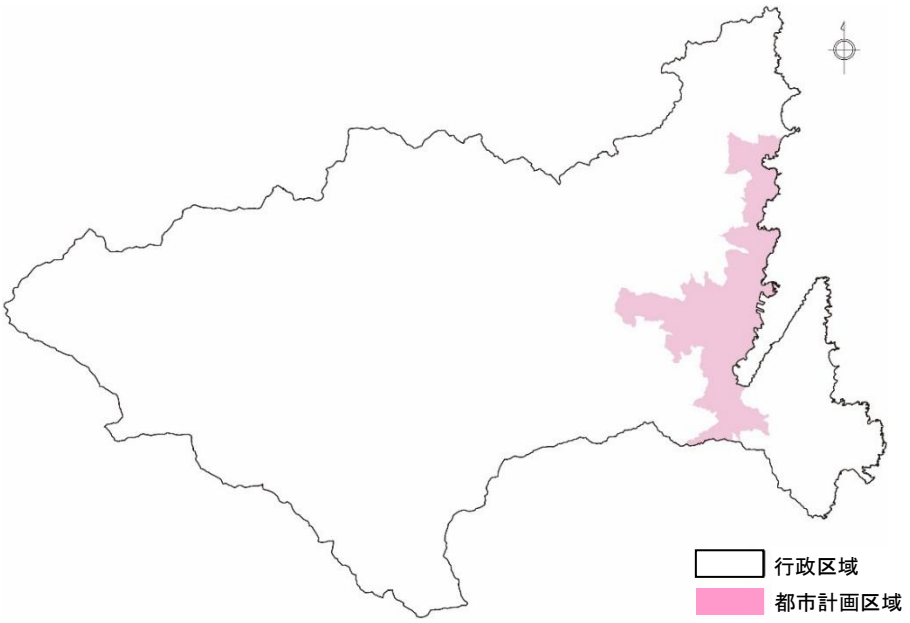

資料：都市計画課

(2)　用途地域の指定状況

本市では、都市計画区域の約 11%にあたる 983ha に用途地域が指定されており、内訳は住居系 632.8ha、商業系 81.0ha、工業系 269.0ha となっています。

表 2-3　用途地域の指定状況

単位：ha、%

区分	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	計
面積	151	3.4	167	24	278	9.4	33	48	148	121	983
割合	15.4	0.3	17.0	2.4	28.3	0.9	3.4	4.9	15.1	12.3	100.0

資料：都市計画課

図 2-23　用途地域図

■田老地域

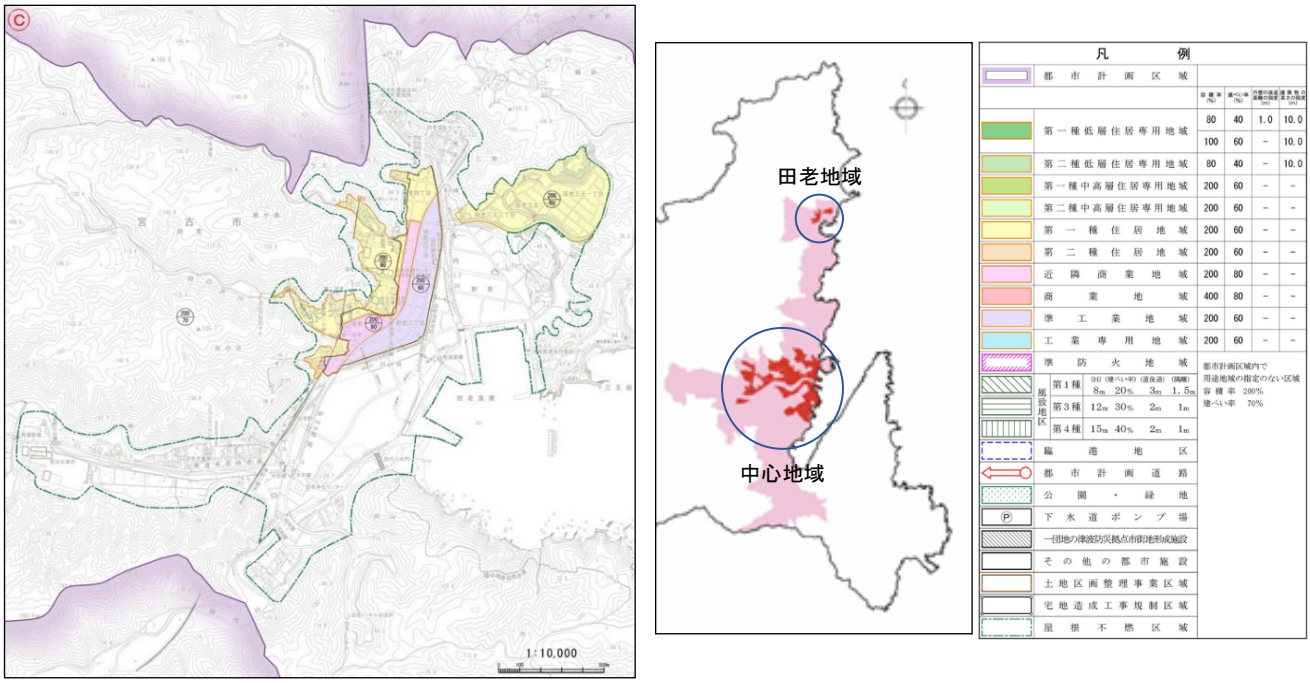

■中心地域

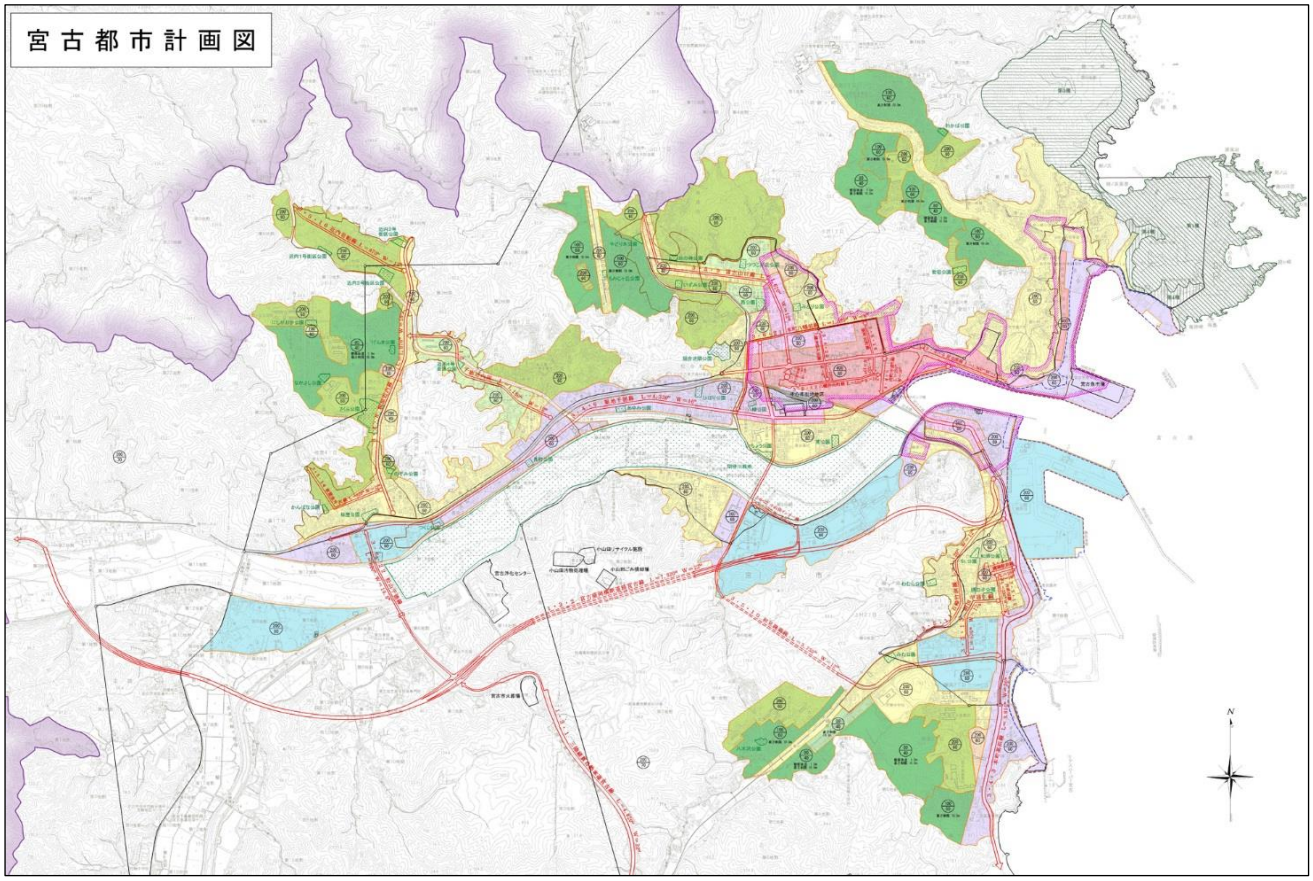

資料：都市計画課

(3)　その他の法規制の状況

農業振興地域は主に沿岸部や河川沿いに広く指定されており、このうち 9,528.3ha は農用地区域に指定されています。

自然公園地域は、2 区域 16,695 ha、自然環境保全地域は、3 区域 2,083ha、環境緑地保全地域が 1 区域 24ha において、それぞれ指定されています。また、保安林は約 18,950ha 指定されています。

このほか、津波による浸水で建物の被害が予想される 39 区域 576.1ha を災害危険区域に指定し、住宅系の建物の建築を制限しています。

図 2-24　土地利用規制の状況図

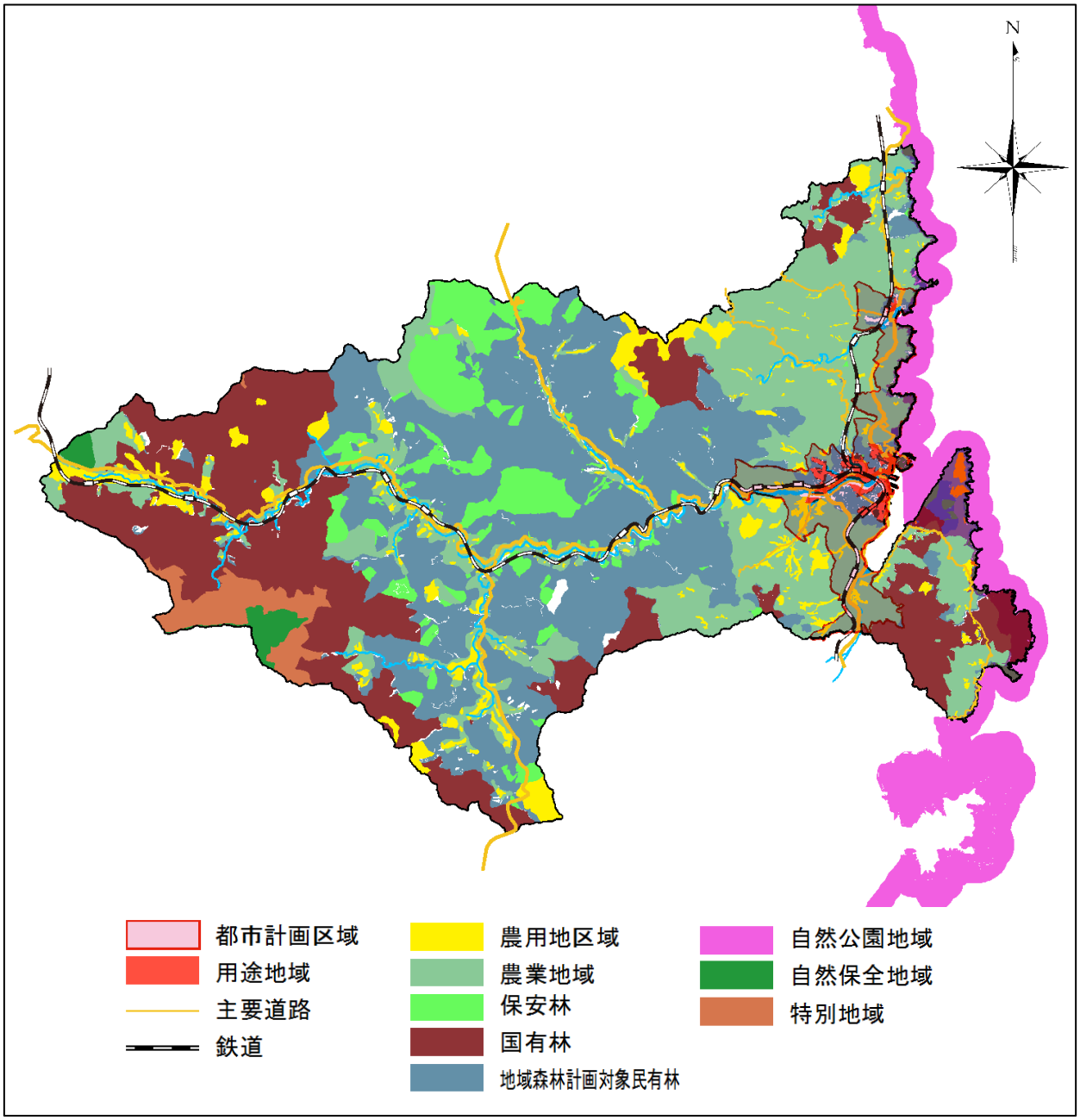

資料：都市計画課

8　開発の動向

(1)　新設住宅着工の動向

新設住宅着工戸数は、平成21年度までは減少の傾向にありましたが、特に平成23年度以降は震災からの復興に伴う住まいの再建が進み、急激に増加しました。

平成27年度以降は、新設住宅着工戸数は一段落し、減少の傾向にあります。

図 2-25　年度別新設住宅着工戸数の推移

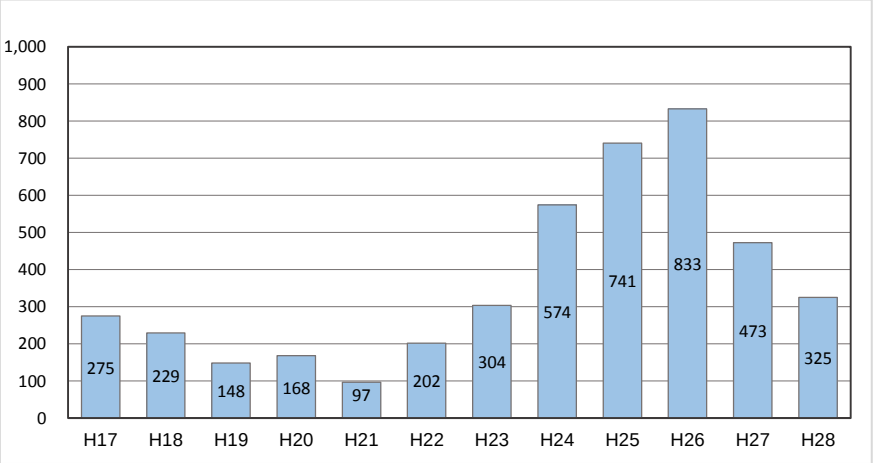

資料：建築動態統計調査

(2)　復興まちづくり

防災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅の整備などの復興事業に伴い、住宅地の位置が大きく変わることで、津波からの安全性が高まる半面、被災前に利用していた、商業、医療・福祉の生活サービスをスムーズに受けることができる公共交通等の環境向上を求めるニーズが高まっています。

また、津波復興拠点整備事業や土地区画整事業、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路の整備などの復興事業により、安全・安心な市街地形成及び交通ネットワークの強化に伴う日常生活の利便性の向上が期待されています。

図 2-26　復興まちづくり関連図

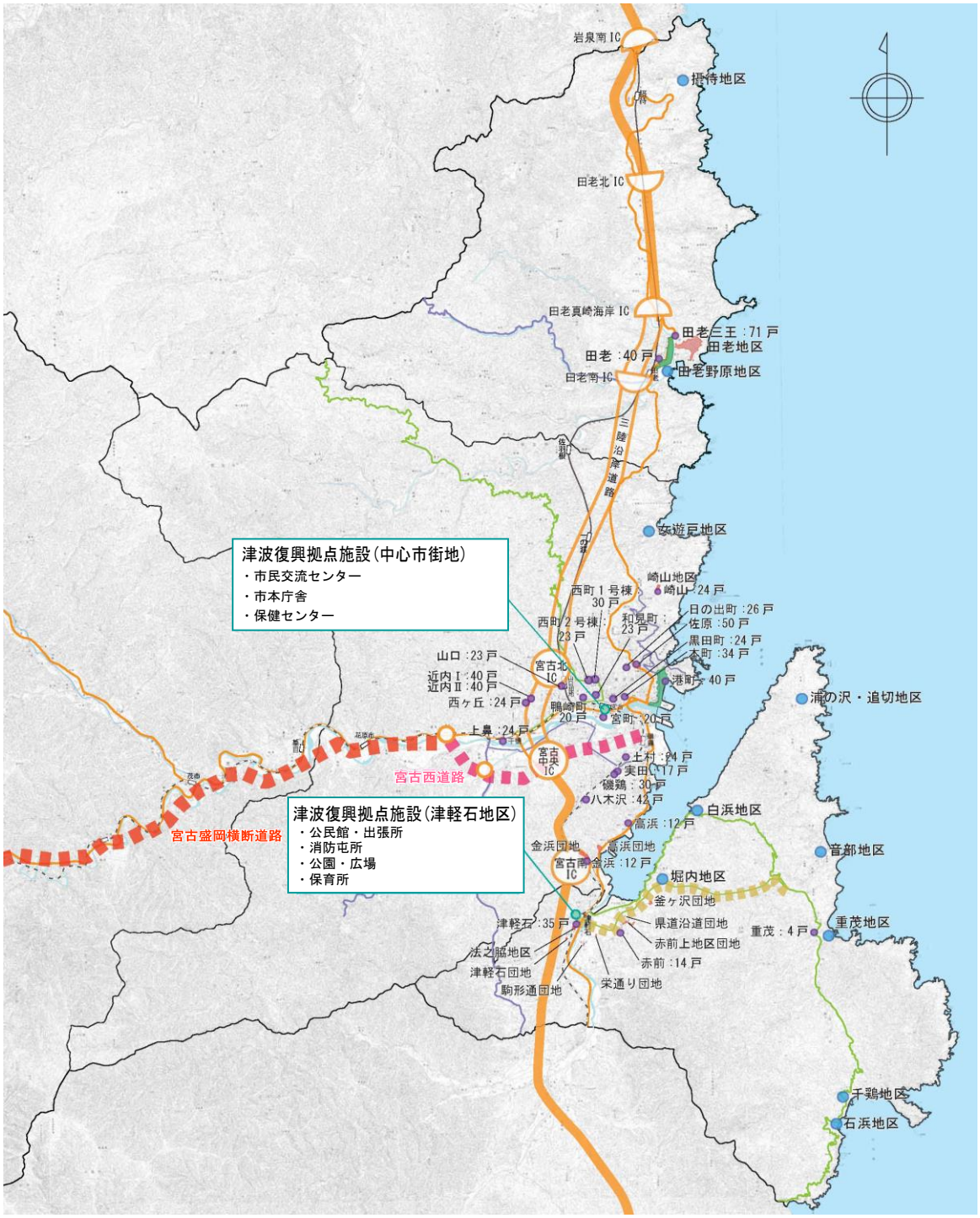

資料：宮古市東日本大震災復興計画（推進計画 H24.3）、東日本大震災からの復興（H30.3）

9 公共公益施設等の配置状況

(1) 公共公益施設

① 公共公益施設の配置と延床面積

公共公益施設については、旧市町村単位の各地区に市役所及び総合事務所のほか、市民文化会館、生涯学習センター、公民館、保健センター、福祉センターなどが設置されており、合併により多くの公共公益施設を抱えています。

市民 1 人当たりの公共施設の床面積は、約 8.1 ㎡/人であり、全国平均（約 3.4 ㎡/人）、人口 6 万人規模の自治体平均（約 4.4 ㎡/人）と比較しても、多くの資産を有しています。

市町村合併前に整備された多くの公共施設をそのまま継承し、それぞれの地域で住民サービスに活用しているため、地区間で機能の重複やサービス水準の差が生じています。

図 2-27 公共公益施設の分布状況

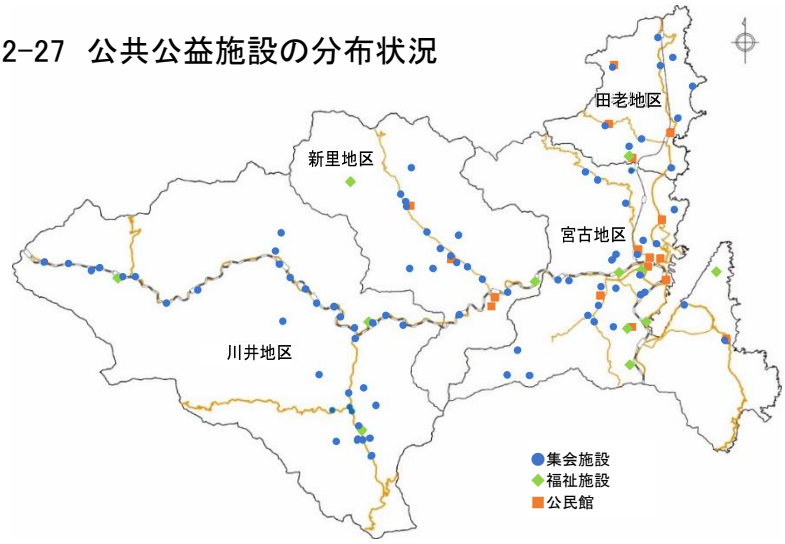

資料：宮古市公共施設再配置計画（基本計画）（平成 27 年 3 月）

図 2-28 岩手県内の人口1人当たりの公共施設延床面積の分布

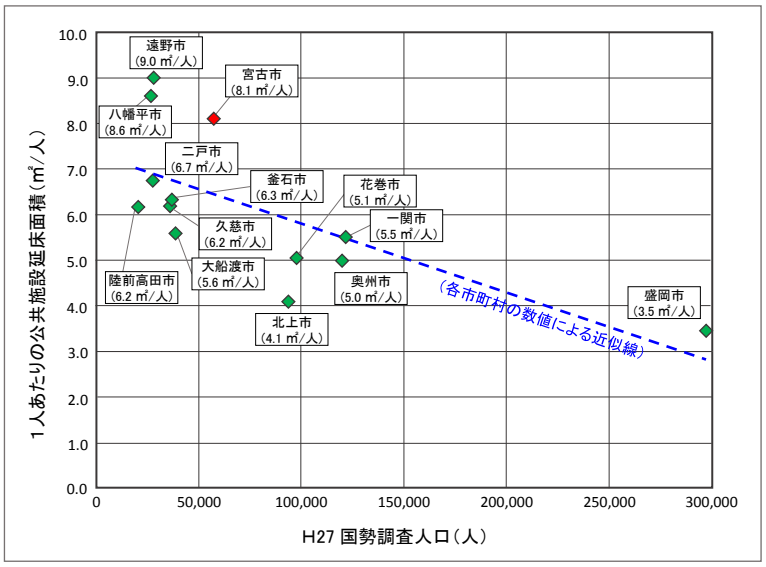

資料：宮古市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

② 公共施設の年度別設置状況

建築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでいると考えられる建築物は、全体の 49.4%を占め、今後急増します。

1981（S56）年以前の建築物（158,994 ㎡）は延床面積ベースで 41.0%を占めています。建築基準法の旧耐震基準を適用して整備されたため、十分な耐震安全性が確保されていない可能性があります。

老朽化対策や耐震基準対策等でのコスト負担がますます増える状況にあることから、既存ストックを有効活用しながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、財政負担軽減を図っていく必要があります。

図 2-29 公共建築物の老朽化の進行状況（延床面積ベース）

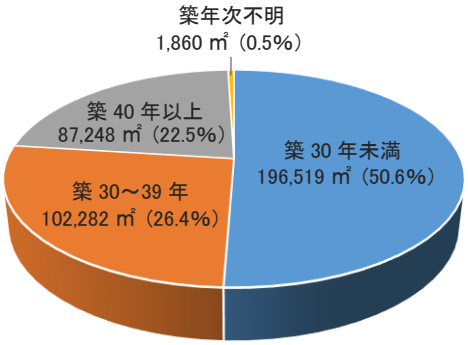

※基準年として 1984 年築を築 30 年、1974 年築を築 40 年とした

資料：宮古市公共施設白書（平成 26 年 3 月）

図 2-30 公共建築物の年度別設置状況（延床面積ベース）

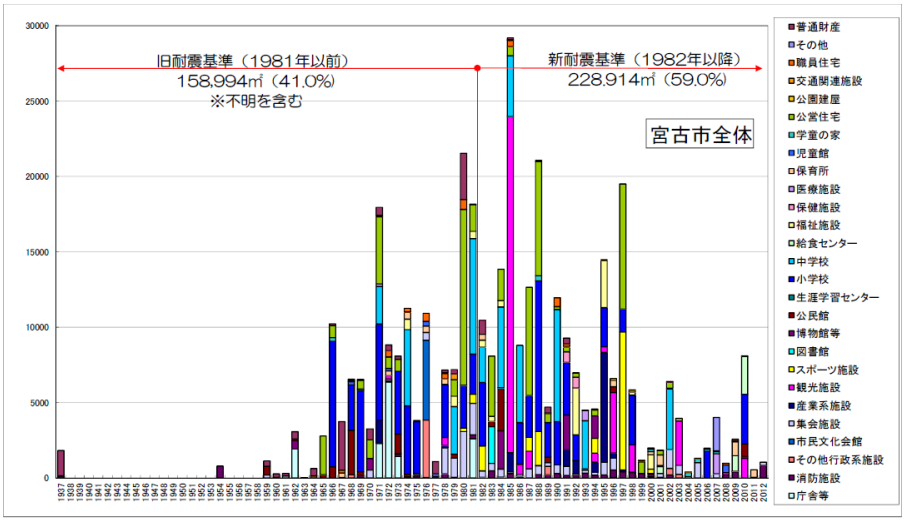

資料：宮古市公共施設白書（平成 26 年 3 月）

(2)　医療及び教育施設

本市の主な医療施設（総合病院、市の診療所）と教育施設（高校、短大）の立地をみると、大部分の施設が宮古地区に立地しています。

図 2-31　主な施設の位置図

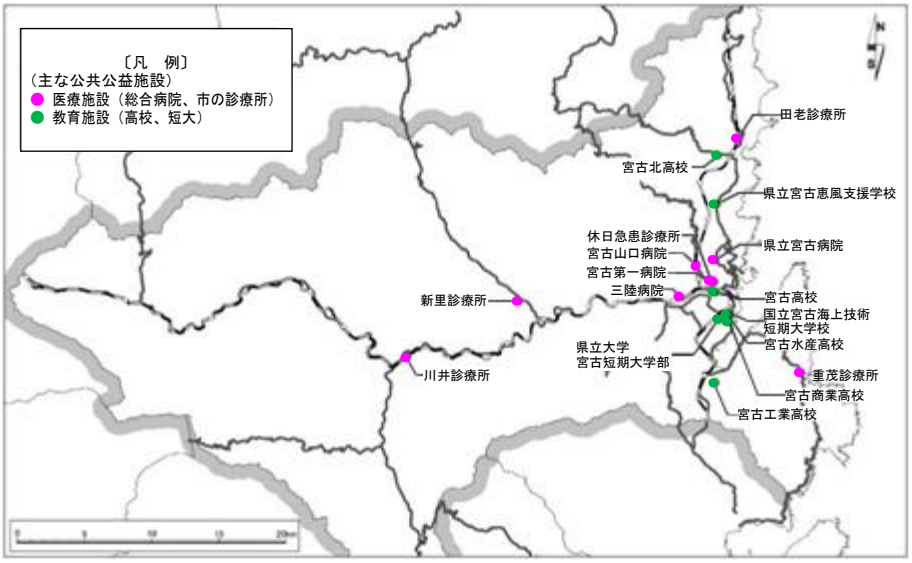

資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

※医療施設及び教育施設を抽出して表示

10 財政状況

(1)　歳入・歳出の見通し

本市の歳入の見通しは、平成 31 年度で 264 億円程度と予測されており、現在よりも減少します。

歳出では、歳入の減少と扶助費の増加等によって、普通建設事業費は平成 31 年度には、26.9 億円になると予測されています。このため、今後、インフラ関連事業において、さらなる効率的な整備・運営が必要となっています。

図 2-32　歳入(通常分※1)の見通し

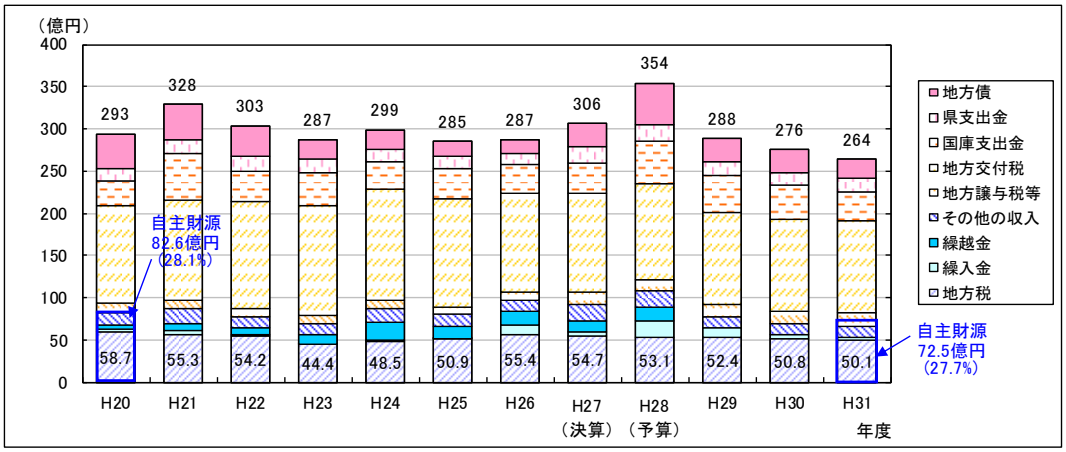

資料：中期財政見通し（平成 28 年 10 月）財政課

図 2-33　歳出(通常分)の見通し

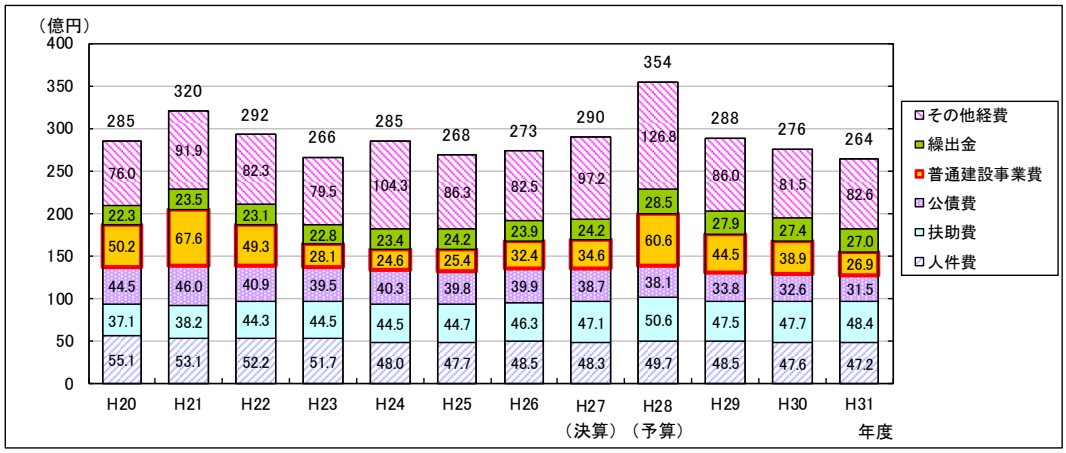

資料：中期財政見通し（平成 28 年 10 月）財政課

※1　通常分：歳入・歳出とも、それぞれの総額から、震災対応分を除いたもの。

(2)　市債残高の推移

本市の市債残高は、平成 16 年度からは減少傾向にありますが、平成 6 年度と比較すると 3 割増となっており、低い水準であるとは言えません。また、今後の人口減少・少子高齢化による税収の減少や財政負担も見込まれることから、財政規模に見合った持続可能な都市の経営が求められています。

図 2-34　市債残高の推移

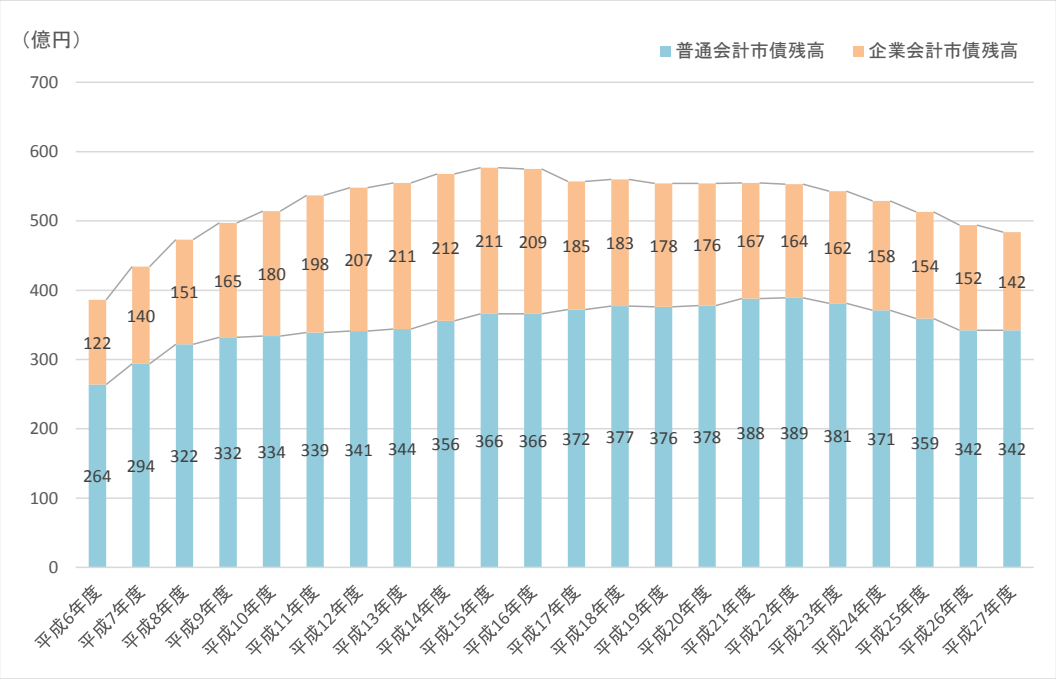

資料：地方財政状況調査・地方公営企業決算状況調査より集計

11　空家・空地・耕作放棄地の状況

(1)　空家の状況

平成 27 年度空家実態調査よると、空家棟数は全体で 686 棟となっています。

沿岸地区は東日本大震災による被災家屋の取り壊しや空家需要の増加により空家率が減少していますが、内陸地区の空家率は高くなっています。

今後、人口減少や高齢化に伴って空家の増加が懸念されます。

表 2-4 空家数

単位：棟、％

区分	全体	宮古地区	田老地区	新里地区	川井地区
全棟数	20,966	17,177	1,012	1,273	1,504
空家棟数	686	357	58	97	174
空家率	3.3	2.1	5.7	7.6	11.6

資料：宮古市空家等対策計画（平成 29 年 3 月）

(2)　中心市街地の空地の状況

平成 22 年度時点で中心市街地の空地は、8.73ha となっています。

人口の減少や卸・小売業の販売額の減少、さらには震災による津波で多くの家屋や事業所等が全壊・半壊などの被害を受けたことから、空地等が増加している傾向にあり、まちなかの活力低下が懸念されます。

表 2-5 中心市街地における空地の分布状況

単位：ha、％

区分	中心市街地面積	合計	低未利用地	駐車場	その他の空地
空地	61	8.73	1.71	6.93	0.09
空地率	－	14.3	2.8	11.4	0.1

資料：H22 年度都市計画基礎調査

図 2-35 中心市街地における震災前と現在の空地の数の変化

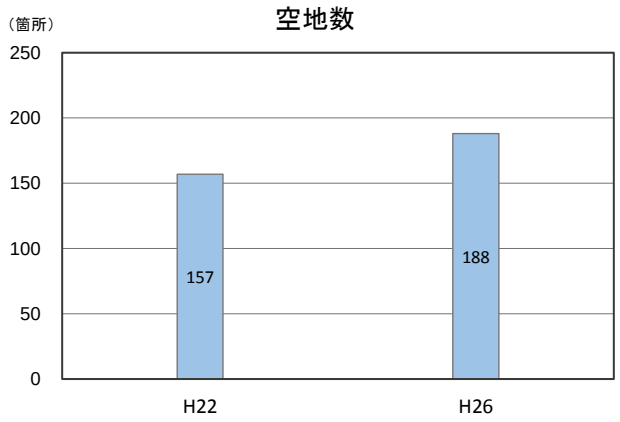

※H22 年は低未利用地と駐車場、その他の空地の合計値

※H26 年は空地等と一般駐車場の合計値

図 2-36　中心市街地の空地・駐車場等の分布状況

■震災前(H22)

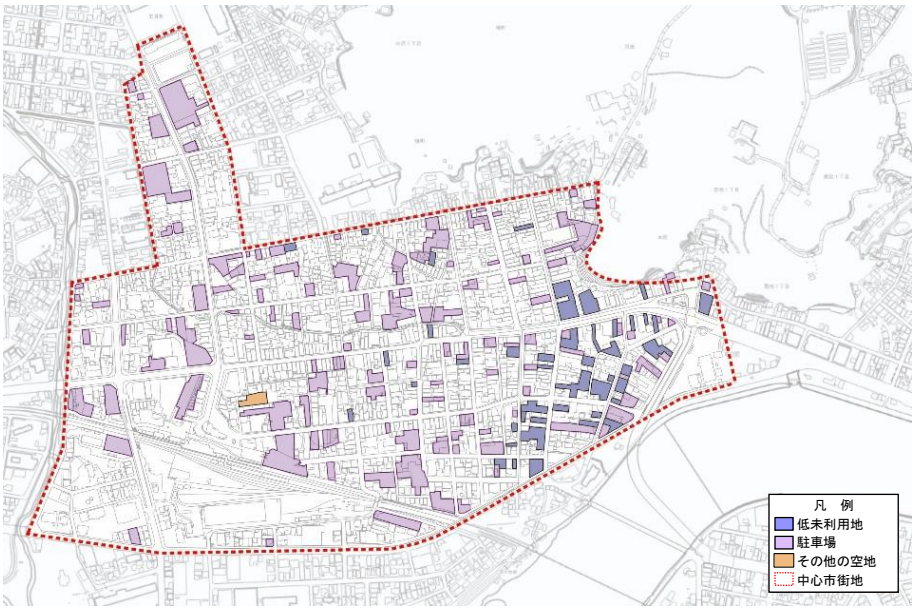

資料：H22 年度都市計画基礎調査

■震災後(H26)

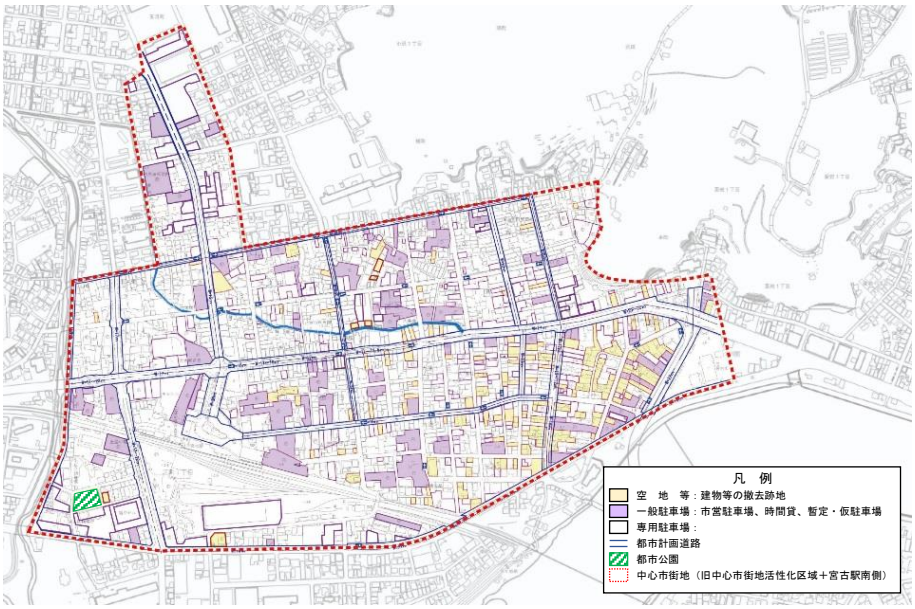

資料：中心市街地土地利用状況調査報告書（平成 26 年 3 月）

※2017 Google 地図データをもとに空地等、一般駐車場を加筆修正

(3)　耕作放棄地の状況

平成 27 年時点で耕作放棄地面積は 602ha となっています。農家人口の減少等によって耕作放棄地は増加傾向にあります。

表 2-7　耕作放棄地面積

単位：ha

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
耕作放棄地面積	129	211	291	492	568	602

資料：農林業センサス

12 「森・川・海」の多彩な地域資源

(1) 自然・観光資源

早池峰山、兜明神岳、区界高原をはじめとする山々、閉伊川、津軽石川などの清流、三陸復興国立公園・三陸ジオパークの中心に位置する浄土ヶ浜や三王岩、ローソク岩などの多くの自然・観光資源があります。

また、木の博物館、閉伊川オートキャンプ場、シートピアなあど、水産科学館などの観光拠点があります。

図 2-37 自然・観光資源図

資料：宮古市ホームページ、観光パンフレット

(2) 農林水産資源

本市は、サケ・サンマ・タラ・アワビ・ウニ・ワカメ・コンブ・カキ・ホタテなどの水産物が豊富で、南部鼻曲がり鮭や重茂・田老のワカメなどは特産品となっています。

農産物では主に、きゅうり・ピーマン・りんどう・小ぎく・リンゴ・乾シイタケの生産が行われています。

また、川井地区では、紫蘇の加工品が特産品となっています。

(3) 天然記念物・文化財

本市には、崎山貝塚などの史跡や特別天然記念物である早池峰山及び薬師岳の高山帯や森林植物群落、天然記念物の日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地や潮吹穴などの国指定の文化財が 9 件、国登録が 2 件あります。

また、県指定の天然記念物である佐賀部のウミネコ繁殖地や田鎖神社のブナ・イヌブナ林など県指定の文化財が 10 件、市指定が 101 件あり、計 122 の文化財が市内各地に分布しています。

第２　市民の意向

１　住みやすさ

宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る市民アンケート調査（以下「総合戦略市民アンケート調査※1」という。）によると、「住みやすいと思う」の 38%に対して、「住みやすいと思わない」が 46%と全体の約 5 割を占めています。

「住みやすいと思わない理由」は、「賃金が安い」「まちが都会的でない・賑わいがない」「医療・福祉施設が少ない・遠い・受けにくい」「生活に必要な施設が少なく、買い物が不便」が上位となっています。

「宮古市に住み続けるために必要な環境・条件」については、「働く場所が多く、安定した収入がある」が突出しています。

一方、「住みやすいと思う理由」は、「自然環境に恵まれているから」が突出し、「食べ物が新鮮で安心でき、おいしいから」「治安が良く安全・安心して暮らせるから」が続いています。

＜宮古市の住みやすさ（市民）＞

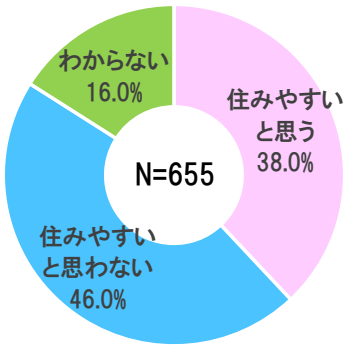

＜住みやすいと思わない理由＞

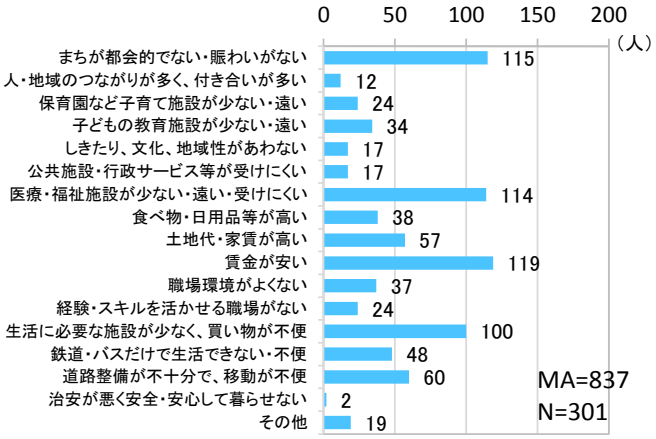

＜住みやすいと思う理由＞

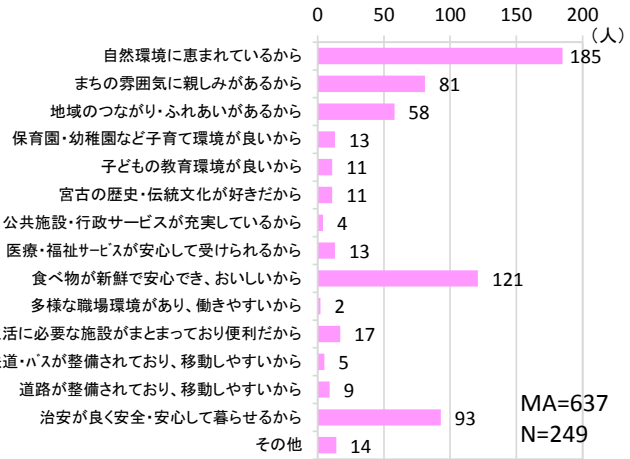

＜住み続けるために必要な環境・条件＞

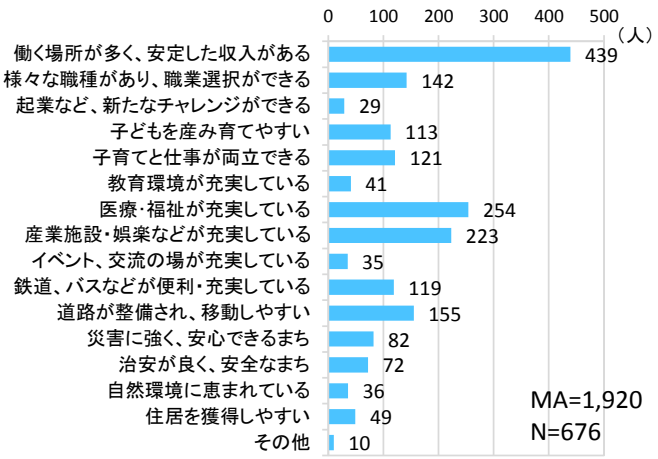

資料：総合戦略市民アンケート調査

※1　総合戦略市民アンケート調査：宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のため、平成 27 年 11 月、市内居住の 20～49 歳の男女 1,800 人を対象に実施した。回収数 676 票。

2　人口減少を克服するための取り組み

総合戦略市民アンケート調査によると、「人口減少を克服するために力を入れるべき取り組み」については、「地域企業の雇用促進」「安心して暮らせる医療・福祉が充実したまちづくり」「子育てしやすい環境の充実」「地域産業のさらなる発展」「買い物などの生活サービスが確保され、教育や文化が充実したまちづくり」の順に高くなっています。

また、「宮古市の魅力や暮らしやすさの向上策として重要だと思うアイデア」について、「公共交通の確保・充実と利用促進」が１位となっています。

＜人口減少を克服するために力を入れるべき取り組み＞

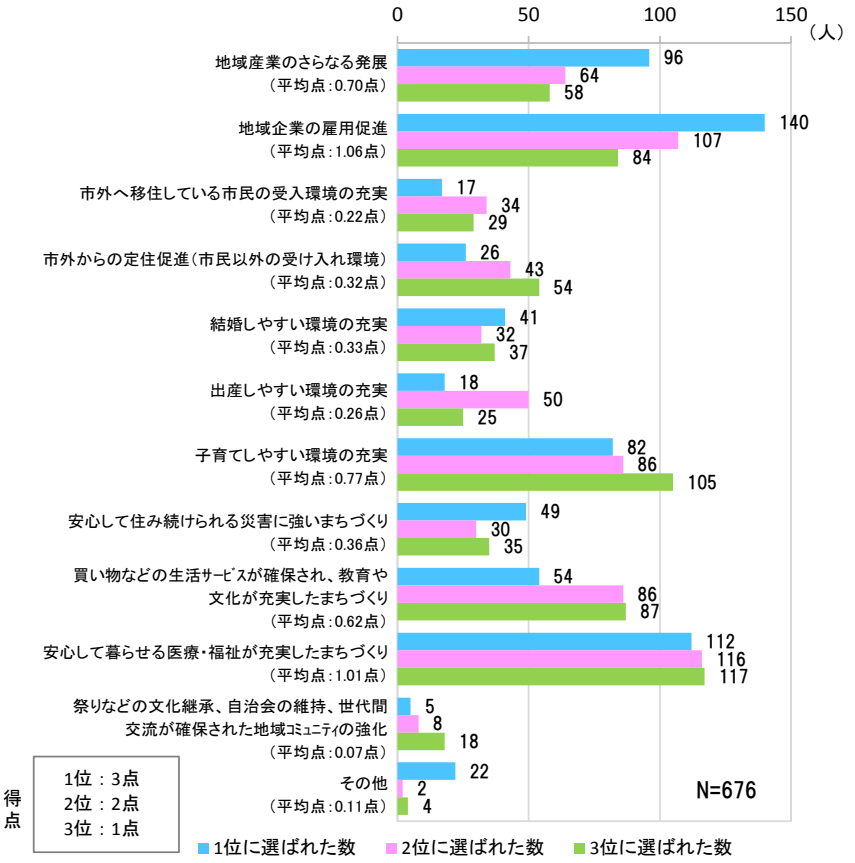

＜宮古市の魅力や暮らしやすさの向上策として重要だと思う アイディア＞

項目	特に重要である	重要である	重要ではない	平均点
公共交通の確保・充実と利用促進	263	338	45	1.34
住宅についての給付・助成・優遇措置	267	309	68	1.31
空き家等の利活用	161	352	127	1.05
定住を促進するための住宅の整備	211	375	53	1.25
U・Iターンに対する給付・助成・優遇措置	185	364	95	1.14
U・Iターンに関する情報発信・相談窓口の設置	192	381	67	1.2
宮古市の魅力発信・創出	195	358	88	1.17
宮古市の魅力の情報発信・PR	213	357	73	1.22
若者が集える場所づくり	259	281	106	1.24

得点：特に重要である：2点／重要である：1点／重要ではない：0点

凡例：：重要度ごとの最大値／：重要度ごとの最大から2番目／：重要度ごとの最大から3番目

資料：総合戦略市民アンケート調査

3　身近な生活環境への評価

宮古市総合計画後期基本計画の策定に係る市民意識調査（以下「総合計画策定市民意向調査※1」という。）によると、必要度が高く満足度が低いＡタイプに分類される施策は、全 62 項目の半数以上の 33 項目を占め、「基盤整備」「福祉・健康」「産業・就労」領域の項目が多くなっています。

また、「基盤整備の必要度」においては、道路・交通や防災に関する項目が上位となっています。

＜身近な生活環境に対する満足度と必要度＞

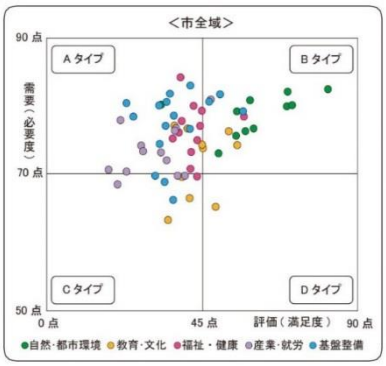

＜市全域＞	A	B	C	D
自然・都市環境	0	10	0	0
教育・文化	3	3	3	1
福祉・健康	10	1	1	0
産業・就労	9	1	3	0
基盤整備	11	3	3	0
合計	13	18	10	1

＜基盤整備の必要度＞　回答数1,185　平均77.6点（前回平均75.5点）

資料：総合計画策定市民意向調査

※1　総合計画策定市民意向調査：宮古市総合計画後期基本計画の策定のため、平成 25 年 11 月、市内居住の 18 歳以上の男女 3,000 人を対象に実施した。回収数 1,185 票。

4　今後のまちづくりや市の施策への考え

総合計画策定市民意向調査によると、特に意向が強いのは、「まちづくりは行政と市民が協働で進めるものであり、市民は積極的に参加するべきだ」「産業育成や市内の就労場所の確保を図り、動的で活気のあるまちづくりを進めるべきだ」「地域をよりよい環境にするために住民が主体的に取り組んでいる活動に対して、行政が資金や助言を与えることは必要だ」「公共施設を整備する際は、多少費用がかかっても、環境や景観に配慮したものにすべきだ」となっています。

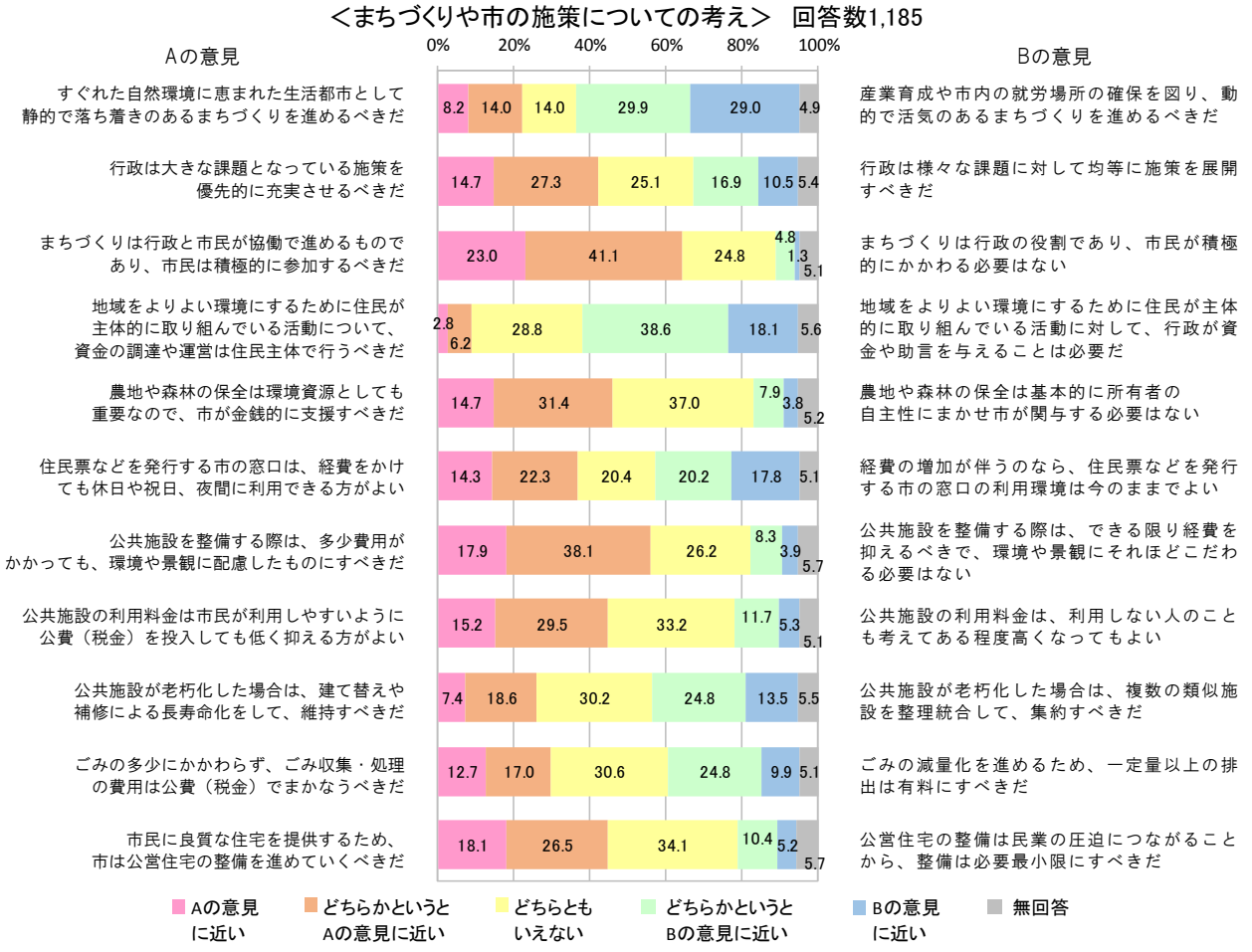

資料：総合計画策定市民意向調査

第３　社会環境の変化

本計画で踏まえるべき主な社会環境の変化は、次のとおりです。

１　自然災害による危機意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災により海岸部を中心に大きな津波被害があり、また、平成 28 年には、台風 10 号により、市街地を含む広範な区域で浸水被害等が発生しました。近年の集中豪雨の増加に対する懸念も含めて、自然災害に対する危機意識が高まっています。

現在、復旧・復興事業と併せた災害に強いまちづくりが進められていますが、都市基盤・防災施設等のハード面だけでなく、各地域での防災・避難体制強化等のソフト施策も含めて、自然災害における被害を最小限にとどめる減災まちづくりの取り組みを一層進めていくことが求められています。

２　人口減少・超高齢社会※1の到来

平成 26 年に日本創生会議・人口問題検討分科会から、人口減少に対する深刻な懸念が示されました。本市においても、平成 27 年の国勢調査では、56,676 人となり、最も多かった昭和 35 年の 81,093 人と比較して約 3 割以上、減少しています。

また、総人口に占める 65 歳以上の割合は 34％となっており、超高齢社会を迎えています。

現在、活力ある「まち・ひと・しごと」づくりを目指し、地方創生の取り組みが全国で進められていますが、子育て支援環境の充実や地方の大きな課題である雇用機会の拡充、産業振興等を図っていくことにより、出生数の増大や大都市等への若年層等の人口流出を抑制し、人口の確保を図っていくことが求められています。

３　社会資本維持コスト増大への対応と集約型都市構造への転換

人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、限られた財源でまちを持続させていけるような、効率的・効果的な都市経営が強く求められています。

特に、近年、公共施設・インフラ施設等の維持管理コストが増大していることから、今後の財政力に応じて施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図るための取り組みが進められています。

さらに、行政・医療・福祉・商業等の各種生活サービス機能を有する既存拠点の充実と、それらの拠点を利用しやすい道路・公共交通ネットワークの形成を図る「集約型都市構造」への転換が求められています。

このため、中心市街地等と各地域における複数の拠点を公共交通を基本として有機的に連携させる拠点ネットワーク型の都市構造をもつエコ・コンパクトシティの取り組みや、人口減少・超高齢社会においても、各種の生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせるまちをつくるための立地適正化計画の取り組みが、各地で行われています。

※1　超高齢社会：総人口に占める 65 歳以上の割合が７％を超えた社会を「高齢化社会」、14％を超えた社会を「高齢社会」、21％を超えた社会を「超高齢社会」という。

４　地球環境問題への対応

地球温暖化防止に貢献する環境負荷の少ない低炭素社会※１や循環型社会※２の取り組みを推進するとともに、災害時や外部環境変化に強いまちづくりの観点から、自然環境の保全や再生可能エネルギーの活用促進等の取り組みの推進が求められています。

５　個性を活かすまちづくり

画一的なまちづくりから、地域の個性を重視する傾向に変化してきており、景観法※３、歴史まちづくり法※４等、良好な環境を維持及び向上させる法制度が施行されています。

定住促進を図っていくためには、各地域の資源を有効活用しつつ、個性や魅力を高め、各地域への愛着や誇りを醸成していく取り組みの一層の活性化が求められています。

６　まちづくり活動への多様な参加ニーズの高まり

生きがいづくりや自己実現等のため、地域住民のみならず、ボランティア活動への参加や、ＮＰＯ※５あるいは企業等の社会貢献活動といった、まちづくり活動への多様な参加ニーズが高まっており、そうしたニーズを適切に受け止め、まちや地域の活性化に活かしていくことが求められています。

災害支援ボランティアによる活動風景

区界高原における企業の森植樹風景

※１　低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

※２　循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※３　景観法：都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進するための法律のこと。

※４　歴史まちづくり法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の略称で、神社、仏閣など歴史的価値の高い建造物、歴史、伝統などの良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承するための法律のこと。

※５　ＮＰＯ：非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

第４　都市づくりの課題

本市の現況と社会環境の変化を踏まえ、都市づくりの課題を次のとおり整理します。

１ 人口

(1)　人口減少・超高齢社会に対応した定住環境の充実

○人口減少に歯止めをかけていくためには、中心市街地や既存市街地等の人口・都市機能集積を活かしつつ、空地・空家等も有効活用しながら、買い物等の生活サービスの充実、地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化など、居住環境の維持・増進により、定住環境の向上を進めていくことが必要です。

○人口減少・超高齢社会における、医療・保健・福祉の充実、生きがい対策、ユニバーサルデザイン※1の推進や子育て支援など、子供から高齢者まで、生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2)　持続可能な都市経営の推進

○人口減少社会における厳しい行財政状況の中にあって、まちを持続させていくためには、既存ストック（都市機能・基盤、人・企業等）を最大限に活かし、公共施設及び都市基盤等の効率的な維持管理と官民連携の取り組みを活性化しながら、限られた財源を有効な施策に効果的に投資する都市経営が必要となります。

２　土地利用・市街地整備

(1)　市街地の魅力向上と賑わい強化

○本市の市街地においても、人口減少が進んでおり、産業振興、子育て支援、地域の魅力向上等に取り組むとともに、医療・福祉、商業・業務※2、行政サービスなどの都市機能の確保や、高齢者等が安心して暮らせるよう公共交通と連携して、持続可能なまちづくりを進めることが重要です。

○宮古駅周辺地区は、都市機能が集積するまちの中心であり、一層の賑わい強化が求められていることから、生活サービスや体験交流機能、回遊性・滞留性の強化等を図っていくことが必要です。

特に、中心市街地拠点施設の供用を契機として、空店舗・空地対策も踏まえた中心市街地の賑わいの再生と、宮古駅の南北や周辺観光施設等と連携した回遊性向上の検討が必要です。

○宮古港出崎周辺地区は、宮古駅周辺地区と相互の連携強化を図りつつ、広域的な交流拠点として、さまざまな観光・交流・情報発信等の機能強化を進めていくことが必要です。

※１　ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用することができるデザインのこと。

※２　業務：商業・小売業以外で行われる仕事やサービス業等。

○地域の拠点については、コンパクトな市街地再生と良好な居住環境の形成、交通結節機能の強化が必要です。

○工業用地は、新たな産業立地や既存産業の高度化等に際して、業務形態の多様化、人材の確保等の観点から、業務・情報・流通・商業等の多様な施設への近接性が重視される傾向があり、その立地特性に応じた用途地域の見直しが求められています。

(2)　防災集団移転促進事業による移転元地等の土地利用

○防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用が求められています。

3　道路・交通

(1)　広い市域を支える交通ネットワーク等の充実

○合併による市域の拡大や少子高齢化が進展する中で、市庁舎・出張所・保育所などの行政サービスの利用や、通院・買い物等の移動手段である公共交通の確保が重要となってきています。

○公共交通のニーズの変化や持続的なサービスのあり方、道路網整備との連携等に留意しつつ、高齢者等が車に過度に頼ることなく、移動しやすい交通環境の充実を図っていくことが必要です。

○三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路等の整備促進や、宮蘭フェリー航路を活かして、広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図っていくことが求められています。

(2)　長期未着手の都市計画道路の再検討

○本市の都市計画道路の整備率は、整備中の道路を含めると 92.8%になっている一方で、宮古港線（末広町通り）などの中心市街地の道路が長期未着手の状態となっています。

○三陸沿岸道路や北部環状線等の整備により道路ネットワークが強化され、市街地の将来交通量が大きく減少することが予測されます。

○このことから、市内中心部を通る道路については、人口減少や超高齢社会の進展に伴い、車優先から歩行者・自転車・公共交通を重視した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路への転換が求められています。

(3)　道路施設の安全性の確保

○膨大な延長を有している道路等を、限られた予算で効率的に維持管理していくためには、交通量なども勘案し、予防保全に重点を置いた計画的な維持管理が求められています。

4　産業

(1)　活力ある産業の育成

○若年層の流出や人口減少速度の抑制につなげていくためには、多様な雇用機会の拡大と産業競争力の強化が重要であり、豊かな自然資源を活かした1次産業の強化や6次産業化への誘導、地域に根差した産業の育成、観光産業のさらなる充実を図っていくことが必要です。

○業務・流通系への土地利用転換がみられる磯鶏地区、産業集積が進む宮古港（藤原・神林地区）などについては、フェリー就航に対応した港湾機能の拡充や地区の特性に応じた用途地域等の見直し検討が必要です。

○田鎖工業団地については、産業構造の変化に対応した用途地域等の見直しや必要に応じて基盤整備の検討が必要です。

○東日本大震災の発生に伴い、内陸部への立地意向が高まることが予測されることから、広域道路網の整備を踏まえた工業立地のあり方を検討することが必要です。

(2)　工業・物流環境の形成

○港湾やインターチェンジ周辺の工業用地等においては、三陸沿岸道路などの広域交通ネットワークや港湾機能を活かすことが必要です。

○産業構造の変化に伴う土地利用転換を図るため、新たな産業誘致や物流活動の活性化等を進めていく必要があります。

○フェリー就航に対応した港湾機能拡充と「ひと」と「もの」の交流拡大や産業の活性化が必要です。

○企業誘致に向けて、新たな工業用地を確保するための調査・検討が必要です。

(3)　中心市街地の商店街における商業機能の充実・強化

○これまでの商店街は、物品販売等によって賑わってきましたが、インターネット販売などによる購買機会の多様化や人口減少などにより、販売額が減少しています。

○このような背景を踏まえて、中心市街地の商店街には、「もの」を売るだけでなく、人が住み、育ち、働き、楽しい時間と空間を過ごすことができる「こと」への変換が求められています。

5　住宅

(1)　公営住宅の適正管理

○公共施設再配置計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、建替え、改修、維持管理や管理戸数の適正化が必要です。

(2)　空家の有効活用方策の検討

○まちなか居住の推進のため、空家・空地の有効活用方策の検討が必要です。

6　生活関連施設

(1)　安全・安心・安定した水の供給

○安全な水を供給するため、適切な浄水方法の採用が必要です。また、水質管理体制の強化が必要です。

○災害に強い水道を目指すため、施設の強靭化が必要です。

○安定した水を供給するため、良質な水源の確保と施設・管路の健全性の確保、監視体制の強化が必要です。

(2)　衛生的な水環境の確保

○下水道は、生活環境の改善や公共用水域※1の水質保全のための重要な社会基盤であり、管路や施設の長寿命化が必要です。

○公共下水道区域外での生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、浄化槽の設置促進が必要です。

○下水道事業の整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続の促進による水洗化率の向上が必要です。

(3)　通信インフラの充実

○情報通信技術の進展に伴って、生活利便性が向上する一方で、情報通信システムへの対応の遅れや、地域間での情報基盤格差などが生じており、対応が求められています。

○Wi-Fi※2環境など次世代社会に対応した通信インフラの整備が求められています。

(4)　公共施設の適正配置

○多くの公共施設が高度経済成長期に整備されており、これらの施設が一斉に老朽化し、更新時期を迎えつつあります。

○少子高齢化や人口減少の進展により、利用者の減少やニーズの変化も想定されることから、限られた財源で、どのように施設更新を進めていくかが求められています。

○宮古市・田老町・新里村・川井村の合併に伴い、地域間で機能の重複やサービス水準の差が生じており、市域全体で公共施設の再配置を効率的に進めていく必要があります。

※1　公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠(主に給排水を目的として造られる水路のうち、小規模な溝状のもの)、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除く。

※2　Wi-Fi：Wi-Fi Alliance という団体に認証された、無線 LAN の認定規格の一つ。

7　防災

(1)　東日本大震災からの希望ある発展と災害に強い都市づくり

○東日本大震災からの復興を推進するとともに、さまざまな復興基盤を活かし、より一層各地域の活性化を進めていくなど、希望ある発展へとつなげていくような取り組みを仕掛けていくことが必要です。

○震災の教訓を活かしつつ、風水害や地震、津波等の自然災害に対する予防対策や、避難所・都市基盤等の耐震化、市街地における火災の危険性の低減、地域防災・避難体制の強化等を図り、災害に強い都市づくりを進めていくことが必要です。

(2)　安全・安心な生活環境確保のための河川等の浸水対策

○平成 28 年 8 月の台風 10 号により大きな被害があった閉伊川流域、旧山口川等については、安全・安心な生活環境確保のための浸水対策が求められています。

台風 10 号による浸水被害の状況

○中心市街地や藤原地区等は、標高が 1m未満のところがあり、大雨による河川の背水等の影響により市街地内の雨水排水が困難となるおそれがあることから、浸水対策を講じていくことが必要です。

図 2-39　数値標高モデル（標高 5mメッシュ）

資料：国土地理院基盤地図情報（平成 28 年 5 月）

8　医療・福祉

(1)　医療・福祉の充実

○2次医療機関である県立宮古病院を中心として、地域の保健・医療施設等の連携が図られており、より効率的・効果的な医療を提供する必要があります。

○子供や高齢者及び障がい者をはじめ、すべての人が利用しやすい環境を整えるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりを進める必要があります。

○超高齢社会の到来に伴う地域課題にきめ細やかに対応するため、身近な日常生活圏域※1を基本区域として地域包括支援センターを充実させていく必要があります。

9　歴史・文化・観光

(1)　多彩な地域資源を活かした観光交流の活性化

○本市は、閉伊川の源流から河口までが一つの市域の中にあるという特徴を持ち、この自然環境がもたらす「森・川・海」の多彩な地域資源により、観光や地場産業の振興、交流人口の拡大などが期待されます。この豊かな自然を保全するとともに、積極的に活用していくことが求められています。

○本市の観光客入込数は、減少傾向にあることから、来訪者ニーズに合わせた新たな観光プランの開発や周辺都市との連携により、回遊性や滞在性を高めることが求められています。

○自然・農林水産業・歴史文化等の地域資源を活かした体験・学習・交流環境の充実、各資源の連携による回遊・滞在型の観光プログラムの強化等により、交流人口の拡大や、市民の地域への愛着・誇りの醸成と若年層の定住促進、若年層やアクティブシニア層※2のＵ・Ｉターン※3の誘発につなげていくことが必要です。

※1　日常生活圏域：介護保険法に定める市町村介護保険事業計画で設定する区域。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、本市は、中学校区を単位とした 11 区域に設定している。

※2　アクティブシニア層：自分なりの価値観をもち、定年退職後も、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層のこと。

※3　Ｕ・Ｉターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Ｕターンは出身地に戻る形態、Ｉターンは出身地以外の地方に移住する形態を指す。

10　都市環境・景観

(1)　景観形成による魅力創造

○本市の最大の魅力は、「森・川・海」の豊かな自然環境であり、今後も継続的な保全と自然との触れ合いの場としての活用が求められています。

○市街地については、幹線道路、河川等の都市の空間を活用した景観の創造や商業地、住宅地等の市街地における地域の特性を活かした景観の形成が求められています。

○農山漁村地域については、それぞれの地域特有の景観が残されており、地域の魅力をさらに高めることができる景観資産としての活用が求められています。

○市民の憩いの場を充実させるため、身近な緑を守り、活用していくことが必要です。

(2)　都市公園の整備

○都市公園は、立地条件やコミュニティの形態に配慮し、子供から高齢者までが健康増進や憩い、やすらぎを感じられるの場として整備していくことが必要です。

11　自然環境

(1)　自然環境との共生

○自然環境との共生や恵みを活かした産業、文化なども大きな特徴であることから、市民や多様な関係者が良好な自然環境等を守る仕組みづくり、地球環境・自然環境との調和に留意した再生可能エネルギー※1の活用促進や資源循環等の取り組みを推進していくことが必要です。

12　市民参画と協働

(1)　市民参画と協働によるまちづくり

○市民満足度の高いまちづくりを進めていくためには、市民参画の促進により、よりよいまちづくりへの理解と意識を高めていくことが大切です。

○まちづくりを有効に進めていくためには、安全で住みよい環境整備とともに、地域課題の解決や、まちの魅力の向上に繋がる活動を住民自らが取り組むなど、市民協働のまちづくりを一層推進していくことが必要です。

○ボランティア活動やＮＰＯあるいは企業の社会貢献活動など、まちづくり活動への参加ニーズの高まりに対して、多様な参加ニーズに対応した活動機会の創出や連携体制の構築が必要です。

※1　再生可能エネルギー：永続的に利用することができるエネルギー源のことで、太陽光や風力、バイオマス（生物資源）などがある。

第３章　都市づくりの目標

第１　まちづくりの基本方針

市政全般の総合的な指針としての上位計画である「宮古市総合計画」を踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本方針は次のとおりとします。

＜ 都市の将来像 ＞

本市の特徴である豊かな自然とひととの共生を基調とした心の豊かさやゆとりの実感、異なる文化や多様性をお互いが尊重し合う豊かなコミュニティの形成、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていきます。

「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

＜ まちづくりの基本的な方針 ＞

都市の将来像を実現するため、3 つのまちづくりの基本的な方針を掲げて、まちづくりを推進します。

自然と共に生きるまちづくり

健やかで心豊かなひとを育むまちづくり

多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり

第２　将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口は、2040 年（平成 52 年）には 35,901 人になると推計されており、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、出生率の段階的な向上や、市外・県外への流出を抑制する施策の実施により、人口の維持に努め、平成 52 年（2040 年）4 万 3 千人、平成 72 年（2060 年）3 万 6 千人の人口の確保を目指しています。

本計画においても、この考え方を踏まえ、将来人口を約 4 万 3 千人に設定し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

図 3-1　将来人口

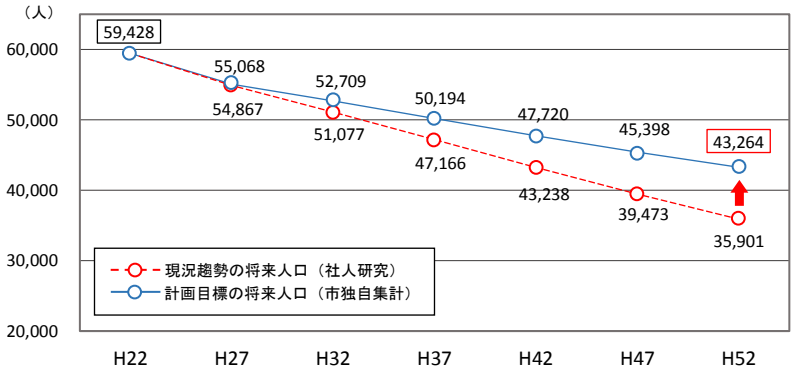

資料：宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第３　都市づくりの目標

都市づくりの課題とまちづくりの基本方針を踏まえ、都市づくりの目標を次のとおり定めます。

目標１【賑わいと活力】の視点

中心拠点の賑わいと活力ある産業を育む都市づくり

○宮古駅周辺地区は、まちの中心拠点として、賑わい・交流機能や各種生活サービス等の強化、魅力ある景観形成を図り、まちなかの回遊・滞留性の高い拠点形成を目指します。

○宮古港出崎周辺地区は、宮古駅周辺地区と連携しつつ、広域的な交流拠点として、観光・交流・情報発信等の機能強化を目指します。

○農林水産業の振興や６次産業化、観光産業の振興など、地域資源を活かした産業の活性化を進めるとともに、広域交通基盤等を活かした産業の集積を目指します。

目標２【安全・安心、快適な暮らし】の視点

子供から高齢者まで、安全・安心で快適に住み続けられる都市づくり

○東日本大震災からの希望ある復興を契機とした災害に強い安全・安心な都市づくりを推進し、定住環境の充実を目指します。

○医療・福祉の充実や健康増進の取り組みの活性化、子育て支援、多世代交流の促進、ユニバーサルデザインの推進等により、子供から高齢者まで、快適に住み続けられる都市づくりを目指します。

○市街地等の居住環境の維持・増進や生活サービスの充実とともに、既存公共施設や空家等を地域の賑わいづくりに活用しコミュニティ活動の活性化等を目指します。

目標３【自然との共生】の視点

「森・川・海」との共生と、地域資源を活かした魅力ある都市づくり

○「森・川・海」の豊かな自然や歴史文化等の地域資源の保全・継承を図るとともに、魅力ある景観形成や地域学習等の活発化、来訪者等との交流など、地域資源の積極的な利活用を促し、魅力ある都市づくりを目指します。

○豊かな自然や地域の恵みを活かし、再生可能エネルギーや資源循環などの取り組みの拡大を目指します。

目標４【多様な結びつき】の視点

地域の元気を支える連携・交流さかんな都市づくり

○広域道路の整備を活かした道路ネットワークの充実や、拠点等を結ぶ公共交通サービスの維持・向上等により、広大な市域におけるさまざまな都市活動の支援や、子供から高齢者など誰もが移動・活動しやすい交通環境の充実を目指します。

○フェリー航路など海上交通のネットワークを活かして物流機能と交流機能の強化を図り、地域の元気を支える連携・交流の活性化を目指します。

○広大な市域での移動や大都市からの時間、距離等の課題に対応するため、高度情報通信環境の充実を図り、情報発信を進めることにより、交流がさかんで活力ある都市づくりを目指します。

目標５【参画・協働】の視点

市民参画と協働によるまちづくり

○市民及び企業等の関心や熱意、アイデアと創意工夫によるニーズを踏まえ、ハード・ソフト両面からの市民参画と協働の取り組みを推進するとともに、さまざまなまちづくりの活動についての適切な情報提供や人材育成等の支援を進めていきます。

第４　将来都市構造

将来都市構造は、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、目指すべき将来の都市の姿をわかりやすく描いたものです。

市街地・集落・農地等の土地利用ゾーニングや、主な都市機能が集積する拠点、都市や地域を連携する交通軸など、都市の骨格を概念的に示します。

【将来都市構造のイメージ図】

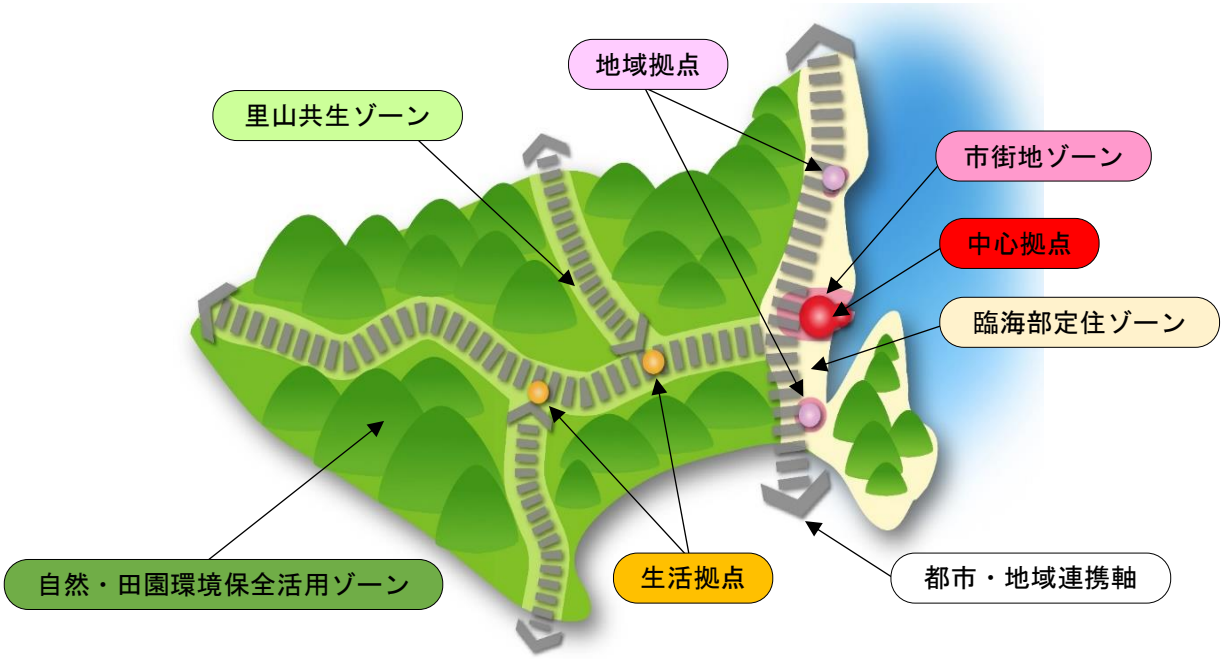

将来都市構造における拠点・ゾーン・交通軸の考え方を次に示します。

拠点	中心拠点	○宮古駅周辺地区は、公共交通等の結節点及び行政・商業・業務・観光・交流等の機能集積を活かし、商業・生活サービス機能や交流、回遊・滞留環境の向上などを図り、魅力と賑わいある拠点形成を目指します。 ○宮古港出崎周辺地区は、水産振興や観光・交流の拠点としての強化を図り、賑わいある拠点形成を目指します。 ○宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区が連携して広域拠点機能の強化を目指し、情報発信や観光・交流機能、回遊性の向上を図ります。
	地域拠点	○田老、津軽石地区については、臨海部における北エリア・南エリアの地域拠点として、住宅地の整備・復興と連携しつつ、各地域における生活サービス機能等の強化を目指します。
	生活拠点	○新里、川井地区の中心部等において、公共施設や観光・交流施設等を活かし、地域住民等が集う個性と魅力ある生活拠点の形成を目指します。
ゾーン	臨海部定住ゾーン	○豊かな海岸・海洋資源の保全と共生を図りつつ、市街地・復興住宅地等における定住環境の維持・増進や沿岸部等の水産業等の産業機能の集積強化、観光・交流機能の強化を目指します。
	市街地ゾーン	○都市機能が集積する市街地は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、まちなか居住の誘導や個性と魅力ある地域づくりを目指します。
	里山共生ゾーン	○道路、河川等に沿って形成される集落地やその周辺の農地については、農林業資源等と共生する里山ゾーンとして、集落環境の維持・増進を目指します。
	自然・田園環境保全活用ゾーン	○広大に広がる森林と農地は、本市の魅力を支える地域資源として保全を図るとともに、さらなる産業振興や観光・レクリエーション・交流等の場として利活用の促進を目指します。
交通軸	都市・地域連携軸	○都市間や地域間を結ぶ広域的な交通ネットワークについては、円滑な交通・輸送の機能強化や公共交通サービスの維持・増進を図るとともに、インターチェンジや駅周辺等のポテンシャルを活かし、各地域の活性化を目指します。

＜目標実現のための都市づくりの方針＞

都市づくりの目標を実現するため、5 つの都市づくりの目標に沿って、都市づくりの方針を定めます。

目標 1 から 4 は本章で、目標 5 については、「第 6 章 計画の推進」で整理します。

都市づくりの方針は、基本的に都市計画区域内を対象として整理しますが、全市的な都市づくりを進める観点や関連計画との整合性を図るため、都市計画区域外についても、必要に応じて方針を定めるものとします。

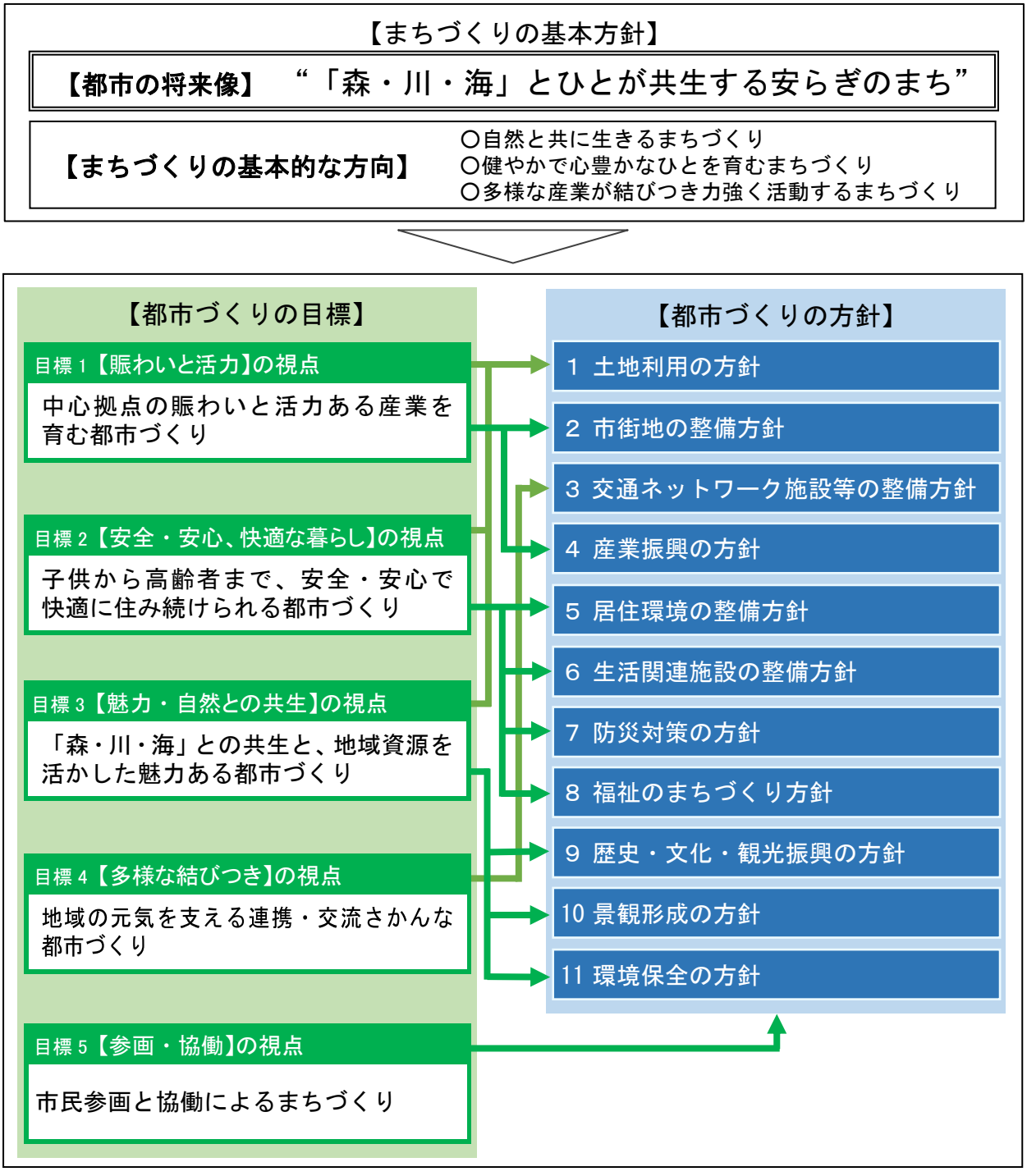

第１　土地利用の方針

１　土地利用の区分設定

土地利用の基本方針については、次に示す土地利用区分ごとの配置方針を定め、計画的に土地利用を誘導します。

土地利用の区分設定

<table>
<tr><th colspan="3">土地利用の区分</th><th>土地利用のイメージ</th></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画区域</td><td>一体の都市として総合的に整備、開発、保全する地域</td></tr>
<tr><td colspan="3">市街地（用途地域の指定区域）</td><td>優先的かつ計画的に市街地の整備や公共施設の整備を進める地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">商業系</td><td>商業系地域</td><td>都市の中心部等で、主として商業・業務・娯楽・サービス等の施設が立地する地域</td></tr>
<tr><td>近隣商業系地域</td><td>近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、利便の増進を図る業務施設が立地する地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工業・物流業務系</td><td>工業系地域</td><td>工業系施設の立地が中心となる地域</td></tr>
<tr><td>物流業務系地域</td><td>物流業務系施設の立地が中心となる地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住居系</td><td>住宅専用地域</td><td>住宅専用として、良好な居住環境を有する地域</td></tr>
<tr><td>住居混合地域</td><td>住宅、商業施設、工場等が混在する地域</td></tr>
<tr><td colspan="3">市街地以外（用途地域の指定のない区域）
※白地地域</td><td>自然的な土地利用を原則とし、農地やその他緑地と集落等が共生した地域</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画区域外</td><td>自然環境等の保全や農漁山村集落の環境整備を図る地域</td></tr>
</table>

2 都市計画区域

(1) 土地利用の基本的な考え方

① 機能集積や交通条件等を活かした市街地や拠点地区の活力強化

1) 拠点地区や市街地への適切な機能集積の強化

○都市機能や基盤が集積している拠点地区や市街地においては、効率的かつ効果的で活力の高い都市構造の実現を目指し、市街地環境の向上を図るとともに、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制します。

○陸路及び海路の広域交通条件等を活かし、中心拠点の商業・交流等の賑わい機能の強化や、工業・物流機能の集積強化を図ります。

○市街地における都市機能集積を図るとともに、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

2) 地域特性を活かした魅力ある環境の創出

○拠点地区や市街地については、定住環境の向上を図るため、地区内や周辺の地域資源（緑地・水辺・農地・観光施設・文化施設・交流施設等）を有効活用し、魅力ある環境の質的増進を図ります。

○中心拠点等の商業や生活サービス機能が集積する地区については、賑わいの強化を図るため、公共交通サービスの維持・向上や、関連施設の相互利用を促進する回遊・滞留性の高い環境形成を図ります。

② 良好な自然等と調和した適正な土地利用

○住宅、商業及び工業用地等の都市的な土地利用の増進と良好な自然環境や地域資源との調和を図るため、適切な土地利用の規制と誘導を図ります。

③ 災害危険性を踏まえた適切な土地利用の推進

○自然災害の発生により被害を受けるおそれがある地域等は、市街化の抑制を図るとともに、必要に応じて、災害危険区域等の指定による建築規制や住宅等の移転、防災対策の実施について検討します。

○津波による浸水の危険性が高い地域等は、産業関連施設などの用地としての利活用を検討し、適切な施設が立地できるよう、土地利用を誘導します。

○道路が狭あいで老朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。

○崖崩れや土砂の流出を生ずるおそれのある地域は、土砂災害防止のため宅地造成に関する工事等について必要な規制を行うとともに、危険箇所に立地する住宅等については、移転の促進について検討します。

④　低未利用地を活かした適切な土地利用の誘導

○新たな土地需要がある場合には、低未利用地や防災集団移転促進事業の移転元地、遊休農地等の有効活用を図るとともに、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図り適切な土地利用を誘導します。

⑤　都市計画白地における土地利用の誘導と規制

○用途地域の定めのない白地地域では、自然環境や農山漁村景観などの資源を適切に維持・保全していくとともに、地域の特性を活かした土地利用を誘導します。

○良好な環境の形成、または保全を行うため、開発動向を勘案し必要に応じて特定用途制限地域※1の設定等の土地利用規制を検討します。

(2)　土地利用の方針

① 市街地の土地利用の方針（市街地ゾーンに該当）

1)　商業系土地利用に関する方針

ア 商業系地域（概ね中心拠点の商業地域（用途地域）に該当）

○宮古駅周辺地区は、三陸沿岸地域の拠点都市及びまちの中心拠点として魅力ある商業・業務・サービス機能の充実を図ります。
また、公共交通の結節点という立地を活かし、多様なライフスタイルに対応した住みやすく利便性の高いまちなか居住ができる環境の増進を図ります。

○まちなかの魅力を高めるため、市民や商業者による空店舗・低未利用地等の有効活用や、文化・交流・情報発信機能・まちなかの回遊環境、交流・イベントプログラムの実施など、滞在時間の増加につながる賑わい環境を創出する活動を支援します。

イ 近隣商業系地域（概ね近隣商業地域（用途地域）に該当）

○鉄道駅周辺や幹線道路沿道等の商業地や近隣住民を主な対象とする小規模な商業地は、日常生活における利便性の向上につながる、商業やさまざまな生活サービス機能の充実を図ります。

※1　特定用途制限地域：自治体が特定の用途の建築物に対して規制できる地域のこと。 用途地域の指定がない非線引き都市計画区域、または準都市計画区域内で指定される。

2)　工業系土地利用に関する方針

ア　工業系地域（概ね準工業地域、工業地域、工業専用地域（用途地域）に該当）

○工業施設が集積している地区は、周辺環境との調和に十分留意しつつ、操業環境の維持・増進など、工業機能の強化を図ります。

○藤原ふ頭地区は、土地利用の変化を見つつ、工業の拠点として、工業地の集約化と特色ある企業の立地誘導を図ります。また、同地区内の白地地域は、工業・物流の拠点として機能強化を図るため、用途地域の指定を検討します。

○産業の活性化のため、高速道路やフェリーなどの交通ネットワークを一層活用し、低未利用地を活用した工場適地の整備など、特色ある企業の立地誘導を図ります。

○工場適地の基盤整備や企業立地の誘導に際しては、周辺環境との調和に十分留意しつつ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

○新たな工業の集積を図る地区は、適切な立地誘導に向けて調査研究を行い、工業用地の確保を図ります。

○大規模工場等の移転により、土地利用の変化が見られる地区については、周辺への影響や生活形態に配慮しつつ、地域特性に応じた用途地域の見直しを検討します。

○住宅や店舗等の建物が立地し、工業専用地域とすることが不適当な区域については、工業地域または、準工業地域への用途変更を検討します。

○工業専用地域を変更する際は、大規模な集客施設の無秩序な立地を抑制するため、特別用途地区等の活用を検討します。

イ　物流系地域（概ね準工業地域（用途地域）に該当）

○三陸沿岸道路及び宮古盛岡横断道路のインターチェンジ周辺においては、高速道路やフェリーなどの交通ネットワークを活かし、産業基盤の強化と経済の持続的発展を図るため、物流機能の充実を図ります。

○物流系適地の基盤整備や企業立地の誘導に際しては、周辺環境との調和に十分留意しつつ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

3)　住居系土地利用に関する方針

ア　住居専用地域（概ね第１・2 種低層住居専用地域、第１・2 種中高層住居専用地域（用途地域）に該当）

○住居専用地域や、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により整備された住宅地は、地区内や周辺の自然景観等との調和に配慮し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅地として、居住環境の維持・増進を図ります。

イ　住居複合地域（概ね第 1・2 種住居地域、準工業地域（用途地域）に該当）

○幹線道路沿道や港湾周辺地区など、商業・業務等の用途が複合する住宅地は、商業・業務等機能との環境調和に留意しつつ、居住環境の維持・増進を図ります。

○防災集団移転促進事業で整備された田老地区の三王団地は、周辺の自然環境との調和を図りながら、安全で快適な住宅地として維持・増進を図ります。

三王団地（田老地区）

②　市街地以外の土地利用の方針（臨海部定住ゾーンのうち都市計画区域内に該当）

1)　集落地域

○集落地域は、地域内や周辺の豊かな自然環境や農地等を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。

○津波により被災した地域の集団移転団地は、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

2)　農用地

○農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○開発が想定される地域は、無秩序な開発が行われないように特定の建築物や工作物の用途に対する制限として、特定用途制限地域や地区計画※1の指定を検討します。

花輪地区

※1　地区計画：特定の地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

3)　森林地域

○森林地域は、森林の持つ水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

4)　自然保全地域

○三陸復興国立公園は、本市の「海」の魅力を広域的に伝える地域であり、浄土ヶ浜、三王岩等をはじめとした優れた自然環境や景観の保全を図るとともに、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場、観光・レクリエーションの場として積極的な活用を進めます。

○良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。

3　都市計画区域外（臨海部定住ゾーンのうち都市計画区域外、里山共生ゾーン、自然・田園環境保全活用ゾーンに該当）

(1)　土地利用の基本的な考え方

①　豊かな自然や農地等の保全と活用

○本市の魅力を象徴する豊かな自然の保全や 1 次産業の維持・増進を図るとともに、そうした資源と産業を体験学習及びレクリエーション等の交流の場として有効活用し、各地域の活性化につなげていきます。

②　集落のコミュニティの維持と生活拠点の機能強化

○集落のコミュニティを維持し、環境の向上を図るとともに、各地域内の商店や主要公共施設、観光資源等が集積している地区等においては、生活拠点として生活サービスや交流機能の強化を図ります。

③　防災集団移転促進事業の移転元地等の適切な土地利用の誘導

○防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用を検討し、適切な施設が立地できるよう、土地利用を誘導します。

○自然災害の発生により被害を受けるおそれがある地域等は、必要に応じて、災害危険区域等の指定による建築規制や防災対策の実施、移転について検討します。

(2) 土地利用の方針

① 集落地域

○集落地域は、のどかな里山環境を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。

○津波により被災した地域の集団移転団地は、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

② 農用地

○農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう、適正な維持管理により農地の保全を図ります。

③ 森林地域

○森林地域は、森林の持つ水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○林業の育成につながるよう森林の一層の活用を図るとともに、美しい景観や豊かな自然を活かしたレクリエーション利用など、地域の活性化に活かしていきます。

④ 自然保全地域

○三陸復興国立公園や早池峰国定公園、早池峰自然環境保全地域は、本市の「森・川・海」の魅力を広域的に伝える地域であり、優れた自然環境や景観の保全を図るとともに、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての有効利用を進めます。

○区界高原自然環境保全地域、青松葉山自然環境保全地域は、貴重な自然環境の保全を図ります。

図 4-1 土地利用方針図

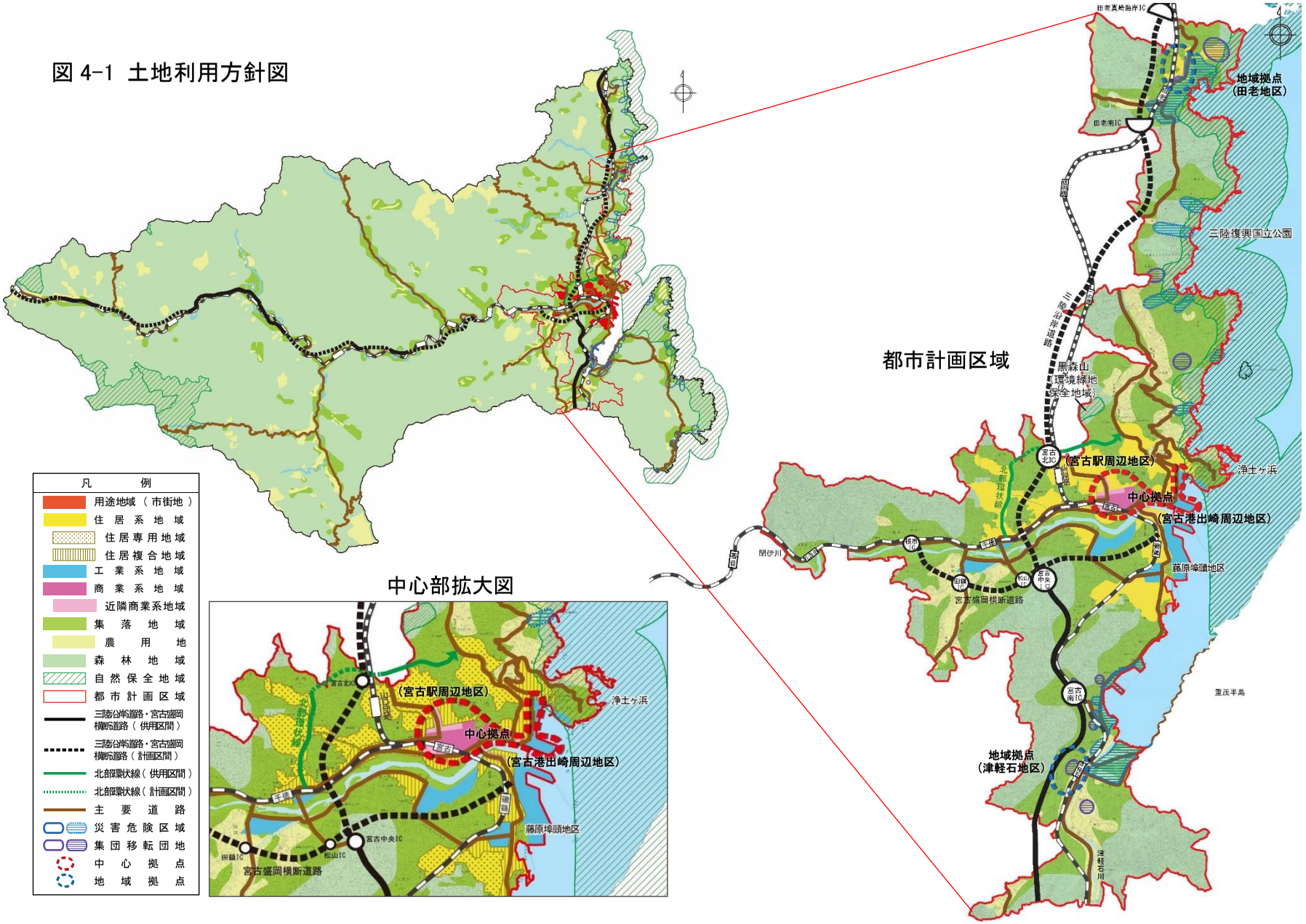
凡例
用途地域（市街地）
住居系地域
住居専用地域
住居複合地域
工業系地域
商業系地域
近隣商業系地域
集落地域
農用地
森林地域
自然保全地域
都市計画区域
三陸沿岸道路・宮古盛岡横断道路（供用区間）
三陸沿岸道路・宮古盛岡横断道路（計画区間）
北部環状線（供用区間）
北部環状線（計画区間）
主要道路
災害危険区域
集団移転団地
中心拠点
地域拠点
中心部拡大図
都市計画区域
地域拠点（田老地区）
田老南IC
三陸復興国立公園
三陸沿岸道路
黒森山環境緑地保全地域
宮古北IC
（宮古駅周辺地区）
中心拠点
（宮古港出崎周辺地区）
浄土ヶ浜
北部環状線
宮古港線
閉伊川
藤原埠頭地区
宮古盛岡横断道路
宮古中央IC
宮古南IC
重茂半島
地域拠点（津軽石地区）
津軽石川
田鎖IC
松山IC

第２　市街地の整備方針

１　中心拠点の賑わい強化

(1)　宮古駅周辺地区の賑わい拠点機能の強化

○宮古駅周辺地区は、ＪＲ及び三陸鉄道などの主要交通の結節点としての特性を活かした、みやこのまちの顔「みやこまち」とするため、宮古駅等を核とした商業施設や公共公益施設など、さまざまな都市機能の集積、賑やかな空間と憩いの場の創出、機能性、利便性の向上等により拠点機能の強化を推進します。

○商店街を中心とした魅力あるまちづくりと活性化のため、空店舗の活用、新規出店者への補助及びチャレンジショップ※1の取り組みなどを推進します。

○若年層のニーズに対応した魅力あるまちを創出するため、空店舗の活用などによる活動・交流の拠点づくりを進めます。

宮古街なか復興市

○市民や来訪者の利便性を高めるため、店舗や商店街と連携して、案内板や駐車場などの設置、まちかど広場（まちなかトイレ）及び買い物カート等を気軽に利用できるサービスの提供など買物の環境整備を目的とする事業に取り組みます。

(2)　中心市街地の回遊・滞留環境の強化

○中心市街地拠点施設と宮古駅を南北に繋ぐ自由通路が整備されることから、商店街や市庁舎移転後の跡地整備等と連携して、まちなかの回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。

○市民や来訪者にまちなかを楽しんでもらうため、「森・川・海」の恵みを活かした飲食等を提供する半屋外空間（オープンカフェ等）の形成やまちなか観光の推進、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

中心市街地拠点施設

○宮古駅南側地区と駅北側の中心市街地を結ぶ市道八幡沖鉄道踏切線については、踏切改良及び歩道整備を行い、回遊性の向上と南北のアクセスを高めます。

※１　チャレンジショップ：商店街において、将来の開業を目指して、本格的な開業の前に創業チャレンジや販売体験等を行うこと。

(3)　宮古港出崎周辺地区の賑わい拠点機能の強化

○宮古港出崎周辺地区は、観光振興による賑わいを創出するため、水産業が盛んな「みなとまち」の特色を活かしたまちづくりを推進するとともに、観光・交流の拠点機能の強化を図ります。

○宮古市魚市場と道の駅・みなとオアシスみやこが立地する出崎埠頭は、市民や来訪者が新鮮な海産物や食事など、海の幸を堪能できる水産と観光の拠点としての活用を推進します。

○テーマ性を活かした観光振興を推進するため、宮蘭フェリーの就航を活かして洞爺湖有珠山ジオパークと三陸ジオパークを結ぶ新たな観光ルートの創出や、「ひと」と「もの」のさまざまな交流を促進します。

(4)　宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区の連携強化

○市役所庁舎移転後の跡地は、宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区の中継地点としての魅力を高めるため、「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間として「憩いの場、賑わいの場、つながりの場、伝承する場」としての整備を進めます。

図 4-2　中心拠点の整備方針図

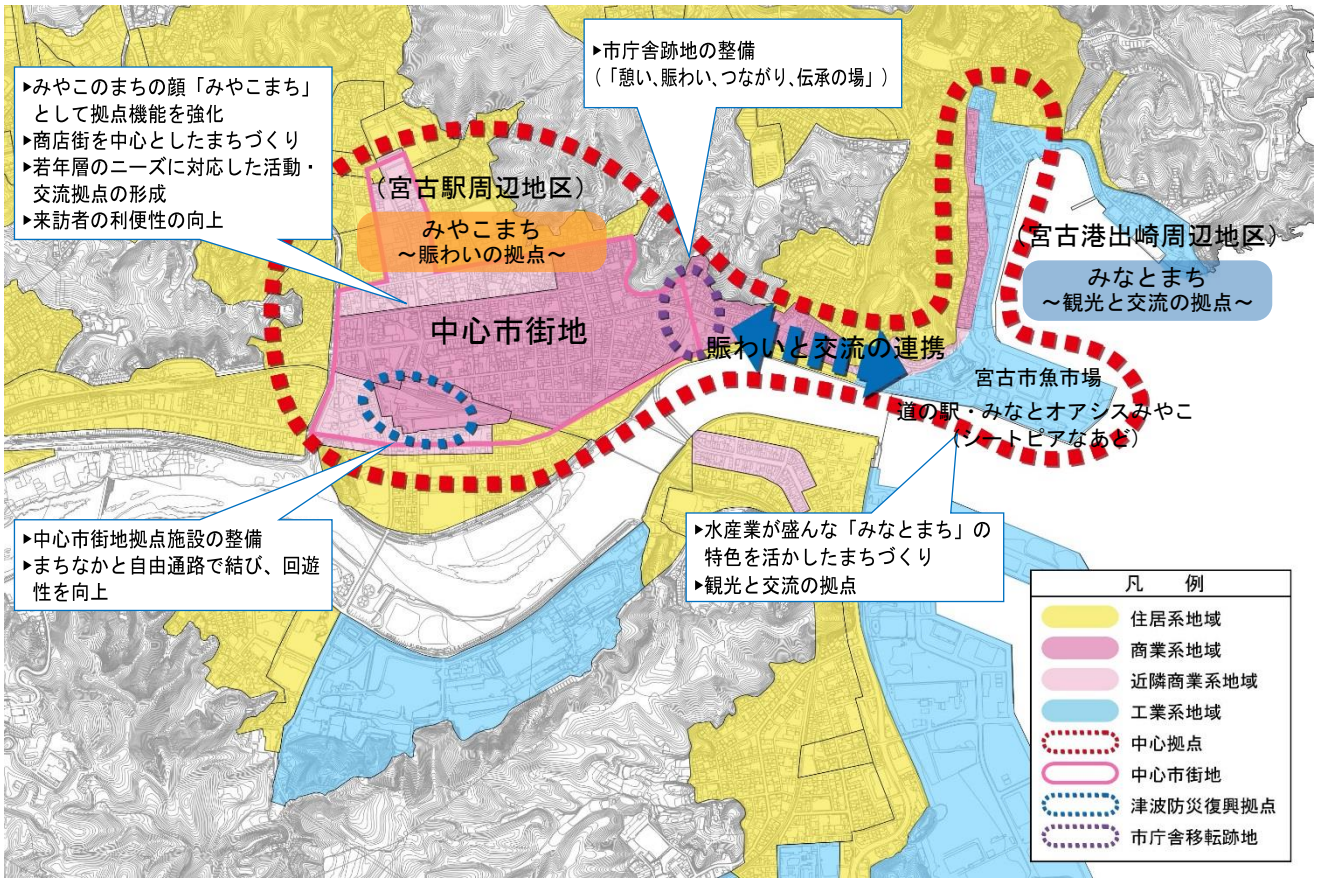

2 臨海部定住ゾーンの生活サービス機能の強化

(1) 地域拠点の生活サービス機能等の強化

○田老地区及び津軽石地区は、北エリア並びに南エリアの地域拠点として、各地域における生活サービス機能等の強化を図ります。

○地域拠点では、駅を活かして公共交通を中心としたまちづくりを進めます。

(2) 幹線道路沿道地域等の商業・サービス機能等の強化

○幹線道路沿道地域は、隣接する住宅地の居住環境との調和に留意しつつ、商業、その他業務を主体とする沿道サービス機能の集積を図ります。

(3) 既存施設の集積を活かした賑わい空間の創出

○小山田地区は、商業・業務施設、市民総合体育館、総合福祉センターや閉伊川緑地公園などの既存施設を活かし、市民や来訪者が気軽に楽しめる空間の創出を図ります。

第３　交通ネットワーク施設等の整備方針

１　道路ネットワークの強化

(1)　都市間道路ネットワークの形成

①　広域道路ネットワークの形成

○宮城県・岩手県・青森県の太平洋沿岸を結ぶ三陸沿岸道路と国道 45 号、本市と盛岡市を結ぶ国道 106 号、陸前高田市を起点とし、本市を経由して青森県八戸市に至る国道 340 号を主要幹線道路として位置づけ、広域道路ネットワークの形成を図ります。

○主要地方道宮古岩泉線・重茂半島線・紫波江繋線・大槌小国線・宮古港線等の一般県道を都市幹線道路として位置づけ、都市幹線道路ネットワークの形成を図ります。

②　三陸沿岸道路の整備促進

○三陸沿岸道路は、三陸沿岸の各都市や沿岸部と内陸部の連携を強化し、産業・経済・医療・防災・地域の活性化を促す基礎的インフラであり、全線の早期完成に向け、沿線自治体と一体となって国に働きかけるとともに事業を支援します。

③　宮古盛岡横断道路の整備促進

○宮古盛岡横断道路は、広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るための基礎的インフラであり、全線の早期完成に向け、関係自治体と一体となって国や県に働きかけるとともに事業を支援します。

④　一般国道の整備促進

○地域産業の振興、防災や救急医療への対応の視点で重要な幹線道路は、時間短縮、渋滞緩和、交通の安全確保のため、国道 45 号・106 号・340 号の整備促進に取り組みます。

○宮古盛岡横断道路と一体的に安全性の高い道路とするため、国道 106 号の国直轄管理区間への編入を国や県に働きかけます。

○交通難所区間の解消により、隣接自治体との連携交流の活性化も見込まれることから、国道 340 号「和井内～押角間トンネル間」の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を県に働きかけます。

○立丸峠トンネルの開通により、東北自動車道や花巻空港等を利用した観光客の増加が見込まれることから、利用者の利便性の確保と地域振興の面から国道 340 号沿線に休憩施設を整備します。

⑤　主要地方道・一般県道の整備促進

○主要地方道・一般県道は、時間短縮や安全確保、隣接市町村等との地域間交流や産業振興にとって重要な路線であり、重茂半島線「津軽石～熊の平間」の早期完成、紫波江繋線「大畑～タイマグラ間」の事業化、大槌小国線の土坂峠地区のトンネル化、宮古岩泉線の整備促進を県に働きかけます。

図 4-3　都市間道路ネットワーク図

(2)　市内道路ネットワークの形成

①　市内幹線道路の整備

○市民生活の利便性向上を図るため、病院や学校、産業関連施設、観光地等を結ぶ市道や、災害時に国道や県道の代替となる市道などが、機能的に結びついた市内道路網の整備を図ります。

○幹線道路と主な市内幹線道路のアクセス性向上のため、高速交通ネットワークの整備に併せ、北部環状線・長根岩船線・磯鶏金浜線・前須賀日立浜線などの主な市内幹線道路の整備を図ります。

②　市街地等の生活関連道路の整備

○市民生活に密着した、松山線・金浜 4 号線・浦の沢線などの生活関連道路は、利用状況に応じて、道路の拡幅や歩道未整備区間及び踏切危険箇所の解消、歩道や街灯などの交通安全施設の整備などを推進します。

○建築基準法第 42 条第 2 項に規定された道路について、個々の建築行為に合わせて後退用地の確保を図り、地域住民の理解と協働により狭あい道路の解消を図ります。

(3)　都市計画道路の整備

○平成 27 年に策定した「宮古市都市計画道路見直し方針」で「存続」とした、本町高浜線・築地千徳線・本町八幡前線の 3 路線については、交通ネットワーク及び自転車、歩行者空間を確保するために必要な道路であることから、整備を検討します。

図 4-4　市内道路ネットワーク図（中心市街地及び周辺部を抜粋）

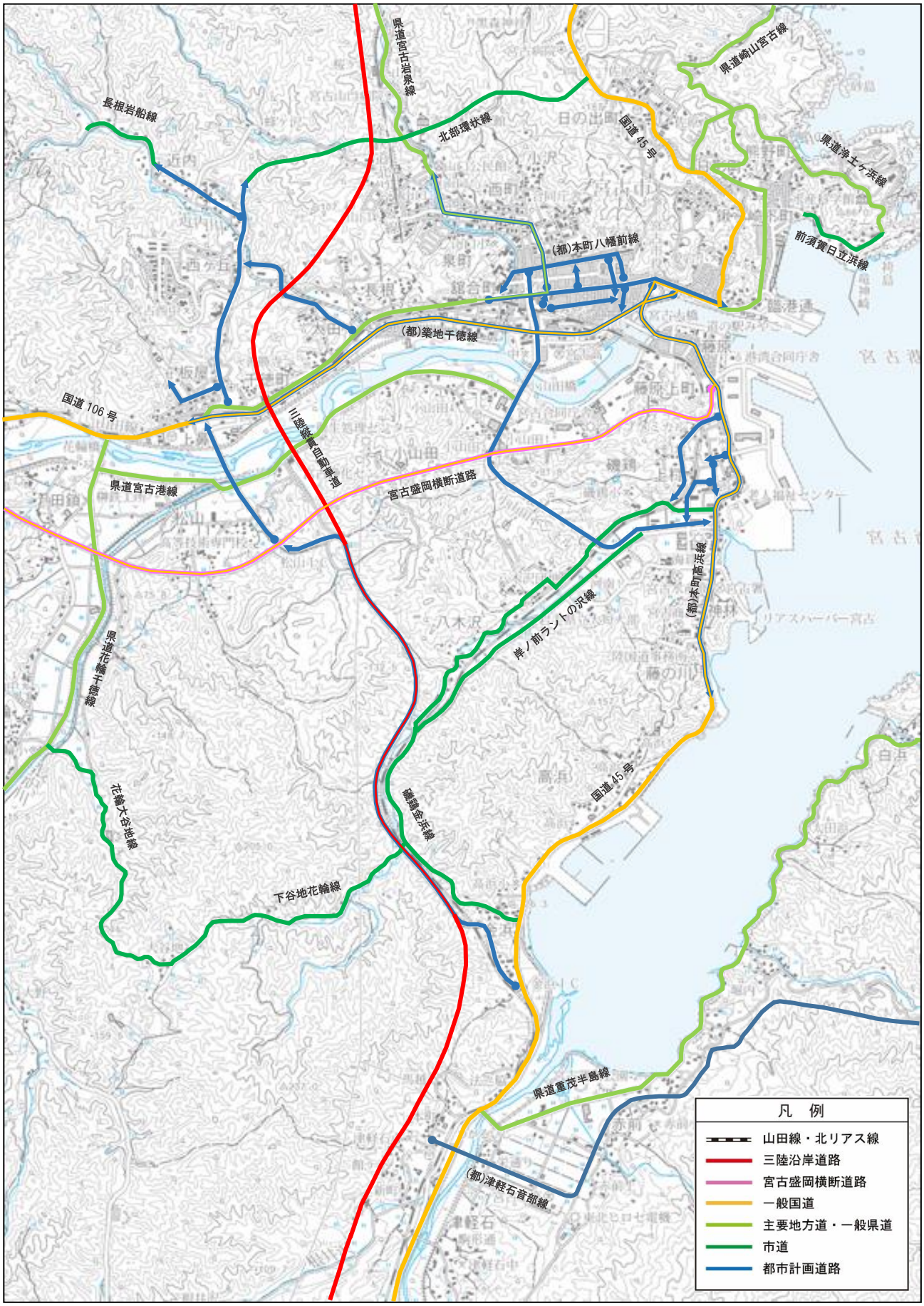

(4)　道路ネットワークの強化に伴う都市計画道路の見直し

○三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路等の整備による道路ネットワークの強化に伴い通過交通が幹線道路にシフトすることから、市街地に流入する交通量が大幅に減少すると推計されています。

○過大な道路拡幅は、多くの建物移転を伴うことから、まちなみや地域のコミュニティが失われるだけでなく、活力の低下を招くことが推察されます。このため、中心市街地の都市計画道路については、これまでの車重視から、既存の道路空間を再配分することにより、歩行者・自転車・公共交通を優先した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路へと方針を転換します。

○特に宮古港線（末広町通り）は、中心市街地に位置する商店街のほぼ中央を通る重要な道路であり、商店街を中心とした魅力あるまちとして、賑わい強化につなげていくためには、地域住民との合意形成を図りつつ、歩行者を優先した安全・安心、かつ快適な道路として整備を進めていく必要があります。

○このことから、平成 27 年に策定した「宮古市都市計画道路見直し方針」で「継続検討」とした 5 路線の計画を次のとおり見直します。

図 4-5　都市計画道路の計画見直し対象路線

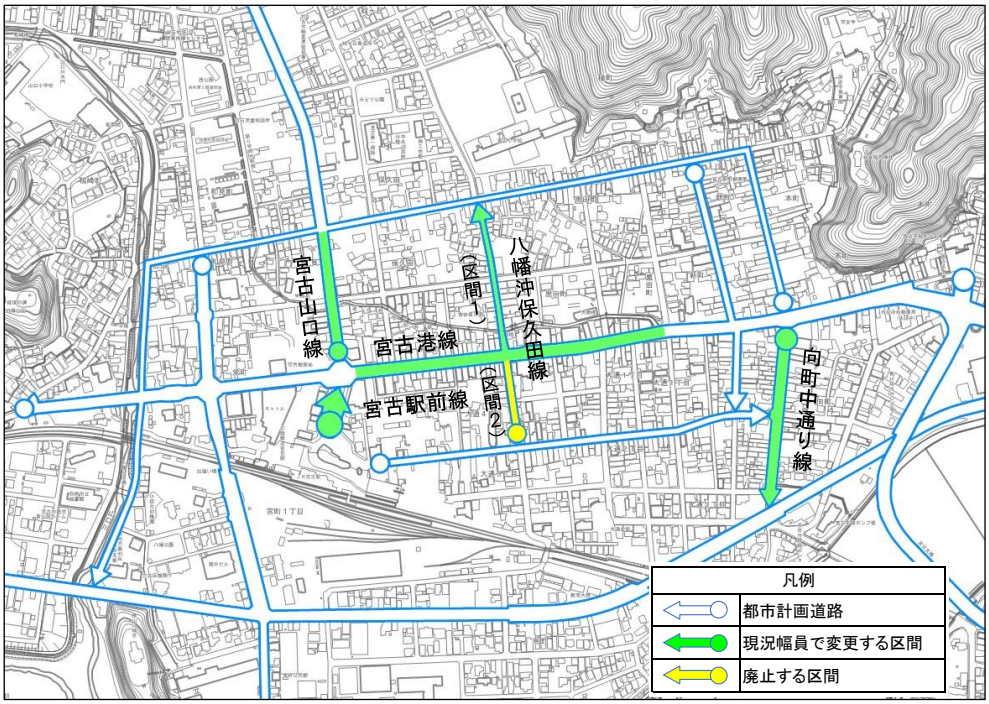

都市計画道路計画見直し方針

路線名	対象区間（m）	幅員（m）		交通量推計（百台／日）		計画見直し方針	理由
		計画	現況	H26	H42		
宮古駅前線	90	30.0	25.2	80	29	現況幅員に変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。 現況幅員は約 25.2m、歩道幅員も 3.5m 以上となっており、路線の機能は確保されている。
宮古山口線	190	15.0	12.8	65	27	現況幅員に変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。 現況幅員は約 12.8m、歩道幅員も概ね 1.75～1.95m となっており、路線の機能は確保されている。
八幡沖保久田線	340	8.0	(区間 1) 4.0 ～ 7.0	9	1	現況幅員に変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。
			(区間 2) 2.3 ～ 3.4	－	－	廃止する	都市計画決定以来未整備であり、今後は市街地に流入する将来交通量が大きく減少すること及び長期の建築規制を改めることから廃止とするものである。
宮古港線	470	17.0	9.5	61	12	現況幅員に変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員約 9.5ｍで変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。
向町中通り線	250	16.0	8.0	30	4	現況幅員に変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員約 8.0ｍで変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。

図 4-6 主要道路将来交通量

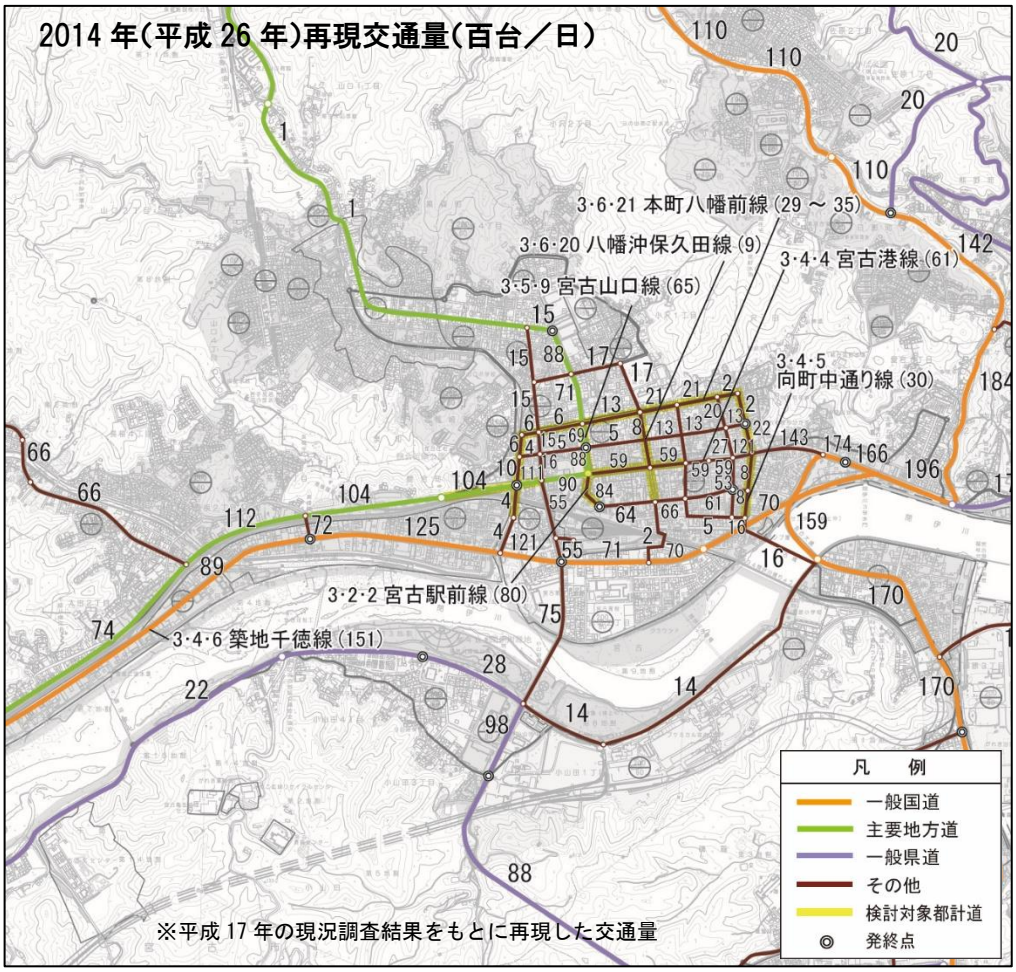

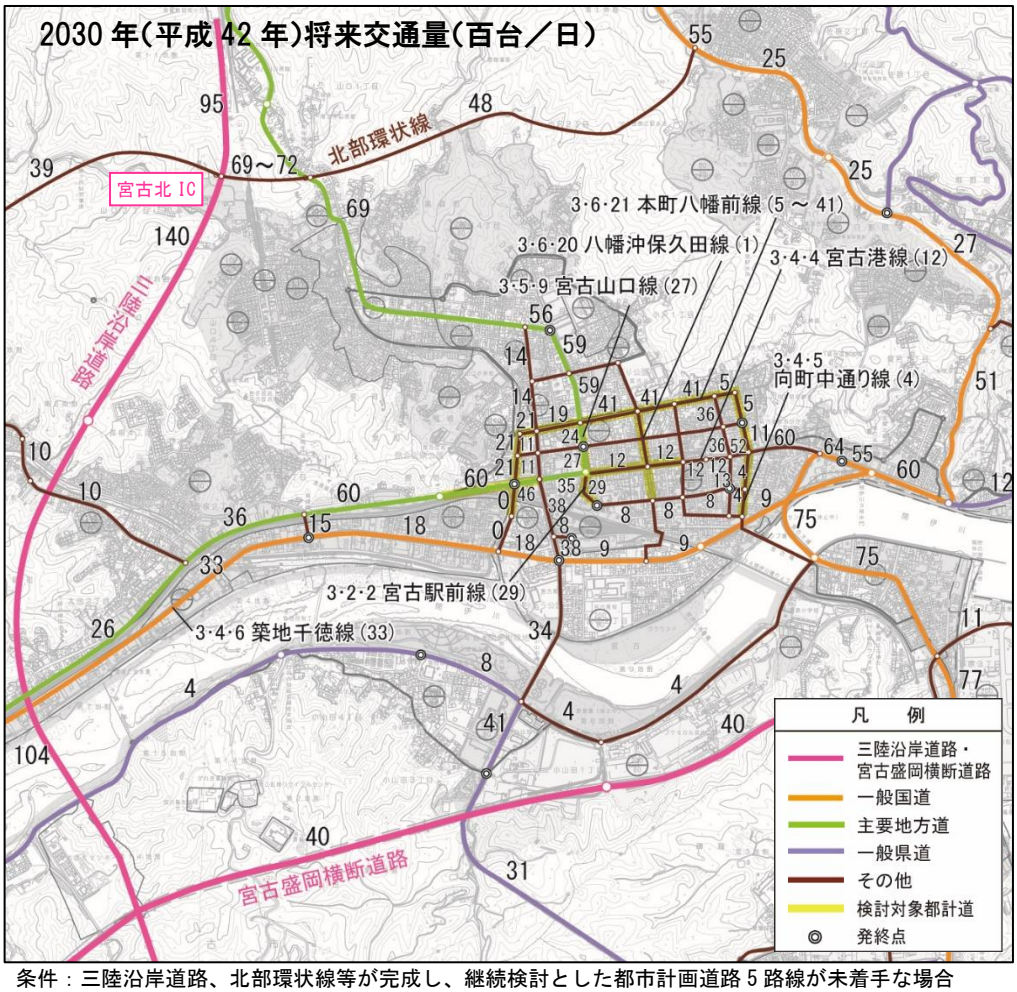

条件：三陸沿岸道路、北部環状線等が完成し、継続検討とした都市計画道路 5 路線が未着手な場合

(5)　歩行者ネットワークの形成

○みやこまち（宮古駅周辺地区）は、宮古駅と中心市街地拠点施設、中心商店街の回遊性を高めるための歩行者ネットワークを形成します。

○中心市街地等の商業空間は、高齢者・障がい者・子供など、すべての人が安全で安心して歩けるような、快適な歩行者空間を確保するため、歩行者と車両との分離や、段差のない歩道づくりを進めます。

○都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、歩行者の安全・安心、快適性の向上を図るため、電線類地中化や道路美装化等により歩行者空間の形成を図るとともに、まちなかの回遊性の向上のために、案内板設置等を検討します。

○住宅地内の道路は、地域特性に応じた歩行者空間の形成を図ります。

(6)　道路施設の安全性の確保

○道路施設の安全性を確保するため、舗装、橋梁、街路灯などの定期的な点検と橋梁長寿命化修繕計画による橋梁の長寿命化等を図ります。

○事後における補修・修繕から計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化を図ります。

2　「みんなでつくる　みんながつながる」公共交通ネットワークの構築

(1)　市民生活を支える地域公共交通手段の確保

○幹線交通については、ＪＲ山田線（宮古～盛岡間）及び国道 106 号を利用するバス交通を東西軸、ＪＲ山田線（宮古～釜石間）、三陸鉄道北リアス線及び国道 45 号を利用するバス交通を南北線と位置づけ、運行維持に対する支援を行うとともに、維持すべきサービス水準を検討し、その水準を維持します。

○災害時の連携体制、復旧体制など、災害時のネットワークの確保にも配慮し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を目指します。

○公共交通衰退に歯止めをかけるため、引き続き運行経費への助成など、一定レベルの公共交通を維持するための支援を行います。

○公共交通が利用しにくい地域については、タクシーの活用や地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた、持続可能な交通確保のあり方について検討します。

○市と住民が、必要に応じて交通事業者を交えながら、交通サービスのあり方、サービスと負担のバランス、適切な役割分担、持続可能性などを検討し、実証運行などの手法も取り入れながら、改善に向けた取り組みを進めます。

図 4-7　公共交通体系イメージ

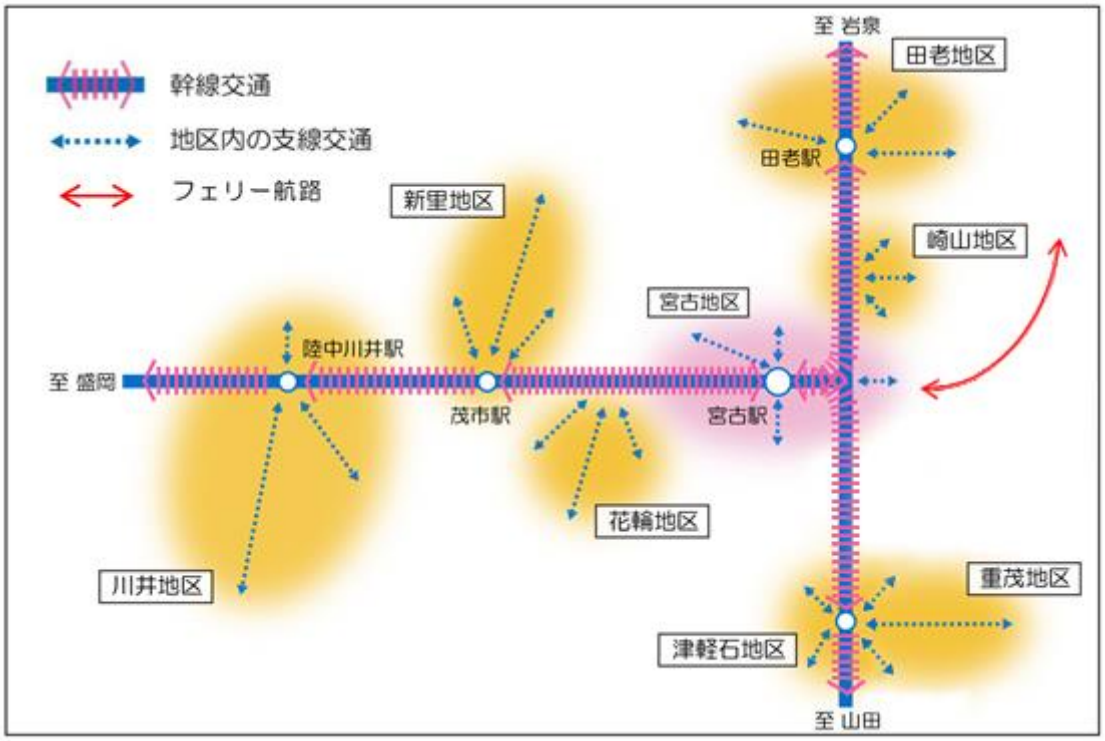

資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

(2)　ニーズに合った公共交通ネットワークの形成

○現在の公共交通ネットワーク（主に路線バス）が、利用状況や住民ニーズに適合しているか検証し、必要に応じて見直しを行います。検証・見直しにあたっては、系統ごとの状況、他の系統との関係、幹線交通との接続状況に留意し、利用者が著しく少ない系統については、より効率的な手法への移行も視野に入れて改善策を検討します。検証・見直しについては、定期的に事業者ワーキングを実施し、系統ごとの課題と改善策、ネットワーク全体の課題と改善策を検討し、住民懇談会など地域住民との検討、地域公共交通会議での検討を重ねながら見直しを進めます。

○田老地区、八木沢地区及び払川地区には、復興後の新しいまちづくりに合わせ、新駅を設置することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。

○ＪＲ山田線（宮古～釜石間）が三陸鉄道に移管されることにより、住民の移動手段が大きく変化することが考えられます。ついては、移管後の鉄道と路線バスを一体とする公共交通ネットワークのあり方について検討します。

(3)　地域公共交通の利用拡大に向けた環境整備

○バス待合所の整備やバリアフリー化の促進など、利用環境の改善を図ります。
また、施設の適切な維持管理を行います。

○日常利用者を中心とした利用促進の取り組みとして、公共交通利用者に対する補助制度の検討を進めます。

○利用促進のイベントを実施することにより、住民の潜在需要を掘り起こし、利用促進を図ります。

○日常生活におけるニーズのほか、観光などのニーズに対応する二次交通としての役割にも配慮し、鉄道と路線バスの連携、公共交通とタクシーやレンタカーとの組み合わせなど、多様な交通機関が連携する交通ネットワークの構築を目指します。

○観光客がスムーズに目的地まで移動できるよう情報発信を行います。

○駅施設等の案内表示、誘導表示等を多言語表記にすることにより、外国人観光客受け入れ環境の整備を図ります。

3　港湾機能の強化

(1)　宮蘭フェリー航路の開設による広域連携の促進

○宮蘭フェリー航路の開設による「海の道」を活用した物流と観光・交流の促進を図ります。

○宮古港～北海道室蘭港間の所要時間は約 10 時間となっており、トラック運転手などが十分休息を取ることができる理想的な航路として利用促進を働きかけるとともに利便性の向上のため便数増等に取り組みます。
また、複数地域とのネットワーク形成が図られるよう取り組みます。

宮古港フェリーターミナル

(2)　物流機能の強化

○防潮堤の整備により安全性を確保し、港湾利用型企業の誘致に取り組みます。

○モーダルシフト※1の推進のため、港湾と復興道路及び復興支援道路の整備促進を国・県等に働きかけます。

○食品等を扱える上屋の整備・充実などにより、フェリーを活用した物流機能の強化を図るよう県に働きかけます。

図 4-8　物流機能の整備イメージ

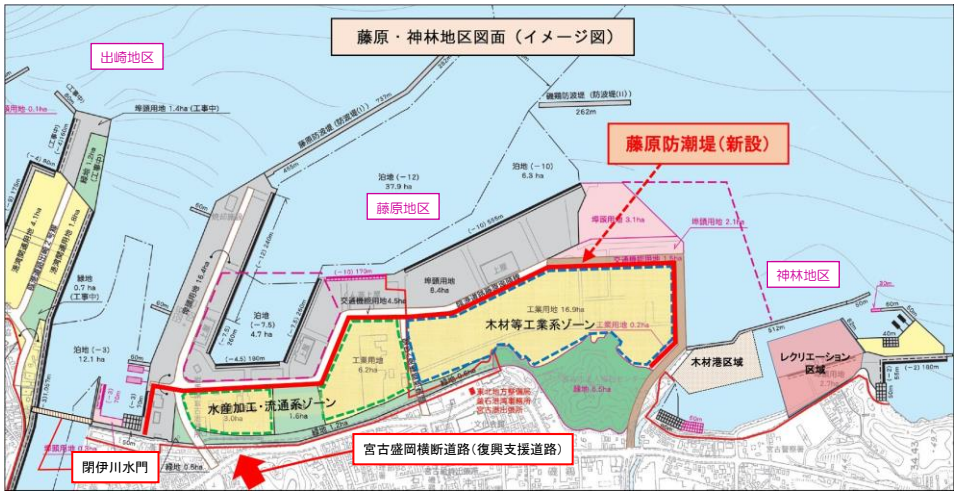

資料：宮古市港湾振興ビジョン（平成 28 年 3 月）

※1　モーダルシフト：旅客や貨物の幹線輸送を、大量輸送が可能な貨車や船舶輸送に切り替えることで、二酸化炭素の排出削減を図ること。

(3)　観光・交流機能の強化

○出崎埠頭は、観光拠点の一つであり、リアスハーバー宮古及び藤原ふ頭との連携による「みなとまちづくり」の拠点であることから、旅客船ターミナル等の施設整備が図られるよう国及び県に働きかけます。

図 4-9　観光・交流機能の整備イメージ

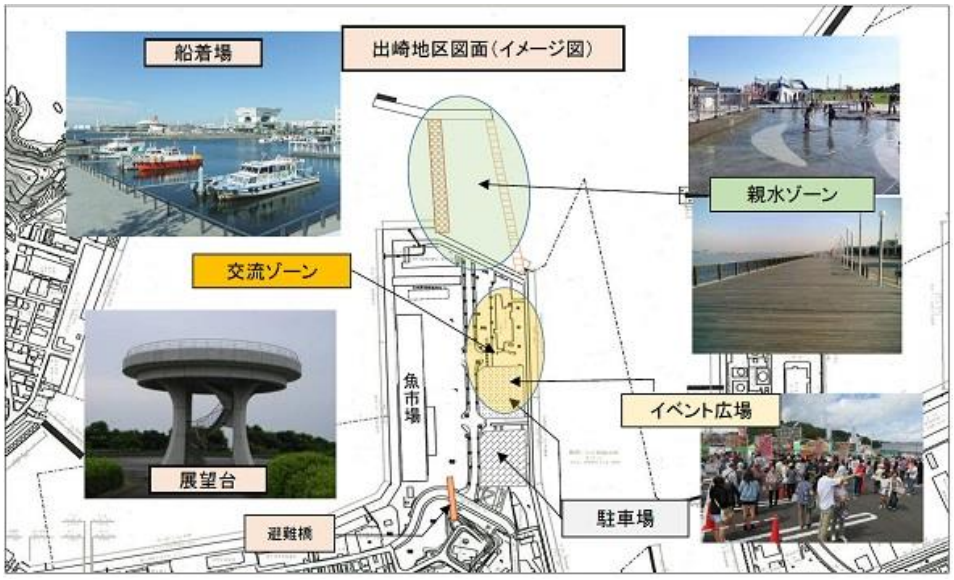

資料：宮古市港湾振興ビジョン（平成 28 年 3 月）

第４　産業振興の方針

１　工業・物流環境の形成

(1)　陸・海の広域交通基盤を活かした工業・物流拠点の形成

①　港湾利用型企業の誘導

○藤原ふ頭地区は、活力ある産業育成のため、宮蘭フェリーの就航を契機として港湾利用型企業の立地促進を図ります。

○特に、藤原ふ頭工業団地は、木材産業の高度化拠点として、木材産業の集積を推進します。

②　流通・工業基地としての誘導

○田鎖工業団地は、工業振興のため、宮古中央インターチェンジ周辺における広域交通網を活かして、流通・工業基地としての誘導を図り、工業系土地利用企業の集積を推進します。

○広域交通網を活かして、各インターチェンジ周辺における企業集積について検討します。

③　工業用地の整備

○藤原ふ頭工業団地は、工業適地としての機能強化を図るため、道路などの基盤の整備に努めます。

○田鎖工業団地は、工業適地としての機能強化を図るため、必要に応じて道路などの基盤の整備に努めます。

藤原ふ頭工業団地

田鎖工業団地

○工場新設等の受け皿となる用地を確保するため、企業の集積状況等を考慮しながら、新たな工業用地の調査・検討を進めます。

(2)　工業用地等の機能の強化・増進

①　本市の地域特性を活かした企業の立地の促進

○金型・コネクター等に関連する産業、地域資源を原材料とする食品産業、食品加工やリサイクル等の港湾利用型産業など、本市の特性を活かした分野の企業の立地促進を図ります。

②　低未利用地における企業用地の利活用

○工場が集積している地区内の低未利用地については、経済活動の活発化に向けて、既存の工場の立地状況を把握しながら産業機能強化に資する業種の企業用地等として活用を図ります。

③　市街地周辺部などの低未利用地の土地利用策の検討

○交通利便性の高い市街地周辺の低未利用地などについては、まちづくりのため有効な土地利用策について検討を進めます。

2　農林水産業の振興

(1)　農産物の高付加価値化の推進

○地域農産物の消費拡大や付加価値を高める６次産業化の取り組みを推進するため、新たな加工品開発の取り組みを支援します。

(2)　木材加工産業の育成

○林業振興のため、木材を供給するシステムの構築による木材の地域内利用、担い手育成、広葉樹を活用した特用林産物の生産拡大を目指して計画的な森林づくりを推進します。

○森林を利活用する需要を高めるため、木材加工業（製材・合板・集成材等各分野）の流通拠点や加工施設の整備を支援します。

(3)　水産業の再生

○本市の基幹産業である水産業については、消費者のニーズに応えられる産業としてさらなる振興を図ります。

○沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。

○高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む交通ネットワークの恩恵を活かせる基盤整備を図ります。

３　公共用地の利活用

(1)　防災集団移転促進事業の移転元地の活用

○防災集団移転促進事業の移転元地は、集約化を図るとともに、交通利便性を活かし、物流・工業・商業・水産業・農業・観光・レクリエーション等、本市の新たな魅力を創出する場としての土地活用を検討します。

○企業誘致にあたっては、企業の意向を踏まえ、必要性がある場合には、移転元地等を活用した企業用地の整備を検討します。
また、定期借地権の導入等や土地の調達に係る費用の引き下げを行うなど、企業等が進出しやすい環境の整備を検討します。

(2)　公共施設の統合による公的不動産の有効活用

○公共施設の統廃合により用途廃止となった公的不動産の有効活用を図るために、産業用地としての活用を検討します。

図 4-10　産業振興の方針図

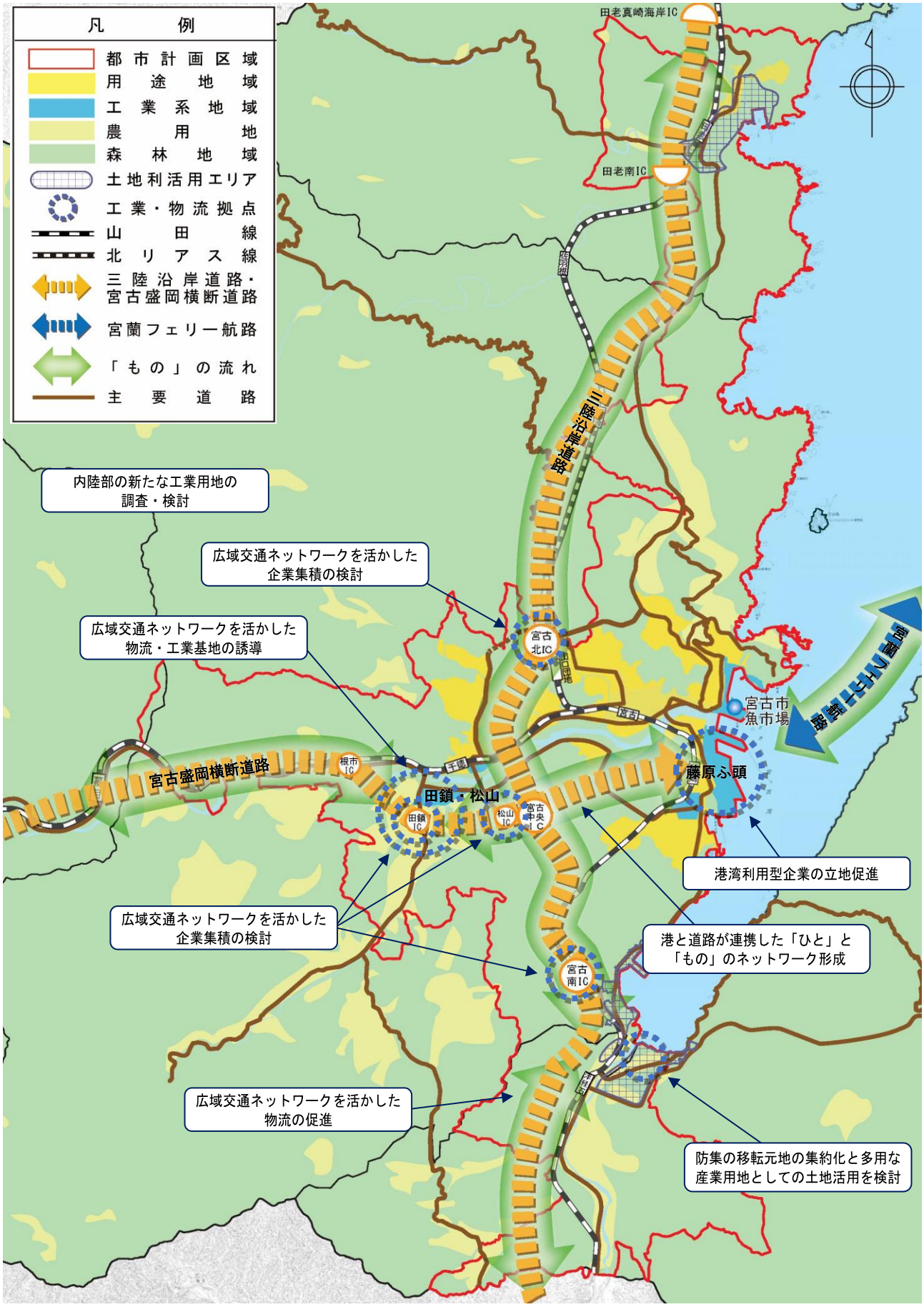

第５　居住環境の整備方針

１　市街地ゾーンの地域特性に応じた居住環境の形成

(1)　中心拠点のまちなか居住環境の向上

○中心拠点における商業・業務・居住などの都市機能の集積を活かしつつ、買い物・通学・通院等の生活サービスの充実、地域の産業やコミニュテイの活性化などを図ることにより、居住環境の維持・増進を図り、まちなか居住を進めます。

○歩行者の安全・安心を優先した道路整備や公共交通の利便性向上により、歩いて暮らせるまちづくりを進め、総合的な生活環境の向上を図ります。

○都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、電線類地中化や美装化等により、安全・安心で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、良好な道路景観を形成することにより、快適でうるおいのあるまちなか居住環境の向上を図ります。

○宮古市空家等対策計画に基づき、空家リフォーム事業や空家バンク事業により、空家の有効活用と居住環境の維持・増進を図ります。

○国による空地等に関する施策検討を踏まえ、市民や企業等が行う空地活用の取り組みを支援します。

(2)　中心拠点地域周辺の居住環境の向上

○居住機能と商業・業務機能が混在する地域においては、相互の環境調和に配慮しつつ、生活利便性の維持・増進を図ります。

○幹線道路や鉄道駅に近接する地域については、交通利便性を活かした、買い物・通学・通院等の生活サービスの充実を図るとともに、周辺環境と調和した居住環境の保全を図ります。

(3)　幹線道路沿道地域の住宅地の居住環境の向上

○幹線道路沿道の住宅地については、地域の特性にふさわしい業務機能の利便性の増進を図るとともに、居住環境の向上を図ります。

(4)　地域拠点への公共機能等の集約による居住環境の形成

○田老地区の土地区画整理事業等により整備した地域は、交流及び生活の拠点として賑わいのある市街地形成を図ります。

○津軽石地区は、津波復興拠点施設を中心とする便利で安全性の高い市街地形成を図るとともに、重茂地区との交通結節機能を強化します。

田老地区土地区画整理事業

津波復興拠点施設（津軽石地区）

(5)　住居専用地域おける居住環境の保全

○戸建住宅を中心とする住宅地や土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

○従来からの住宅団地においては、環境美化の推進や空家の有効活用、幅広い世代の居住の促進などにより、居住環境の保全を図ります。

2　臨海部定住ゾーン（市街地ゾーン以外）と里山共生ゾーンの居住環境の保全

(1)　臨海部定住ゾーン（市街地ゾーン以外）における居住環境の保全

○市街地周辺部及び集落においては、無秩序な市街地拡大を抑制するとともに、自然環境及び生活観環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

(2)　里山共生ゾーンの集落地域における居住環境の保全

○道路、河川等に沿って形成される集落地は、のどかな里山環境に囲まれた集落地として、居住環境の保全を図ります。

3　安全・安心な居住環境の形成

(1)　居住環境の改善

○木造住宅等が密集した地域や道路が狭あいな地域は、安全性向上のため、市道改良事業、私道整備補助事業により居住環境の改善や防災性の向上を図ります。

○土地区画整理事業等により整備した市街地は、自然と調和した景観の形成などにより、住み良く美しい街並みを創出します。

(2)　住宅の安全性の向上

○耐震性が不十分な木造住宅は、市民の生命・財産を守るため、耐震化への意識啓発、耐震改修工事の促進を図ります。

○住宅の安全性向上のため、がけ地近接住宅は、県等へ対策工事を働きかけ、危険解消を図ります。

○土砂災害特別警戒区域内の住宅については、安全で快適な暮らしができる場所への移転を誘導します。

(3)　良質な公営住宅のストック形成

○公営住宅は、公共施設再配置計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、計画的な施設の維持管理により長寿命化を図るとともに、需要変動に応じて適切な集約を行うことで、快適な居住環境の提供と効率的な管理運営を図ります。

(4)　空家の有効活用

○人口減少や住宅の老朽化等により、空家が年々増加しており、適切な管理が行われていない空家が地域住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、所有者への指導を行うとともに、空家の有効活用を図ります。

図 4-11　居住環境の整備方針図

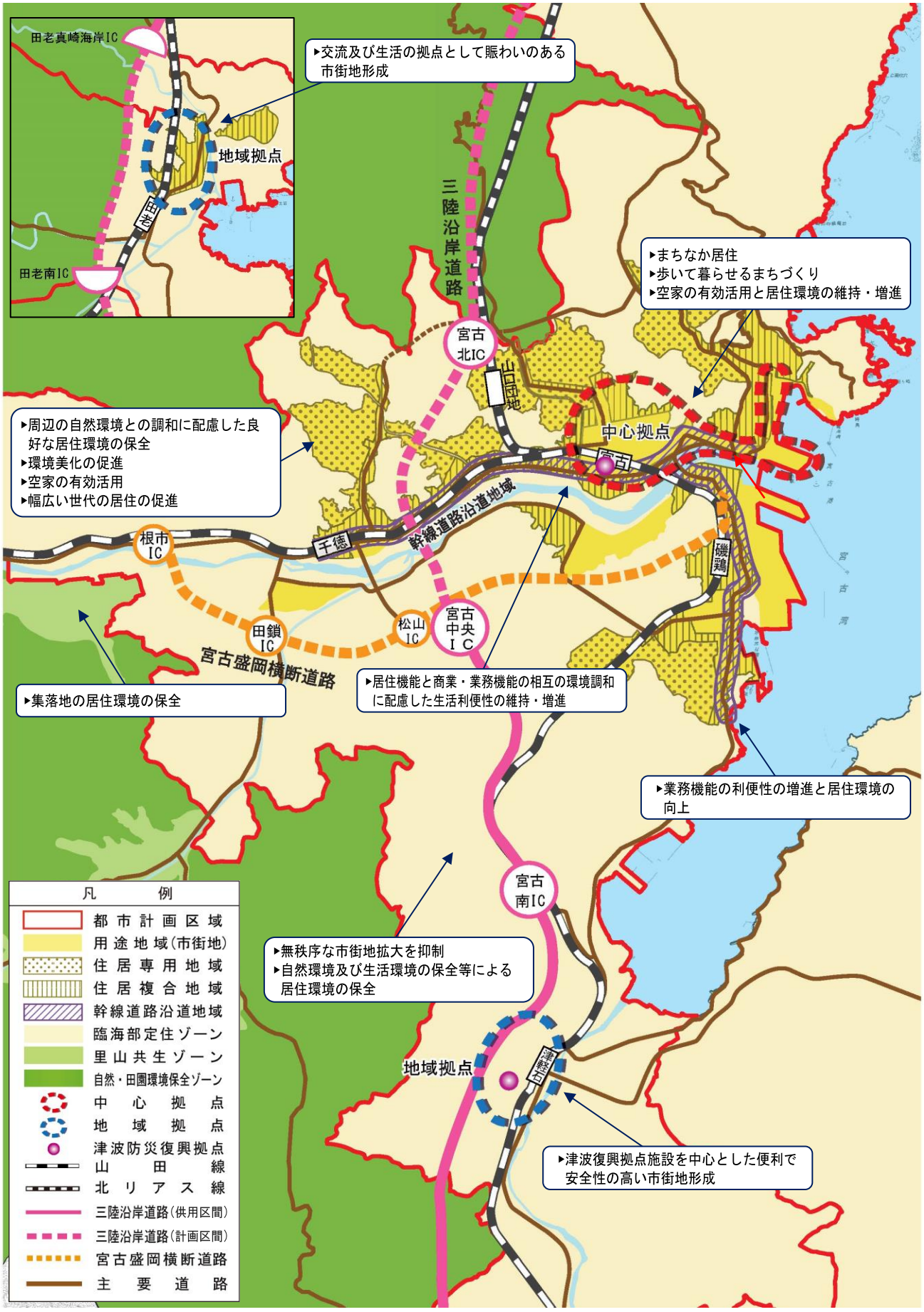

第６　生活関連施設の整備方針

１　水道施設の安全・強靭・持続の推進

(1)　安全な水道

○いつでも安全な水道を目指すため、適切な浄水処理方法の採用、水質管理体制の強化、水安全計画の策定、給水の安全性向上を推進します。

(2)　災害に強い水道

○災害に強い水道を目指すため、水道施設の耐震化及び災害対策の充実を推進します。

(3)　健全な水道施設

○健全な水道施設を目指すため、良質な水源の確保、施設及び管路の健全性の確保、監視・管理体制の強化を推進します。

２　下水道施設の計画的な更新と水洗化の促進

(1)　下水道施設の長寿命化

○管路、処理場、ポンプ場等の施設の長寿命化を図るため、老朽化した施設の計画的な更新と適切な維持管理を促進します。また、公共下水道の整備を引き続き行います。

(2)　合併処理浄化槽の設置促進

○公共下水道、集落排水施設の整備区域外での生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3)　水洗化の促進

○下水道は、衛生的で快適な生活を営むための施設であることから、整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続による水洗化の向上を図ります。

3　高度情報通信基盤の充実

(1)　高度道路交通システムの推進

○新たな交通技術である高度道路交通システム（ITS）※1は、交通事故の軽減や渋滞の緩和によるドライバーや歩行者の安全性の確保、環境負荷の低減と輸送性の向上が図られることから、国の情報化施策と連携して、利活用について検討を進めます。

(2)　暮らしに役立つ情報通信インフラの整備支援

○地域間における情報格差を解消するため、情報通信基盤の早期整備を通信事業者に働きかけます。また、民設による基盤整備が期待できない条件不利地域においては、国の補助制度を活用した施設整備を推進します。

○携帯電話不感地域を解消するため、通信事業者に働きかけ、事業への参画を得たうえで、国の補助制度を活用した施設整備を推進します。

4　都市基盤・公共公益施設等のさらなる充実

(1)　道路・公共公益施設におけるユニバーサルデザインの推進

○高齢者・障がい者・子供など、誰もが利用しやすい都市とするため、交流の拠点となる宮古駅周辺地区や歩行者回遊の動線となる道路及び公共公益施設などは、ユニバーサルデザインを取り入れた施設として整備を推進します。

○来訪客が安心して歩くことができる、ユニバーサルデザインによる案内標識等の環境整備を推進します。

(2)　公共公益施設の質の向上

○公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画に基づき、今後の財政力に応じて、公共施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図ります。

○今後も活用する公共施設については、耐震性の確保、バリアフリー化の推進、省エネ性の改善、計画的保全による長寿命化等により、耐用年数を伸ばします。

○公共施設の統廃合に当たり、自動車を運転しない人の利便性を確保するため、公共交通施策との調整を図りながら再配置を進めます。

○複合化や統廃合により生じた公的不動産の処分、または有効活用を進めます。

(3)　山間地域における生活拠点の形成

○新里地域、川井地域の暮らしを支えるため、公共施設再配置計画に基づき、総合事務所等の公共施設が集積するまちの中心に生活サービス機能を集積させることで、生活拠点の形成を図ります。

(4)　環境と調和した墓地の維持管理

○宮古市墓園は、周辺の環境と調和した墓地の維持管理を図ります。

※1　高度道路交通システム（ITS）：人と道路とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

第７　防災対策の方針

１　災害に強い都市づくり

(1)　建物の不燃化の促進と防火対策の推進

○市街地における火災の危険性を防除するため、公共施設や商業・業務施設、交通施設などが集中する地域では、建築物の不燃化を促進します。

○また、延焼防止・避難場所としてのオープンスペースの整備を推進するとともに、電線類地中化等による避難経路の確保や道路防災機能の向上を図ります。

○道路が狭あいで老朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。

○水利の不足している地域に耐震性の防火水槽及び消火栓を設置し、消防水利の充実強化を図ります。

(2)　住宅地等の浸水対策

○中心市街地における洪水被害を軽減するため、閉伊川本川や支川の近内川などの治水対策を促進します。

○都市下水路については、10 年に 1 回の確率の降雨による水を安全に流下させることを目標とした整備を促進します。

○震災による地盤沈下の影響で、浸水被害を受けた新川町地区、藤原地区については、雨水排水ポンプ場を整備します。

台風 10 号による浸水被害の状況
（平成 28 年 8 月）

○内水氾濫による浸水を防ぐため、雨水幹線や千徳雨水ポンプ場などの施設整備及び充実を図ります。

○閉伊川及び津軽石川流域等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。

○降雨時の増水などによる道路被害を防ぐため、市が管理している河川の護岸補修や堆積土砂を取り除きます。

(3)　津波の浸水対策

○鍬ヶ崎から閉伊川の河口周辺、津軽石川及び田代川河口は、津波や高潮などの水害対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

(4)　土砂災害対策

○土砂災害から市民の生命と安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内の家屋を対象に、安全な地域への移転を支援します。

(5)　防災拠点施設の活用

○中心市街地拠点施設は、防災拠点施設として、発災時には災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施します。

○拠点施設が整備された津軽石地区においては、消防屯所等の拠点施設の活用を図ります。

○災害時に避難所として使用する施設については、優先的に施設の耐震化を検討します。

(6)　避難誘導施設の整備・拡充

○発災時には、安全かつ迅速に避難できるよう、津波避難路及び避難誘導標識の整備を進めます。

津波避難誘導標識（津軽石地区）

2　防災体制の強化

(1)　防災関連情報伝達体制の構築

○市民に対して迅速かつ正確な情報を提供するため、防災行政無線や広報車、またはコミュニティＦＭ放送、緊急速報メール等による情報伝達体制の整備・充実を図ります。

(2)　津波避難対策の推進

○地震・津波の発生直後から来訪者も含めた市民の生命・安全の確保のため、津波避難計画に基づいた避難行動等の徹底を図ります。

(3)　津波避難施設の指定による一時避難場所の確保

○市民や事業者等の一時避難施設を確保するため、津波避難施設（津波避難ビル）の指定を進めます。

(4)　危機管理体制の充実

○災害などの不測の緊急事態が発生したときに迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画等に定める防災・危機管理体制の充実を図ります。

(5)　防災意識の向上

○東日本大震災の記憶を風化させることなく後世へ伝承するため、津波遺構（旧たろう観光ホテル）などを活用した、災害の記憶の伝承や防災意識の向上を図り、また、内外へ情報を発信します。

○地域ぐるみの防災活動による災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織等が行う防災活動や防災資器材の整備を支援します。

津波遺構（旧たろう観光ホテル）

第８　福祉のまちづくり方針

１　健康・福祉・子育て環境の充実

(1)　医療拠点の充実

○高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちとするため、県立宮古病院を中核として、医療・福祉機能の維持・増進を推進します。

(2)　健康・福祉に関わる交流拠点等の充実

○健康増進を図る取り組みを進めるため、歩いて暮らせるまちづくりと連携しながら、文化・観光拠点等と地域資源を良好な散策ルート等をつなぐことで、歩きたくなる環境を整える取り組みを推進します。

○子供から高齢者まで住み慣れた地域で生活するなかで地域づくりやふれあい交流を大切にした福祉サービスを効果的に提供していくため、地域福祉活動の拠点としての市総合福祉センターの充実を図ります。

○超高齢社会において地域コミュニティを活かしながら健康寿命の延伸を図るため、地域包括ケアシステム※1の構築を推進するとともに、高齢者等の相談窓口となり、介護予防対策、介護サービスや医療サービスなど、様々なサービスを利用するために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として日常生活圏域を基本とした地域包括支援センターの充実を図ります。

(3)　子育て環境の充実

○子育てに対する不安や負担の解消を図るため、育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点の充実に取り組みます。

○子育て世代が保育しやすい環境を整えるため、保育ニーズに対応できる、民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進めます。

※１　地域包括ケアシステム：５つの視点（医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス）での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供できるような地域での体制

第９　歴史・文化・観光振興の方針

１　観光交流の活性化

(1)　浄土ヶ浜地区の保全と整備

○三陸復興国立公園の中心部に位置する浄土ヶ浜地区には、貴重な観光資源が集中しています。自然環境や景観の保全を図るとともに、観光・レクリエーションの場として積極的な活用を図ります。

○宮古を代表する景勝地としての浄土ヶ浜の魅力をさらに高めるため、国・県等の関係機関と連携し、既存施設の有効活用を図るとともに、案内看板や遊歩道等の来訪者を迎える環境を整備します。

(2)　体験型観光の推進

○三陸復興国立公園と早池峰国定公園を有するという特徴を踏まえ、「森・川・海」の多彩な地域資源を活かした体験型観光の推進を図ります。

○浄土ヶ浜・三王岩・早池峰山等の雄大な自然を活かした観光ルートや体験プログラムの開発に取り組みます。

○三陸ジオパークは、美しく壮大な景観や大地の歴史に触れ合うことができる観光資源として、利活用を図ります。
また、三陸ジオパークのゲートウエイである、道の駅たろうにおいては、「学ぶ防災」の受入れ等、観光拠点機能の充実を図ります。

震災の記憶を後世に伝える「学ぶ防災」

(3)　歩いて楽しめる観光の振興

○宮古駅等を起点とした、歩いて楽しめる観光資源の掘り起こしを図ります。

○登山やウォーキング等を目的とした観光を促進するため、国・県等の関係機関と連携し、拠点施設等に早池峰山やみちのく潮風トレイル等の魅力を紹介する案内板等を設置します。

(4)　観光施設の利活用と魅力向上

○地域の魅力を発見し、地域振興に役立てていくため、観光関連施設の充実と新たな観光資源の掘り起しを図ります。

○三陸復興国立公園については、震災の体験と歴史を通じ、「自然の恵みと脅威を学び、人と自然の共生を考える」取り組みを進めます。

○区界地区は、自然や観光資源の利活用を図るほか、三陸ジオパーク等と連携し、新たな魅力向上を図ります。

○滞在型観光を促進させ、交流人口を拡大（ひと）し就労環境の創出（しごと）と特産品の販売促進（もの・お金）を行う新たな仕組みを構築するため、「海の拠点」としての道の駅・みなとオアシスみやこ、道の駅たろう、「川の拠点」としての湯ったり館、「山の拠点」としての道の駅やまびこ館、道の駅区界高原等において、「森・川・海」の拠点づくりを推進します。

道の駅・みなとオアシスみやこ

道の駅たろう

湯ったり館

道の駅やまびこ館

(5)　主要観光施設のインバウンド※1受入体制の整備

○外国人観光客の受入のため、主要観光施設や道の駅等においてユニバーサルデザインに基づき、多言語に対応した案内板等やWi-Fi環境の整備を図ります。

2　文化財の保護と活用

○地域の歴史や文化について、市民の理解を深め宮古の文化資産を後世に伝えていくため、文化財の調査・研究と保存を行います。

○崎山貝塚縄文の森公園及び縄文の森ミュージアムを文化財公開・活用の拠点として、北上山地民俗資料館及び分館と連携しながら文化財に関する学習機会の提供を行います。

※1　インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

図 4-12　観光交流活性化資源の利活用に関する方針図

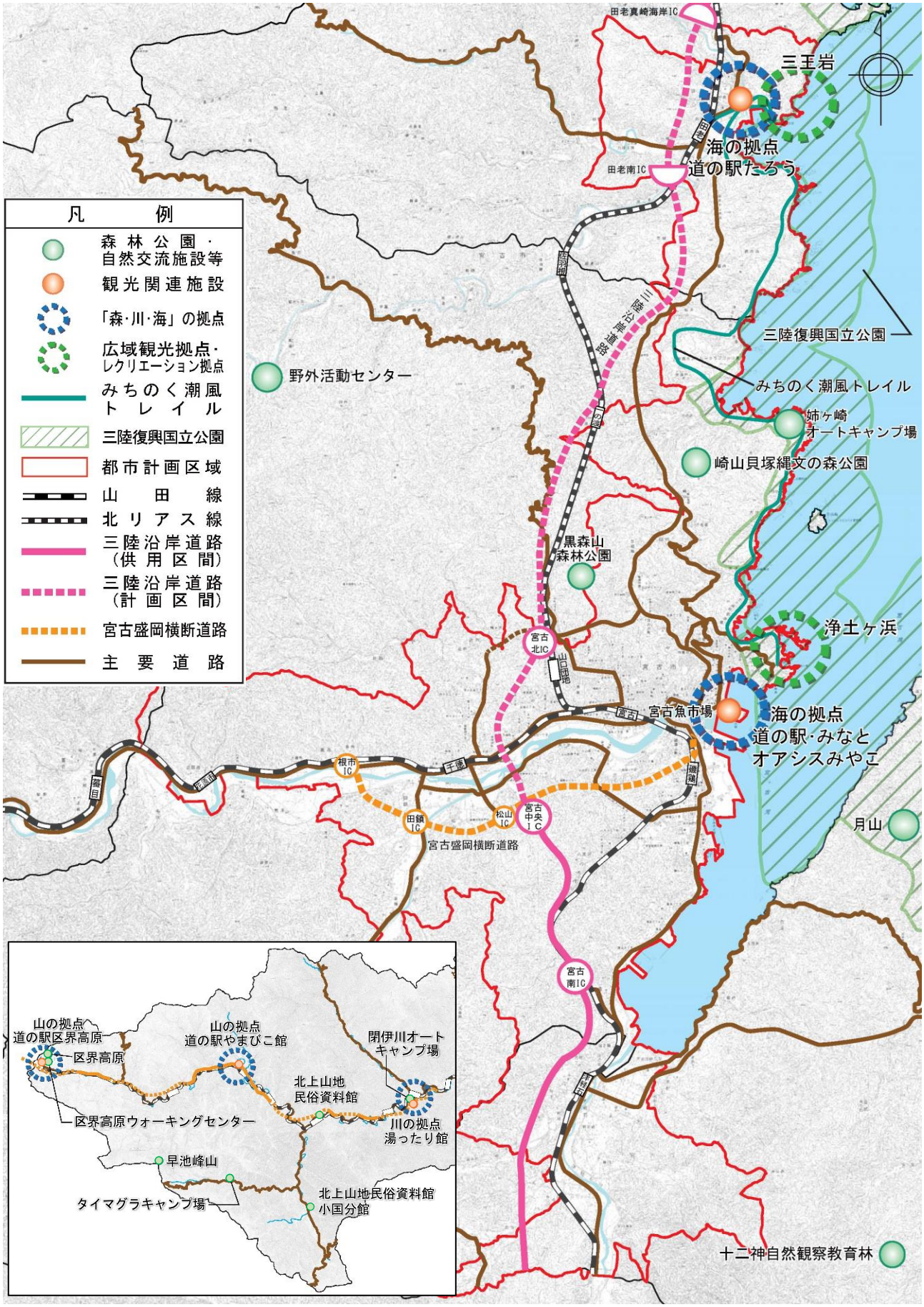

第 10　景観形成の方針

1　景観形成による魅力創造

(1)　市街地及び宮古駅周辺の景観形成

○中心市街地では、多様な都市機能が集積していることから、賑わいと活気にあふれる本市の中心部にふさわしい景観形成を進めます。

○宮古駅周辺において、誰もが訪れたくなるような、魅力ある景観整備を図るとともに、歩いて楽しめる回遊ルートを設定し、賑わいを創出します。

○都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、歩行者の快適性の向上、道路の景観や道路の防災性の向上を図るため、電線類地中化、道路美装化、案内板設置、ポケットパーク（小規模広場）等を検討します。

○市街地において、幹線道路、河川等の都市軸（都市の空間）を活用した景観の創造や歴史・文化を活かした市街地景観の形成を図ります。

○新たに開発された市街地やバイパス沿いに大型店舗等が集まって形成された地区、防災集団移転団地等は、それぞれの地域特性を踏まえた景観形成を図ります。

ポケットパーク整備イメージ

中央通りの景観形成の様子

(2)　宮古の美しい自然風景を活かした景観形成

○市民や来訪者が宮古の美しい自然風景をかけがえのないものとして認識することができるよう、親しみと安らぎを与える良好な自然景観の保全、形成を図ります。

○雄大で美しい自然景観を保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じ取ることのできる景観形成を目指します。

○本市を代表する景勝地である浄土ヶ浜周辺地区は、三陸復興国立公園、風致地区の指定を踏まえ、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。

早池峰山

閉伊川

三王岩

(3)　農山漁村の景観形成

○農山漁村地域は、特に市街地周辺において、見る人に心の安らぎを与え、「ふるさと」を感じさせることから、宮古のイメージにふさわしい農山漁村景観の保全、創出を図ります。

○花輪地区周辺は、都市計画区域近郊では代表的な田園地帯となっていることから、この田園風景を保全しながら市民の癒し空間の創出を図ります。

(4)　景観行政の推進と市民参画の促進

○良好な都市景観形成を計画的に進めるため、岩手県景観計画に基づき、屋外広告物の規制や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントに取り組みます。

○地域住民が地域の景観をよく知り、景観資源の保全や新たな魅力の創造ができるようにするため、県と連携して、住民自らの手で行う景観協定の締結も視野に入れた景観形成に取り組みます。

また、市民・事業者・行政の協働による景観点検活動を実施します。

図 4-13 景観形成等に関する分布図

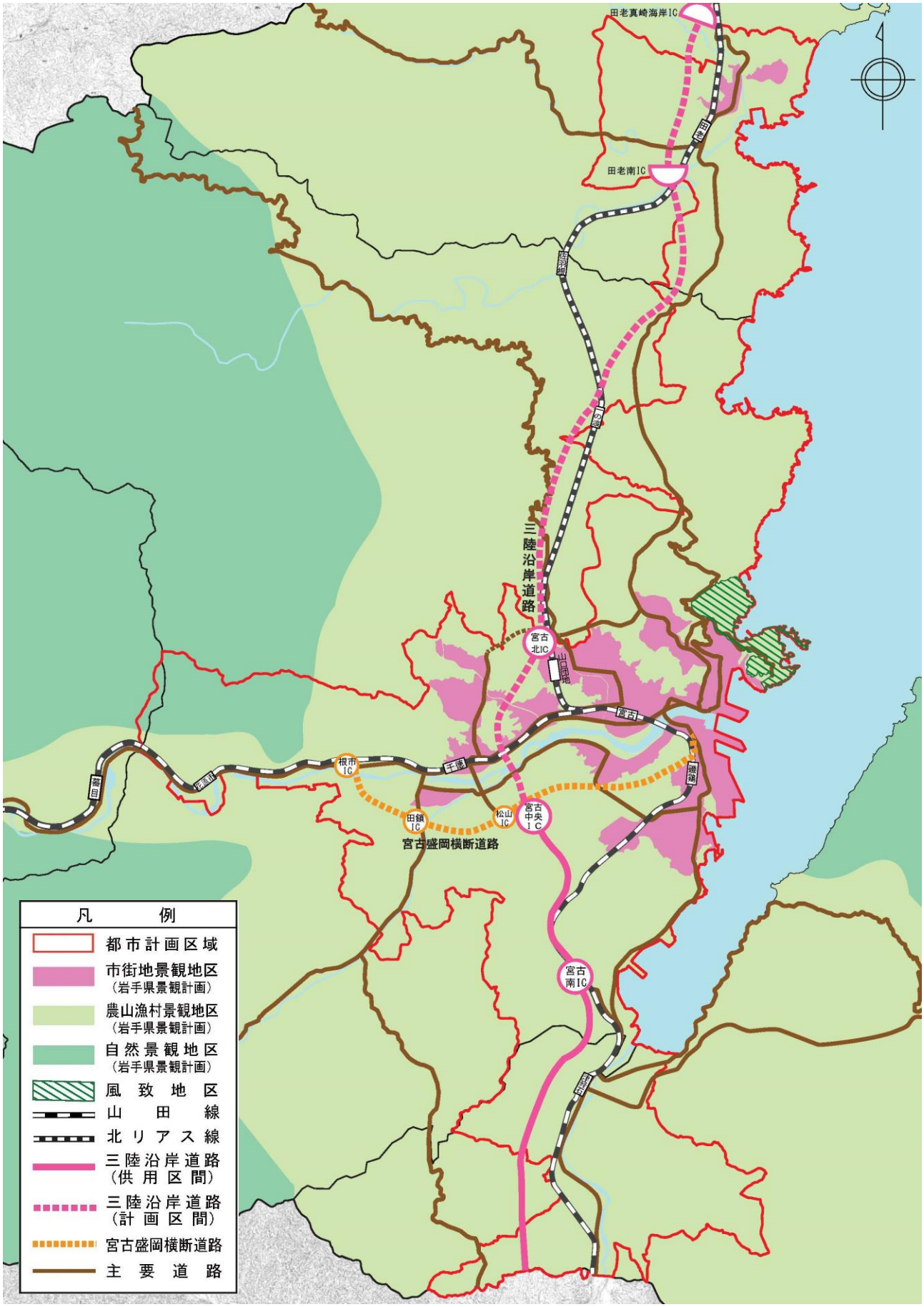

2　公園・緑地の利活用

(1)　魅力あふれる公園づくり

○都市公園の整備にあたっては、立地条件、コミュニティの形態に配慮した公園ごとの整備計画を策定し、子供から高齢者までが利用できる健康増進や憩いの場として、魅力ある空間の創出を図ります。

○地域住民が利用する都市公園は、憩いややすらぎを感じられる場として、整備を進めます。

○開発行為等により設置された公園については、市民参画と協働により、計画的に遊具などの充実を図ります。

(2)　市庁舎跡地の整備

○市庁舎移転後の跡地については、宮古市庁舎跡地整備事業基本計画に基づき、「市民が日常的に集い、語らう、憩いの場」、「四季を通じてイベントを楽しむ、賑わいの場」、周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場」、「自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場」として、整備を検討します。

市庁舎跡地整備イメージ（宮古市庁舎跡地整備事業基本計画（平成 30 年 3 月））

(3)　その他の公園の取り組みの推進

○地域住民の誰もが安全・安心で憩うことができるよう、街区公園のユニバーサルデザイン化を推進します。

○復興事業等により新たに整備した公園は、防災公園として津波などの災害時の避難場所としての活用を図ります。

○宮古運動公園は、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設として、公園機能の充実を図ります。

○地域が考え、守り育てる公園とするため、休憩施設、遊具、植栽等の管理において、市民参画の機会をつくるとともに、公園管理活動に対して支援を行うなど、市民参画と協働の取り組みを推進します。

○国指定史跡である崎山貝塚などの歴史的に価値の高い遺跡や史跡等は、緑の質的充実を図りながら史跡公園としての利活用を推進します。

(4)　緑地の保全

○良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。

○風致地区に指定されている浄土ヶ浜地区については、良好な自然環境を活かした、市街地にうるおいをもたらす貴重な緑地として、保全を図ります。

○市街地内の身近な自然を保全するため、必要に応じて、丘陵地や樹林地を中心とした地域について、風致地区の指定等による保全方策の検討を進めます。

○市街地中心部に位置する大規模な緑地公園である閉伊川緑地は、市民の憩いの場として、市民参画と協働により保全を図ります。また、その他の河川においては、市民の憩いの場となる親水空間の形成を図ります。

○道路沿道は、うるおいのある空間を形成するために街路樹の適切な維持管理を行うとともに、市民が愛着を持てるように市民参画による草花の植栽や維持管理を推進します。

閉伊川緑地

図 4-14 公園・緑地等整備計画図

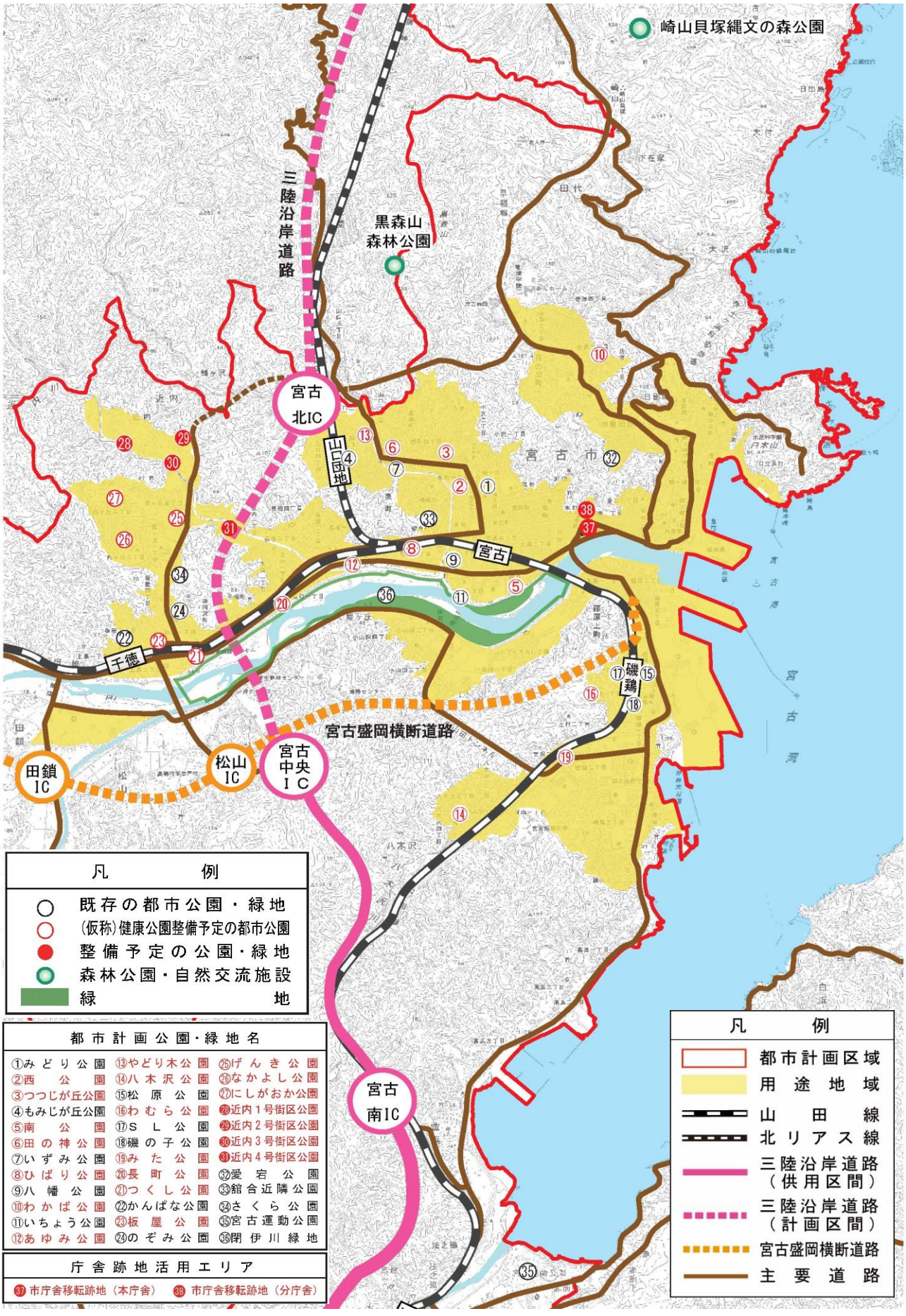

第 11　環境保全の方針

1　水と緑の環境形成

(1)　「森・川・海」の環境保全

①　水環境・大気環境をはじめとした自然環境の保全

○本市の貴重な財産である森林や河川や海岸など、自然環境の保全に努め、自然と共生したまちづくりを推進します。

○低公害車の普及や大気汚染の抑制等により、大気の保全に取り組みます。

②　良好な森林の保全と森の利活用の推進

○青松葉山自然環境保全地域、区界高原自然環境保全地域、早池峰山自然環境保全地域は、貴重な自然環境の保全を図ります。

○森林の持つ公益的機能の重要性について市民の理解を深めるため、市民や企業等による森林づくり活動への参画を推進します。

③　良好な河川環境の保全

○市街地ゾーンを貫流する閉伊川の緑地は、親水性の高い良好な空間として維持管理を図ります。また、上流・中流域の平瀬や淵、下流域の中州や河畔林は多様な動植物の生息する良好な河川環境として保全を図ります。

④　優良農地の保全と利活用

○農地が持つ国土の保全や水源のかん養、洪水防止などの多面的機能を維持するため、耕作放棄地の解消と発生防止に努め、日本型直接支払制度※1により優良な農地の保全と有効活用を図ることを支援します。

※1　日本型直接支払制度：農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度で、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支援対策、中山間地域等直接支払対策の 3 制度を併せて日本型直接支払制度と呼びます。

⑤　優れた海岸の保全と再生

○三陸復興国立公園に指定されている、優れた海岸景観を有する浄土ヶ浜等の区域は、市民の大切な財産として保全と利活用を図るとともに、崎山地区（女遊戸）、田老地区（真崎）では、海水浴場の再生を図ります。

浄土ヶ浜

⑥　清潔で美しいまちづくりと自然環境に係わる意識啓発の推進

○宮古市環境の保全及び創造に関する条例及び宮古市環境基本計画に基づき、河川や緑地などの身近な自然環境の保存や環境美化の運動を推進します。

図 4-15　森・川・海のネットワークに関する方針図

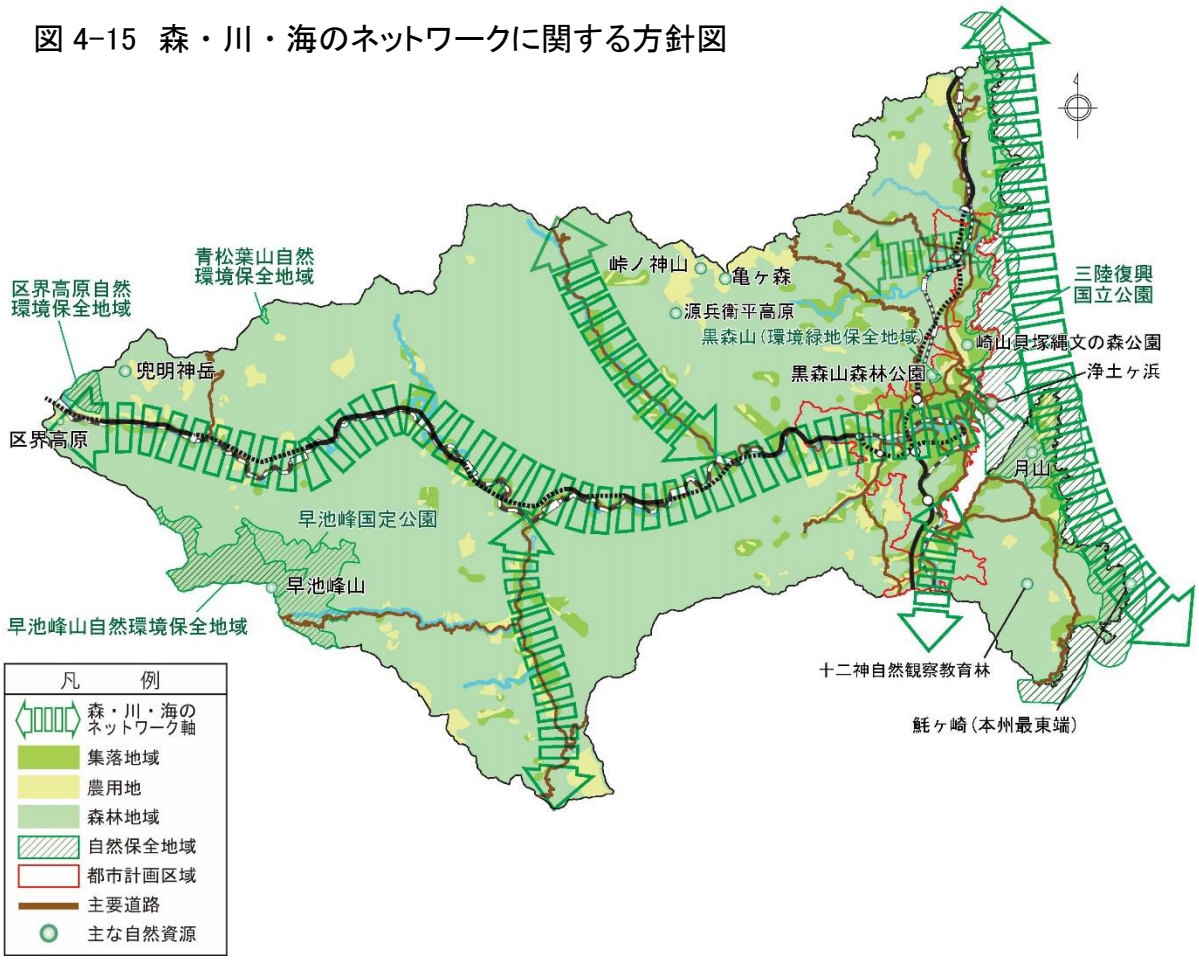

2　環境共生の促進

(1)　再生可能エネルギー等の取り組みの推進

①　低炭素･循環型社会の実現に向けた省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用

○低炭素・循環型社会への転換を促進させるため、家庭・産業・行政など社会のさまざまな主体による省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。

○市民や事業者に対し、自然と共生した再生可能エネルギーの導入を促進させるため、省資源、省エネルギー意識の普及・啓発を行います。

②　再生可能エネルギーの地産地消の推進

○再生可能エネルギーを取り入れて情報通信技術を活用しながら、家庭やオフィス、工場など社会全体で、エネルギーを無駄なく活用できる、スマートコミュニティの取り組みを推進します。

(2)　環境衛生施設の整備充実

○環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた、ごみの減量化やリサイクルの徹底により、ごみの適正処理を推進するとともに、ごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設等の整備充実を推進します。

第５章　地域別まちづくりの方針（地域別構想）

第１　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の位置づけ

「第５章　地域別まちづくり方針（地域別構想）」は、都市計画区域外も含めた市域全体を、各地域の特性を踏まえて区分し、市民参画と協働によって魅力あるまちづくりを進めていくための将来像や方針、実現に向けた方策を整理することとします。

第２　地域区分

地域コミュニティのまとまりやつながりのある旧市町村単位を基本に、道路、鉄道、河川等の物理的・地理的状況等により、市域を４地域に分類します。

各地域における歴史や文化、暮らし、さまざまな資源や各種の施設などの地域の特性を活かした、それぞれに魅力のあるまちづくりを進めていくとともに、エコ・コンパクトシティの考え方を踏まえて、立地適正化計画の策定について検討していくこととします。

図 5-1　地域区分図

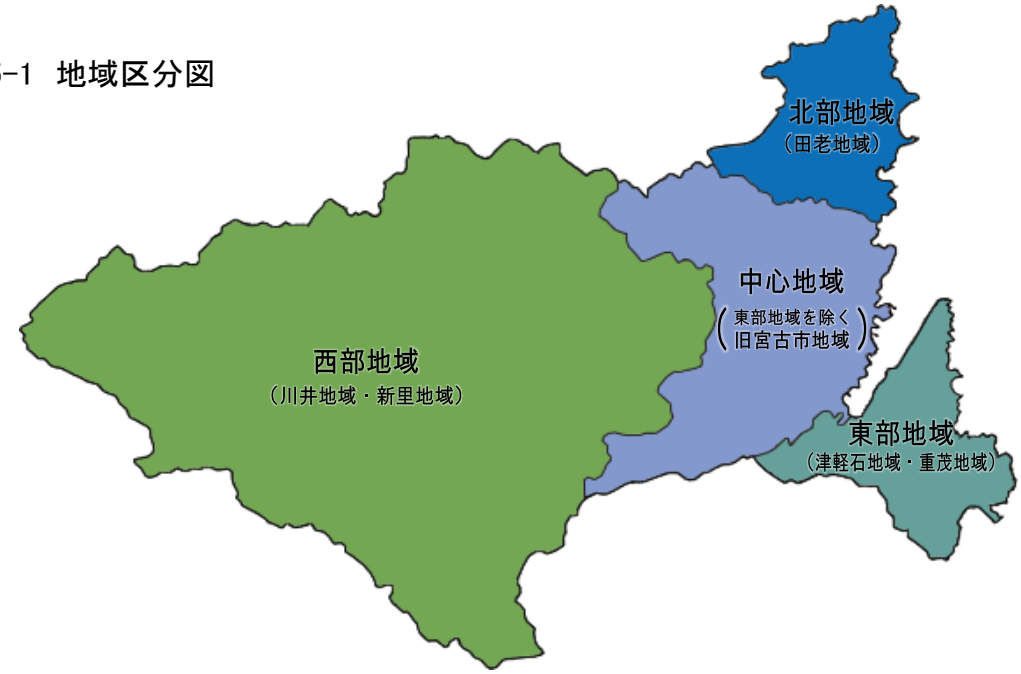

中心地域：東部地域を除く旧宮古市の地域。人口の 75%が居住する本市の中心部であり、主要交通の結節点である宮古駅や都市機能が集積している。

東部地域：津軽石及び重茂の地域。主要地方道により、地域が結ばれている。

北部地域：田老の地域。土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等により、新たな市街地が形成されている。

西部地域：新里及び川井の地域。国道や河川等によって地域が結ばれている。

第３　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成

地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成は「地域の特性」、「地域が目指す将来像」、「まちづくりの方針」の構成で整理します。

１　地域の特性
２　地域が目指す将来像
３　地域のまちづくりの方針
(1)　土地利用の方針
(2)　交通ネットワーク施設等の整備方針
(3)　居住環境の整備方針（中心地域、北部地域）
(4)　防災対策の方針
(5)　景観形成の方針

第４　中心地域（東部地域を除く旧宮古市地域）

１　中心地域の特性

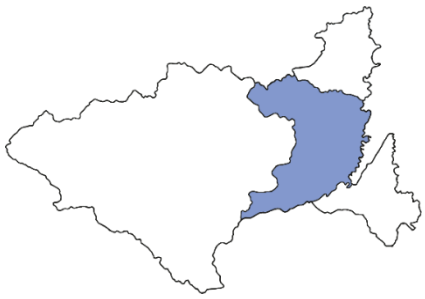

○本市の中心に位置し、市域面積の約 19%を占め、人口の約 75%が居住しています。

○三陸地方拠点都市地域や宮古広域生活圏の中心として、商業・業務施設等の都市機能が集積しています。

○金型・コネクター産業、木材製品製造業、食料品製造業などが集積しています。

○南北方向に国道 45 号が、東西方向に国道 106 号が通り、鉄道はＪＲ山田線、三陸鉄道北リアス線が通っています。

○県の重要港湾である宮古港があり、宮蘭フェリーの就航に伴い、物流拠点としての機能向上が図られます。

○海岸部は三陸復興国立公園に指定され、浄土ヶ浜などの優れた自然景観を有しています。

２　中心地域が目指す将来像

～みやこの中心部にふさわしい賑わいと、
産業の発展を牽引するまち～

３　中心地域のまちづくりの方針

(1)　土地利用の方針

①　商業系土地利用

○宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区を中心拠点と位置づけ、広域拠点機能の強化を図ります。また、中心拠点としての一体性を確保するため、両地区の連携、回遊性の向上を図ります。

○宮古駅周辺地区は、鉄道やバスの主要交通の結節点としての特性を活かした、みやこのまちの顔「みやこまち」とするため、宮古駅等を核とした商業施設や公共公益施設など、さまざまな都市機能の集積、賑やかな空間と憩いの場の創出、機能性、利便性の向上等により拠点機能の強化を推進します。

○中心市街地は、中心市街地拠点施設や市庁舎移転後の跡地、周辺観光施設等との連携強化を図るとともに、空店舗・空地対策の推進により賑わいの再生に取り組みます。

○商業施設が立地している宮古駅南側地区については、市役所本庁舎等の中心拠点機能と周辺土地利用の整合を図る必要が生じる場合、用途地域の見直しについて検討します。

○宮古港出崎周辺地区は、水産業が盛んな「みなとまち」として、特色を活かしたまちづくりを推進するとともに、観光拠点として機能強化を図ります。

②　工業・物流・業務系土地利用

○藤原ふ頭地区は、土地利用の変化を見つつ、工業の拠点として、特色ある企業の立地を誘導します。また、同地区内の白地地域は、フェリーの物流機能を活用した工業・物流拠点としての機能強化を図るため、用途地域の指定を検討します。

○磯鶏地区は、土地利用の変化に応じた用途地域の見直しを検討します。

○田鎖地区は、（仮）田鎖インターチェンジの整備により交通利便性が向上することから、工場等の立地の促進に向けた基盤整備を検討するとともに、産業構造の変化に対応した用途地域等の見直しを検討します。

○（仮）松山インターチェンジ・（仮）田鎖インターチェンジ・宮古南インターチェンジ周辺地区は、三陸沿岸道路や宮古港などの広域交通網の利便性を活かして、産業系や物流系の土地利用を誘導するため、用途地域の指定等を検討します。

○（仮）宮古北インターチェンジ周辺地区は、周辺の良好な居住環境との調和に配慮しつつ、産業系や物流系の土地利用を誘導するため、用途地域の指定等を検討します。

○防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用を図ります。

③　住居系土地利用

○中心拠点やその周辺地区は、商業・業務などの都市機能の集積を活かすとともに、福祉や医療等の生活サービスの充実などにより、まちなか居住環境の増進を図ります。

○小山田地区は、商業・業務施設、市民総合体育館、総合福祉センターや閉伊川緑地公園などの既存施設を活かし、市民や来訪者が気軽に楽しめる空間の創出を図ります。

○戸建住宅を中心とする住宅地や土地区画整理事業等により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

○市街地周辺に広がる集落地域は、地域内や周辺の豊かな自然環境や農地等を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。

④　農用地、森林地域及び自然保全地域の土地利用

○市街地周辺に広がる農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○森林地域は、水源かん養機能・環境保全機能・地球温暖化防止機能・土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○浄土ヶ浜は、本市の三陸復興国立公園及び三陸ジオパークの魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2)　交通ネットワーク施設等の整備方針

①　道路ネットワークの整備方針

○広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路等の整備を促進します。

○広域道路ネットワークの整備に合わせ、地域資源や交流拠点など地域とのネットワークの形成を図ります。

○国道 106 号の「根市地区～茂市地区間」については、災害時等における安全な通行を確保するため、河川から離れた場所へのルート変更を国や県に働きかけます。

○岩泉町等との交流・連携を促進するため、主要地方道宮古岩泉線の整備促進を県に働きかけます。

○国道 45 号・106 号等の幹線道路と主な市内幹線道路のアクセス性向上のため、高速交通ネットワークの整備に併せ、市道北部環状線・市道長根岩船線・市道磯鶏金浜線・市道前須賀日立浜線などの主な市内幹線道路の整備を図ります。

○都市計画道路宮古港線（末広町通り）は、三陸沿岸道路等の道路ネットワークの強化により、将来交通量が大幅に減少すると推計されていることから、歩行者・自転車・公共交通を重視した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路への転換を図ります。

○みやこまち（宮古駅周辺地区）は、宮古駅南側地区と北側地区を結ぶ自由通路や市道八幡沖鉄道踏切線の整備に伴い、宮古駅と中心市街地拠点施設、中心商店街の回遊性を高めるための歩行者ネットワークを形成します。

②　公共交通ネットワークの整備方針

○宮古駅を中心に、東西、南北に走る鉄道と放射状の路線バスによる公共交通ネットワークを形成します。

○宮蘭フェリーの就航に合わせ、宮古駅と藤原ふ頭を結ぶ公共交通を確保します。

○八木沢地区に八木沢・宮古短大駅が整備されることから、路線バス（八木沢団地線・実田線）との乗り継ぎを確保し、公共交通の利便性の向上を図ります。

○公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた、持続可能な交通確保のあり方について検討します。

(3)　居住環境の整備方針

○人口減少が進行している中心市街地は、主要交通の結節点としての立地や都市機能が集積する環境を活かし、生活サービスの充実、地域のコミュニティの活性化、空家・空地の活用を図ることにより、まちなか居住を進めます。

○公共交通の利便性が高い市街地は、買い物や通院等の生活環境が整った居住環境の維持・増進を図るとともに、自家用車に過度に依存せず、公共交通と連携し、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

○団地開発等による住宅地は、道路や公園等の都市施設の維持を図るとともに、環境美化活動の推進により、良好な居住環境の保全を図ります。

○土地区画整理事業による面整備が行われた近内地区、八木沢・宮古短大駅の整備により公共交通の利便性の向上が見込まれる実田地区、河南地区などの住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

○各種復興事業により整備した住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

(4)　防災対策の方針

○市街地における火災の危険性を防除するため、公共施設や商業・業務施設、交通施設などが集中する地域では、建築物の不燃化を促進します。

○道路が狭あいで老朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。

○新川町・藤原地区は、東日本大震災により地盤沈下したことから、浸水被害を防ぐため、雨水排水ポンプ場の整備を行います。

○内水氾濫による浸水を防ぐため、雨水幹線や千徳雨水ポンプ場などの施設整備及び充実を図ります。

○閉伊川流域（閉伊川・近内川・山口川・長沢川）等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。

○閉伊川水系河川については、中小河川改修計画に基づく整備促進を県に働きかけます。

○大雨による洪水被害を防止するため、閉伊川・近内川・八木沢川・長沢川の計画的な支障木の伐採や堆積土砂の除去等の河川管理を県に働きかけます。

○大雨の際、適切な避難勧告等を実施するため、長沢川の水位周知河川及び水防警報河川の追加指定を県に働きかけます。

○鍬ヶ崎から閉伊川の河口周辺は、津波・高潮対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

○高浜の沢の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を県に働きかけます。

(5)　景観形成の方針

○中心市街地は、地域住民等と協働により町家や土蔵等の地域資源の掘り起こしを行うなど、魅力ある景観づくりを進めます。

○都市計画道路宮古港線（末広町通り）は、歩行者の快適性やまちなみ景観の向上を図るため、電線類地中化、道路美装化、案内板設置等を検討します。

○宮古駅周辺において、誰もが訪れたくなるような、魅力ある景観整備を図るとともに、歩いて楽しめる回遊ルートを設定し、賑わいを創出します。

○浄土ヶ浜周辺地区は、三陸復興国立公園、風致地区の指定を踏まえ、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。

○良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。

○市街地中心部に位置する大規模緑地公園である閉伊川緑地は、市民の憩いの場として、市民参画と協働により保全を図ります。

○市役所庁舎移転後の跡地は、「憩いの場、賑わいの場、つながりの場、伝承する場」としての整備を進めます。

○都市公園は、子供から高齢者までが利用できる健康増進や憩い、やすらぎを感じられる場として整備します。また、公園管理活動に対する市民参画と協働の取り組みを推進します。

図 5-2　中心地域のまちづくり方針図

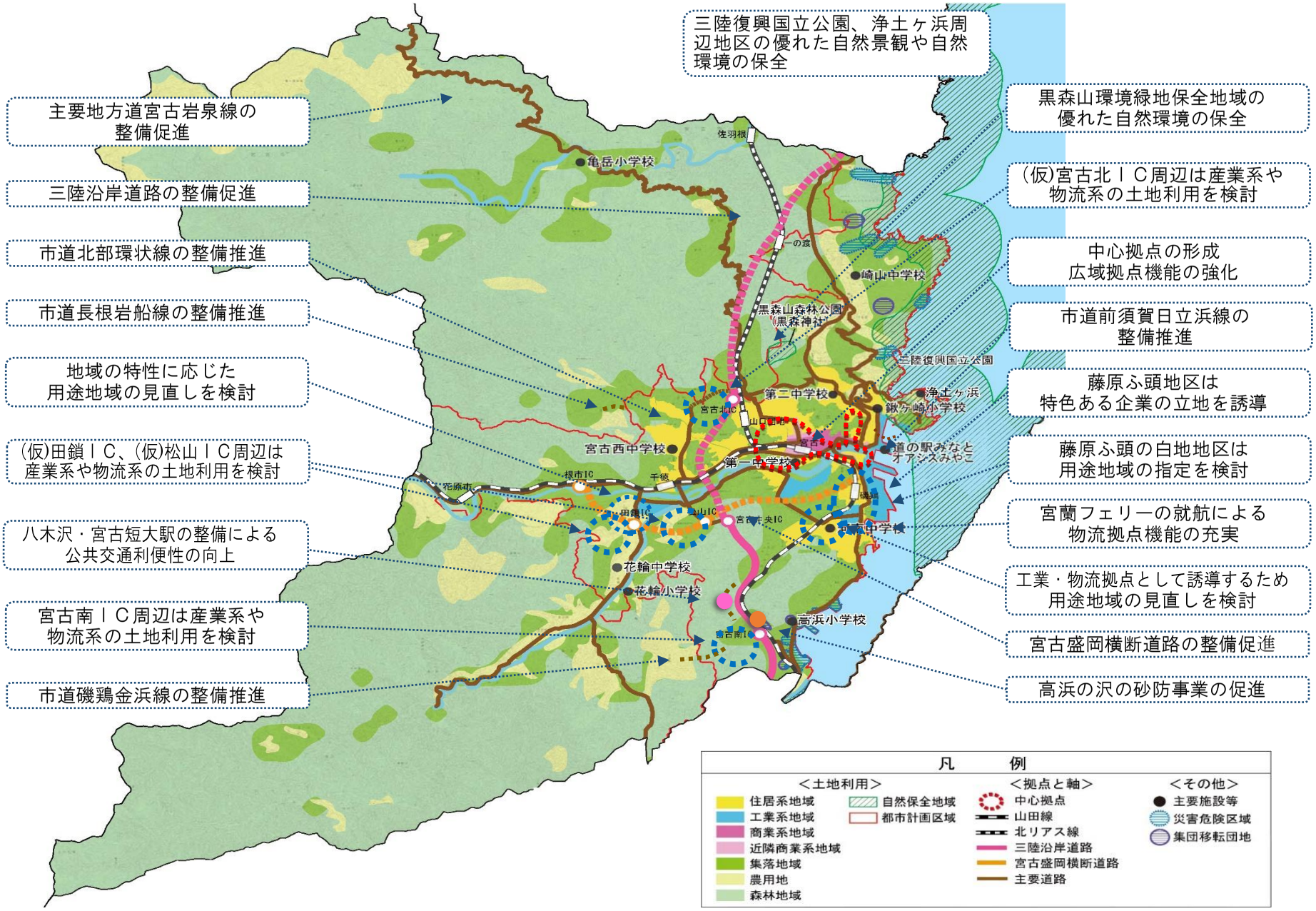

図 5-3　中心地域のまちづくり方針図（中心拠点）

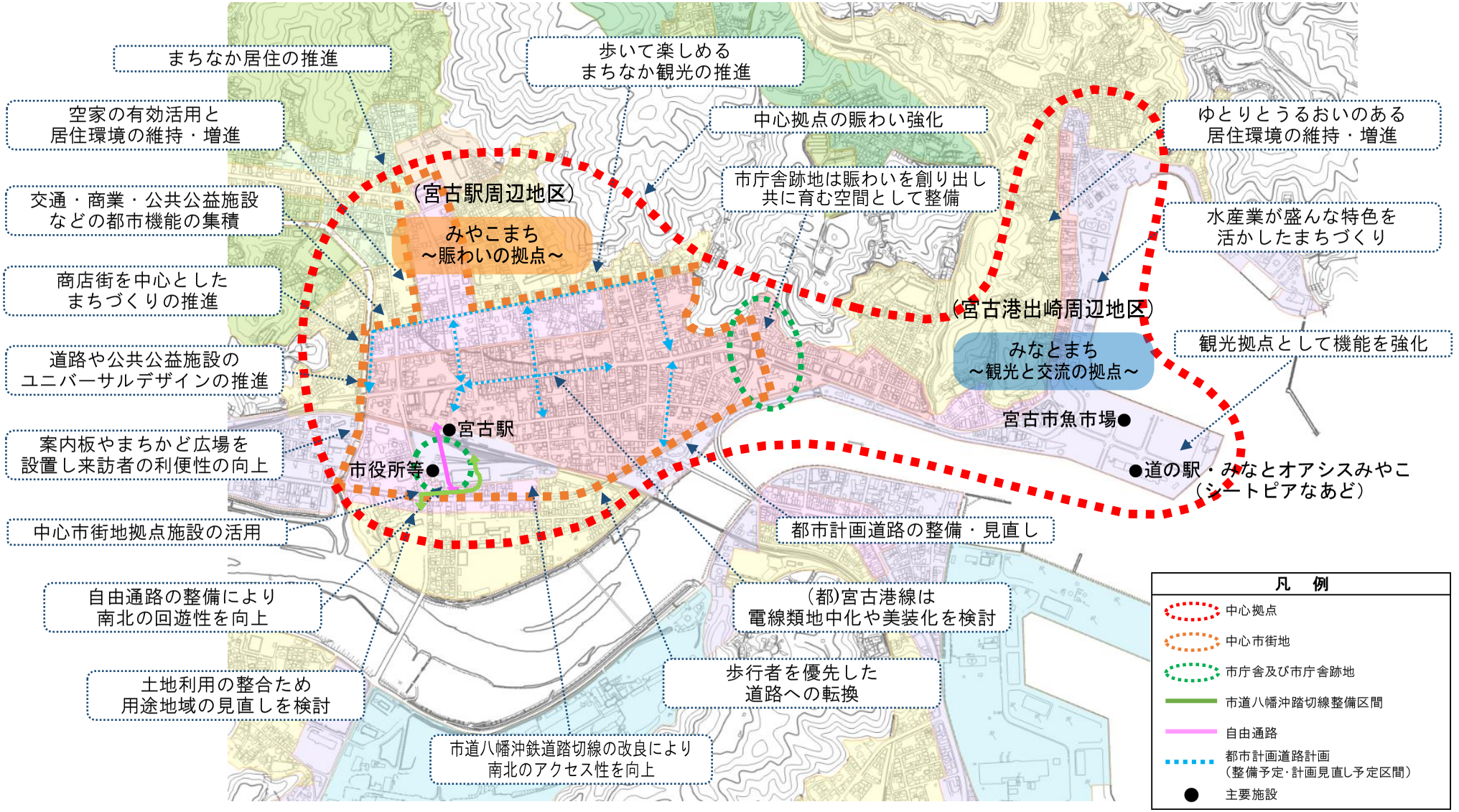

第５　東部地域（津軽石地域・重茂地域）

１　東部地域の特性

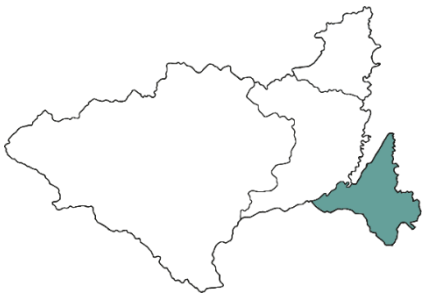

○市域面積の約 8%を占め、人口の約 10%が居住しています。

○津軽石川河口部や主要地方道重茂半島線沿い、重茂半島の海岸部に集落が形成されています。

○津軽石川沿いに国道 45 号、ＪＲ山田線が通り、重茂半島は主要地方道重茂半島線が通っています。

○津軽石地区は、本市の主要産業である金型・コネクターを中心とする電子部品等を製造する企業が多く立地しています。

○漁港が 10 箇所あり、サケやアワビ、ウニ等の磯漁業、ワカメ、コンブ、カキ等の養殖業などが盛んです。

○海岸部は三陸復興国立公園に指定され、月山や本州最東端の地「鮭ヶ崎」などの優れた自然景観を有しています。

２　東部地域が目指す将来像

～産業と自然の恵みが調和した、地域の賑わいを創出するまち～

３　東部地域のまちづくりの方針

(1)　土地利用の方針

○津軽石駅周辺は、東部地域の地域拠点として、鉄道や国道等の交通利便性を活かして、買い物や通院等の生活サービス機能等の強化を図ります。

○防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

○集落地域は、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

○津軽石川沿いに広がる農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○重茂半島の森林地域は、水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○三陸復興国立公園の月山、鮭ヶ崎や十二神山は、「森」と「海」の魅力を伝える地域であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

○赤前地区の防災集団移転促進事業による移転元地は、土地の集約化を図るとともに、交通利便性を活かし、物流・工業・商業・水産業・農業・観光・レクリエーション等、本市の新たな魅力を創出する場としての土地活用を検討します。

(2)　交通ネットワーク施設等の整備方針

①　道路ネットワークの整備方針

○三陸沿岸道路や国道 45 号へのアクセスを向上し、水産業等の産業振興や交流人口の拡大を図るため、主要地方道重茂半島線の整備促進を県に働きかけます。

○生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

②　公共交通ネットワークの整備方針

○津軽石駅周辺を交通結節点として、国道 45 号を走る路線バスと鉄道を幹線交通、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。

○幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。

○払川地区は、復興後のまちづくりに合わせ、払川駅を整備することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。

○払川駅の整備にあたり、駐車場を整備し、パークアンドライド※1機能の確保を検討するとともに、路線バス（荷竹線）との乗り継ぎの利便性を確保します。

(3)　防災対策の方針

○大雨による洪水被害を防止するため、津軽石川流域の総合的な浸水対策を推進します。また、計画的な支障木の伐採や堆積土砂の除去等の河川管理を県に働きかけます。

○津軽石川の河口周辺は、津波・高潮対策のため、国・県及び関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

○上根井沢や上の沢の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を県に働きかけます。

○津波復興拠点施設は、災害時の防災拠点として活用します。

(4)　景観形成の方針

○三陸復興国立公園の一部である重茂半島の海岸部は、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。

○住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。

○津軽石駅周辺は、国登録有形文化財である盛合家住宅主屋の歴史的・文化的資産を活かしながら、地域にふさわしい景観の創出を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

※1　パークアンドライド：自家用車を駐車場に駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。

(5)　その他の方針

○沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。

○津軽石川は、「サケの種川」発祥の地との説があり、また県内初の人工ふ化場が設置されるなど、古くから地域の主産業を支える川として大切にされてきました。今後も豊かな自然環境を活かし、サケの保護・増殖活動に取り組みます。

○高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む高規格交通網の恩恵を活した水産物の消費拡大に取り組みます。

○宮古運動公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、利活用を図ります。

図 5-4　東部地域のまちづくり方針図

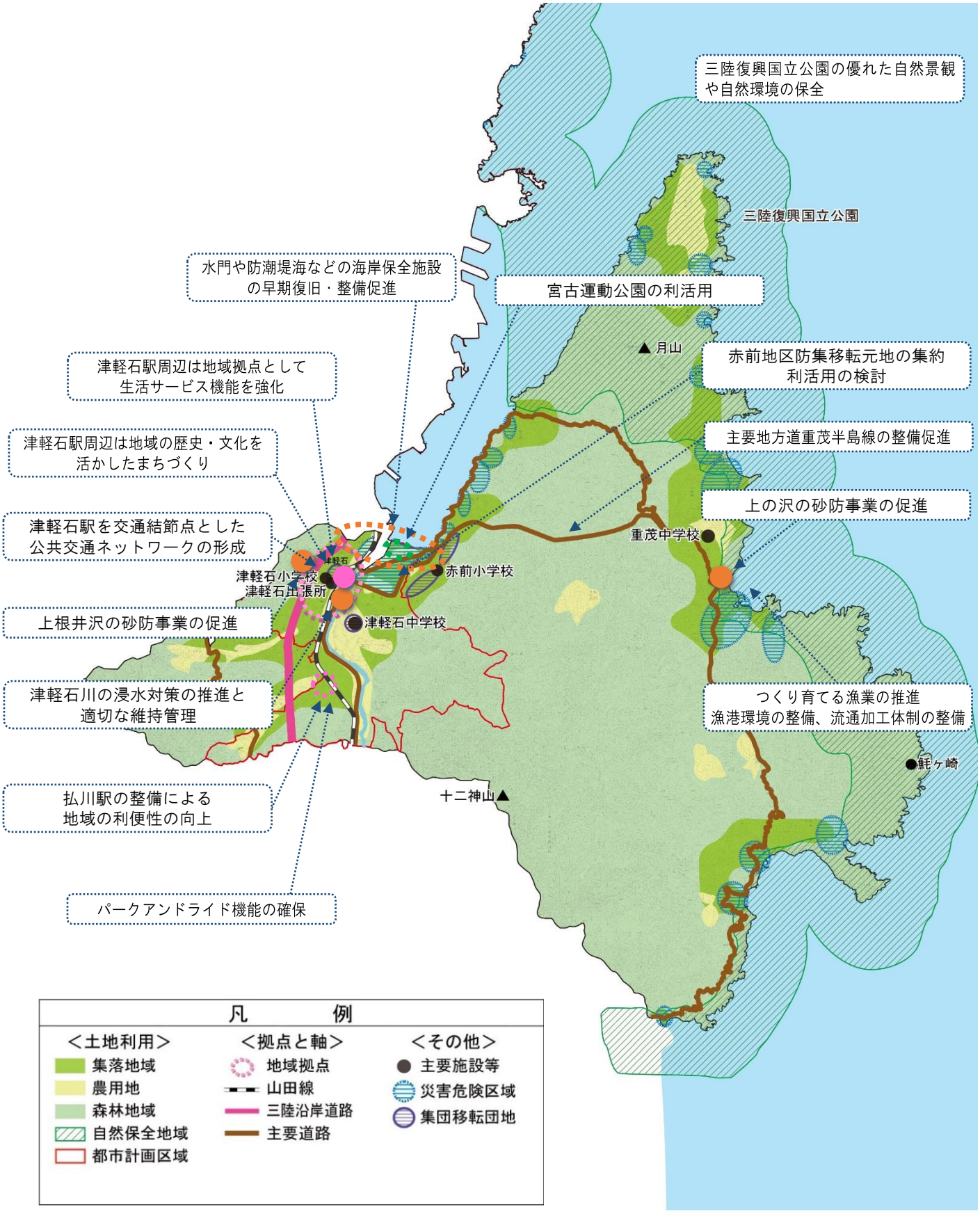

第６　北部地域（田老地域）

１　北部地域の特性

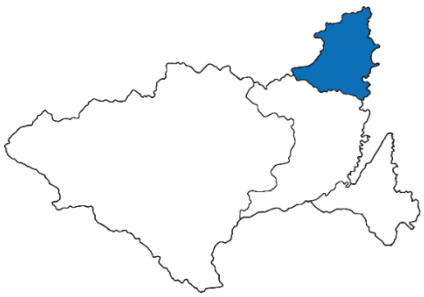

○本市の北部に位置し、市域面積の約 8%を占め、人口の約 5%が居住しています。

○田老地区土地区画整理事業区域及びその周辺に市街地が形成されています。

○南北に国道 45 号、三陸鉄道北リアス線が、東西に県道有芸田老線が通っています。

○漁港が 5 箇所あり、定置網、イカ釣り等の沿岸漁業、アワビ、ウニ等の磯漁業、ワカメ、コンブの養殖業などが盛んです。

○海岸部は三陸復興国立公園に指定され、真崎海岸や三王岩などの優れた自然景観を有しています。

２　北部地域が目指す将来像

～復興したまちなみと生業が調和した、
暮らしの豊かさを実感するまち～

３　北部地域のまちづくりの方針

(1)　土地利用の方針

○田老地区土地区画整理事業区域及びその周辺市街地は、北部地域の地域拠点として、新田老駅と田老庁舎の一体的な整備による生活サービス機能の充実、交通利便性の向上を図るとともに、賑わいのある市街地形成を図ります。

○道の駅たろうは、三陸ジオパークのゲートウェイとして、交流人口の拡大と地域の活性化に向けた拠点機能の充実を図ります。

○防災集団移転促進事業により整備した三王団地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

○集落地域においては、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

○農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○森林地域は、水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○三陸復興国立公園の真崎海岸や三王岩は、「海」の魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2)　交通ネットワーク施設等の整備方針

①　道路ネットワークの整備方針

○広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、三陸沿岸道路の整備を促進します。

○生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

②　公共交通ネットワークの整備方針

○田老駅及び新田老駅周辺を交通結節点として、国道 45 号を走る路線バスと鉄道を幹線交通、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。

○幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、タクシーの活用や、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。

○田老地区は、復興後の新しいまちづくりに合わせ、新田老駅を整備することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。また、路線バス（田老線・小本線・グリーンピア線）との乗り継ぎの利便性を確保します。

○田老駅は、駐車場が整備されていることからパークアンドライド機能を確保し、新田老駅との機能分担を図ります。

(3)　居住環境の整備方針

○田老地区土地区画整理事業等より整備した市街地は、北部地域の賑わいのある地域拠点として生活サービス機能等の充実を図ります。

○各種復興事業により整備した住宅地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

(4)　防災対策の方針

○田代川の河口周辺は、津波や高潮などの水害対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

(5)　景観形成の方針

○三陸復興国立公園に指定された北部地域の海岸部は、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。

○土地区画整理事業や防災集団移転促進事業により整備された公園は、公園管理活動に対する住民との協働の取り組みを推進します。

○住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。

(6) その他の方針

○沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。

○高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む高規格交通網の恩恵を活した水産物の消費拡大に取り組みます。

○三陸ジオパークのジオサイト（見どころ）である、津波遺構（旧たろう観光ホテル）などを活用し、東日本大震災の記憶を風化させることなく後世へ伝承します。

○三王岩は、壮観な眺めを魅力とした貴重な観光資源であるため、観光・レクリエーションの場として国と県の支援を得ながら、遊歩道の修繕等の整備を行い、活用を図ります。

図 5-5　北部地域のまちづくり方針図

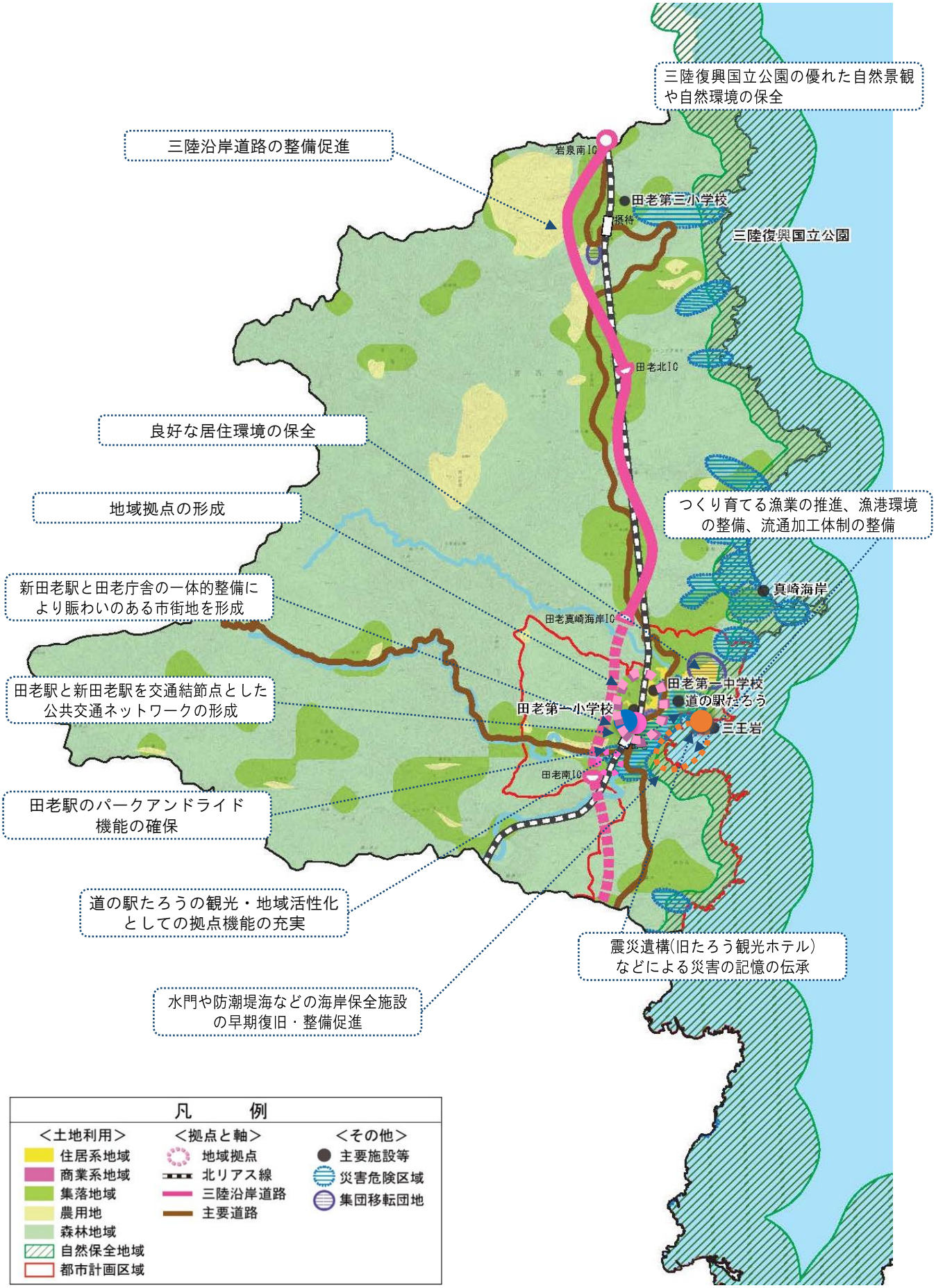

第７　西部地域（新里地域・川井地域）

１　西部地域の特性

○本市の西部に位置し、市の面積の約 65％を占め、人口の約 10％が居住しています。

○北上山地の豊かな自然環境に恵まれた中山間地域であり、閉伊川、刈屋川、小国川等の河川に沿って集落が形成されています。

○東西方向に国道 106 号やＪＲ山田線が、南北方向に国道 340 号が通っています。

○豊富な森林資源を活かした林業や木材加工業が盛んな地域です。

○早池峰山一体は高山植物の宝庫として早池峰国定公園及び早池峰自然環境保全地域に、区界高原は区界高原自然環境保全地域に指定されています。

２　西部地域が目指す将来像

～人の暮らしと自然の恵みが調和した、
うるおいとやすらぎのあるまち～

３　西部地域のまちづくりの方針

(1)　土地利用の方針

○茂市駅周辺及び陸中川井駅周辺は、生活サービス機能等の集積を図るとともに、鉄道やバス等の交通結節点としての役割を維持し、地域の暮らしを支える生活拠点を形成します。

○区界地区周辺は、宮古盛岡横断道路の整備に伴い、豊かな自然環境の保全と観光・交流や地域振興の拠点として市民協働を進めます。

○集落地域は、自然環境及び生活環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

○農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。

○森林地域は、水源かん養機能・環境保全機能・地球温暖化防止機能・土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

○早池峰国定公園、早池峰自然環境保全地域は、「森」と「川」の魅力を伝える拠点地区であり、優れた自然環境・景観の保全を図ります。

(2)　交通ネットワーク施設等の整備方針

①　道路ネットワークの整備方針

○広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るため、宮古盛岡横断道路等の整備を促進します。

○国道 106 号「根市地区～茂市地区」は、河川から離れた場所へのルート変更や国道 106 号と市道廻立線の交差点の改良を国や県に働きかけます。

○交通難所区間の解消により、隣接自治体との連携交流の活性化も見込まれることから、国道 340 号「和井内～押角トンネル間」の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を県に働きかけます。

○国道 340 号は、立丸峠トンネルの開通により、東北自動車道や花巻空港等を利用した観光客の増加が見込まれることから、小国地区に産直や情報発信機能を合わせた休憩施設を整備します。

○早池峰国定公園へのアクセスの安全性・利便性を高めるため、主要地方道紫波江繋線「大畑～タイマグラ間」の事業化及び主要地方道大槌小国線の土坂トンネルの整備促進を県に働きかけます。

○生活に密着する道路については、道路改良により狭あい部の解消を図り、快適な生活環境づくりを図ります。

②　公共交通ネットワークの整備方針

○茂市駅周辺及び陸中川井駅周辺を交通結節点として、国道 106 号を走る路線バスと鉄道を幹線交通に、幹線交通を軸として集落をつなぐ路線バス等を支線交通と位置づけ、幹線交通と支線交通をつなぐ公共交通ネットワークを検討します。

○幹線交通の確保、維持を図るとともに、公共交通が利用しにくい地域について、地域に密着した団体が運行主体となる有償運送や、川井地域バス・スクールバス・患者輸送バスへの混乗など、地域の特性に合わせた持続可能な交通確保のあり方について検討します。

○宮古盛岡横断道路の整備に伴い、速達性と地域の利便性に配慮した、幹線交通のあり方を検討し、交通事業者等との協議を進めます。

(3)　防災対策の方針

○閉伊川流域（閉伊川・刈屋川・小国川）等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。

○大雨の際、適切な避難勧告等を実施するため、刈屋川の水位周知河川及び水防警報河川の追加指定を県に働きかけます。

(4)　景観形成の方針

○区界高原自然環境保全地域、早池峰山自然環境保全地域は、貴重な自然環境であることから保全を行うとともに、自然公園施設などの維持管理を行います。

○住民との協働による環境美化活動を推進し、周辺景観と調和した良好な集落環境の保全を図ります。

(5)　その他の方針

○北上山地民俗資料館及び小国分館、玄翁館、薬師塗漆工芸館等を活用しながら、地域に伝わる農山村文化の伝承や学習機会の提供を行います。

図 5-6　西部地域のまちづくり方針図

第６章　計画の推進

第１　計画的な進行管理

概ね５年毎に実施される都市計画に関する基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、都市計画マスタープランの実施状況を明らかにしながら、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」といった進行管理により、本計画の適時・適切な見直しを行います。

■計画（Plan）

市民・事業者・行政が協働して、本計画を策定します。

■実施（Do）

本計画の各種方針に基づき、土地利用規制や都市計画事業を推進します。

■評価（Check）

財政計画及び行政評価と連携しながら、定期的に本計画の成果や進捗状況を都市計画基礎調査や各種の統計等により把握するとともに、総合計画における市民アンケート調査の満足度評価を活用しながら把握・分析します。

■改善（Action）

目標の実施状況や達成状況を踏まえ、本計画の見直しを行います。

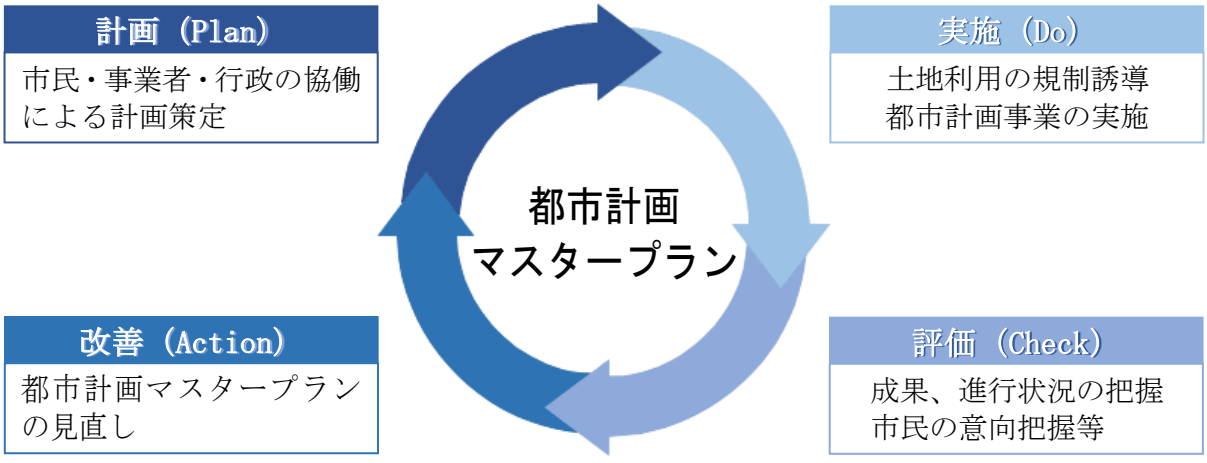

第２　市民参画と協働によるまちづくりの推進方策

＜市民・事業者・行政の連携＞

まちづくりの推進に当たっては、自治基本条例に基づき市民の参画と協働によるまちづくりの推進体制を充実するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組んでいくことが重要です。

１　市民との協働

まちづくりにおける計画の早い段階から市民への説明や市民参画による意見の反映を行うことは、市民がまちづくりをより身近なものとして感じられるとともに、計画の円滑な実施のためにも重要です。

このため、まちづくりや個別計画の策定に関して、広報やホームページを活用し、誰にでも分かりやすい情報提供や説明会、意見交換会等を行うなど、計画の透明化と市民参画機会を確保します。

また、まちづくり活動を行っている市民や団体への支援を行うとともに、市民参画と協働に対する理解と実践する意識を高めるための啓発活動を行います。

２　事業者との連携

事業者は、まちづくりを担う主体の一員であることを認識し、周辺環境との調和に配慮しつつ、地域経済に貢献・協力するものとします。

事業者は、市民や行政と協力し、地域活動やまちづくりへの支援を行うものとします。

３　行政の部局間連携と関係機関への働きかけ

行政においては、部局間で横断的な取り組みを行うことができる組織体制の充実を図ります。

国や県が主体となる事業については、市は関係機関として協力体制を構築し、事業の推進に協力するとともに、市民に最も身近な行政機関として、事業主体に対して市民意向の反映や事業の早期着手、実現化を働きかけます。

また、関係機関及び周辺市町村との連携も強化し、個別計画の効果的な実現化を図ります。

宮古市都市計画マスタープラン

〔 資料編 〕

○宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会要綱

○宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会名簿

○宮古市都市計画マスタープラン策定委員会規程

○宮古市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

○宮古市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿

○宮古市都市計画マスタープラン策定経過

○宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会要綱

平成２８年3月２８日
告示第５０号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として策定する宮古市都市計画マスタープラン（次条第２項において同じ。）に関し意見を求めるため、宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、委員１９人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者
(2) 関係機関及び各種団体の役職員
(3) 関係行政機関の職員
(4) 公募による者

２　委員の任期は、委員に委嘱された日から宮古市都市計画マスタープランの策定が完了し、公表した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を１人置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、市長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第５条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（補則）

第７条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会名簿

平成30年4月1日 現在

区　分	氏　名	所属及び役職名	備　考
(第1号委員) 学識経験者	南　正昭	岩手大学理工学部 教授	
	宇佐美　誠史	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
(第2号委員) 関係団体等から 推薦を受けた者	桜野　甚一	宮古商工会議所 専務理事	
	加藤　義寿	新岩手農業協同組合 宮古支所長	
	盛合　順輝	宮古漁業協同組合 総務部長	
	志賀　政信	一般社団法人 陸中宮古青年会議所 理事長	
	山崎　セツ	宮古市地域婦人団体協議会 副会長	
	及川　元	宮古市ＰＴＡ連合会 会長	
	髙橋　智	宮古市身体障害者福祉会 会長	
	橋場　寿雄	一般社団法人 岩手県建築士会宮古支部 支部長	
	梅澤　良子	宮古地域協議会 委員	
	下西　剛	田老地域協議会 委員	
	畠山　幸子	一般社団法人 宮古観光文化交流協会 総務部次長	
	齋藤　道法	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 企画部長	
	佐々木　隆文	岩手県北自動車(株)宮古営業所 所長	
	中村　一郎	三陸鉄道(株) 代表取締役社長	
(第3号委員) 関係行政機関から 推薦を受けた者	澤田　仁	岩手県県土整備部都市計画課 計画整備担当課長	
(第4号委員) 公募による委員	佐香　英一		
	佐々木　由佳		

※敬称略

○宮古市都市計画マスタープラン策定委員会規程

平成２８年3月２５日
訓令第２号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として策定する宮古市都市計画マスタープランに関し必要な事項を協議するため、宮古市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は副市長、副委員長は都市整備部長をもって充てる。

３　委員は、総務部長、企画部長、公共交通担当部長、市民生活部長、環境エネルギー担当部長、保健福祉部長、産業振興部長、上下水道部長、危機管理監及び教育部長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員長は、委員会の事務を総理する。

２　副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（幹事会）

第５条　委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

３　幹事長は、都市計画課長をもって充て、幹事は、委員長が指名する。

４　幹事長は、幹事会を主宰する。

５　幹事会の会議は、必要の都度、幹事長が招集する。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（補則）

第７条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成３０年５月１５日から施行する。

宮古市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

委員会　　平成 30 年 4 月 1 日 現在

区　分	所属及び職名	氏　名	備　考
委員長	副市長	佐藤　廣昭	
副委員長	参与兼都市整備部長	小前　繁	
委　員	総務部長	伊藤　孝雄	
	企画部長	松下　寛	
	公共交通担当部長	山崎　政典	
	市民生活部長	長沢　雅彦	
	環境エネルギー担当部長	滝澤　肇	
	保健福祉部長	中嶋　良彦	
	産業振興部長	菊池　廣	
	上下水道部長	中村　晃	
	危機管理監	芳賀　直樹	
	教育部長	大森　裕	

宮古市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿

幹事会　　平成30年4月1日 現在

区　分	所属及び職名	氏　名	備　考
幹事長	都市整備部　都市計画課長	去石　一良	
幹　事	総務部　総務課長	中嶋　巧	
	財政課長	若江　清隆	
	税務課長	松舘　恵美子	
	企画部　企画課長	多田　康	
	復興推進課長	岩間　健	
	田老総合事務所長	前田　正浩	
	新里総合事務所長	高鼻　辰雄	
	川井総合事務所長	大久保　一吉	
	市民生活部　環境生活課長	佐々木　純子	
	保健福祉部　福祉課長	田代　明博	
	こども課長	伊藤　貢	
	介護保険課長	佐々木　雅明	
	健康課長	早野　貴子	
	産業振興部　産業支援センター所長	下島野　悟	
	観光課長	三田地　環	
	港湾振興課長	小成　勝則	
	農林課長	菊池　敦	
	水産課長	佐々木　勝利	
	都市整備部　建設課長	中屋　保	
	建築住宅課長	戸由　忍	
	危機管理監　危機管理課長	川原　栄司	
	上下水道部　施設課長	三浦　義和	
	教育委員会事務局　生涯学習課長	田中　富士春	
	文化課長	髙橋　憲太郎	

宮古市都市計画マスタープラン策定経過

◎都市計画審議会

H28.11.21	〔予備審査〕宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第3章）
H29.9.7	〔予備審査〕宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章、第6章）
H30.3.28	〔予備審査〕宮古市都市計画マスタープラン（案）について
H30.8.7	宮古市の都市計画に関する基本的な方針（宮古市都市計画マスタープラン）の見直しについて（答申）

◎宮古市議会

H25.2.27	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて〔建設常任委員会〕
H27.12.11	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（見直しの方向性） 〔建設常任委員会〕
H28.2.23	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（見直し体制、課題、全体構想等） 〔建設常任委員会〕
H28.9.13	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第3章） 〔建設常任委員会〕
H29.3.3	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第1章から第4章） 〔建設常任委員会〕
H29.5.26	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章「土地利用の方針」） 〔建設常任委員会〕
H29.7.20	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第4章「分野別方針」） 〔建設常任委員会〕
H29.12.13	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（第5章「地域別方針」） 〔建設常任委員会〕
H30.1.16	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて（全体素案） 〔総務・経済合同常任委員会〕
H30.2.27	宮古市都市計画マスタープラン（案）について〔議員全員協議会〕

◎市民説明会

H30.1.22	重茂公民館（総合交流促進センター）（7名）
H30.1.23	花輪農村文化伝承館（7名）
H30.1.24	津軽石公民館（12名）
H30.1.25	崎山公民館（8名）
H30.1.26	市役所6F大ホール（27名）
H30.1.29	川井生涯学習センター（7名）
H30.1.30	新里福祉センター（10名）
H30.1.31	田老公民館（25名）　（8会場出席者合計103名）

◎策定市民委員会

H28.10.17	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて （見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標）
H29.2.27	第4章 都市づくりの方針（土地利用）について
H29.9.11	第4章 都市づくりの方針（2.市街地整備の方針から11.環境保全の方針まで）について 第6章　計画の推進について
H29.12.4	第5章 地域別まちづくりの方針（地域別構想）について
H30.2.28	宮古市都市計画マスタープラン（案）について
H30.7.25	宮古市都市計画マスタープランの策定について （県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案）

◎庁内策定委員会

H28.8.26	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて （見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標）
H29.1.11	都市づくりの方針（土地利用）について
H29.7.20	第4章 都市づくりの方針（2.市街地整備の方針から11.環境保全の方針まで）について 第6章　計画の推進について
H29.11.7	第5章 地域別まちづくりの方針（地域別構想）について
H30.2.20	宮古市都市計画マスタープラン（案）について
H30.7.10	宮古市都市計画マスタープランの策定について （県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案）

◎庁内策定幹事会

H28.8.19	宮古市都市計画マスタープランの見直しについて （見直しの流れと予定、計画の位置づけ、宮古市の現状と課題、都市づくりの目標）
H28.12.21	都市づくりの方針（土地利用）について
H29.6.19	第4章 都市づくりの方針（2.市街地整備の方針から11.環境保全の方針まで）について 第6章　計画の推進について
H29.11.1	第5章 地域別まちづくりの方針（地域別構想）について
H30.2.14	宮古市都市計画マスタープラン（案）について
H30.7.3	宮古市都市計画マスタープランの策定について （県協議の回答、パブリックコメントの回答、都市計画マスタープラン最終案）

◎パブリックコメント

H30.5.7 ～5.28	宮古市都市計画マスタープラン（案）について

策 定　平成 30 年 9 月
発 行　岩手県宮古市
編 集　宮古市都市整備部都市計画課
TEL 0193-62-2111　FAX 0193-63-9118
ホームページアドレス http://www.city.miyako.iwate.jp/